

電力分野における実態調査報告書

～卸分野について～

令和6年1月



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

目次

第1 調査の趣旨、方法等	1
1 調査の趣旨.....	1
2 調査対象、調査方法及び調査期間.....	2
(1) 書面調査.....	2
(2) ヒアリング調査.....	2
(3) 調査期間.....	2
第2 電力分野の概要等	3
1 電力分野の概要.....	3
(1) 電力取引の流れ.....	3
(2) 電気事業法上の規制.....	4
2 電力自由化の流れ.....	4
(1) 発電分野の自由化及び発送電分離の経緯.....	5
(2) 小売分野の自由化に至る経緯.....	6
(3) 小売全面自由化の概要.....	7
3 卸電力取引の種類.....	8
4 発電事業と小売電気事業の実施体制.....	11
(1) 旧一電における発電事業と小売電気事業の実施体制.....	11
(2) 新電力における発電事業と小売電気事業の実施体制.....	12
(3) その他の発電事業者.....	12
5 発電・卸分野及び小売分野の現状.....	13
(1) 発電分野.....	13
(2) 卸売分野.....	14
(3) 小売分野.....	24
(4) 小括.....	29
6 電取委による内外無差別な卸売（相対取引）に係る取組.....	29
(1) 旧一電による内外無差別な卸売へのコミットメント.....	30
(2) 電取委による内外無差別な卸売に係る確認.....	30
第3 電源アクセス機会の確保及び相対取引における課題	34
1 発電分離を実施した旧一電小売による卸売及び既存の長期契約.....	34
(1) 調査内容.....	34
(2) 発電分離を実施した旧一電小売による卸売及び既存の長期契約の状況.....	34
2 旧一電と新電力における長期契約の締結状況.....	37
(1) 調査内容.....	37
(2) 長期契約に対する意見等.....	37
3 旧一電による社外電源からの調達.....	39
(1) 調査内容.....	39
(2) 旧一電による社外電源からの調達状況.....	40

4	火力電源入札制度に基づいて設置された電源	41
5	相対取引の契約条件	42
	(1) 調査内容	42
	(2) 相対取引における契約条件等	42
6	常時バックアップ	54
	(1) 調査内容	54
	(2) 常時バックアップの状況並びに旧一電及び新電力の見解	55
第4	旧一電の発電部門と小売部門の在り方	58
1	発販分離（旧一電の発電部門と小売部門の分離）	58
	(1) 現状	58
	(2) 電取委による監視	58
2	発販分離に関する状況	59
	(1) 調査内容	59
	(2) 発販分離の進展状況及び現状	59
3	旧一電の小売料金	65
	(1) 調査内容	65
	(2) 新電力の意見	65
第5	電源アクセス機会の確保及び相対取引に関する独占禁止法・競争政策上の考え方	67
1	（総論）新電力の電源アクセス機会の確保及び相対契約による契約条件の是正	67
	(1) 発電事業における旧一電のシェア	67
	(2) 旧一電の既存電源に係る費用負担	67
	(3) （小括）電源アクセス機会の確保	68
	(4) 相対契約による契約条件の是正	68
2	（各論）新電力の電源アクセス機会の確保	68
	(1) 旧一電の小売電気事業者による卸売及び既存の長期契約	68
	(2) 旧一電・新電力による長期契約	69
	(3) 旧一電による社外電源からの調達	70
	(4) 火力電源入札制度に基づいて建設された電源の取扱い	72
3	（各論）相対契約における契約条件の是正	72
	(1) 取引制限条項等	72
	(2) 卸標準メニュー	74
	(3) オプション価値の設定等	75
	(4) 入札又はブローカー取引を利用した卸取引	75
4	（その他）常時バックアップとベースロード市場の整合性	76
第6	旧一電の発電部門と小売部門の在り方に係る独占禁止法・競争政策上の考え方	77
1	旧一電発電からの卸料金を踏まえた旧一電小売の小売料金の設定	77
2	持続的な競争環境確保のための実効的方策	78
3	発販分離	79

第7 公正取引委員会の今後の取組	80
参考 用語集	81

第1 調査の趣旨、方法等

1 調査の趣旨

公正取引委員会は、従来から、電力市場における競争環境について実態調査を行ってきたところ、平成24年9月、「電力市場における競争の在り方について」と題する報告書（以下「平成24年報告書」という。）により提言を公表¹し、平成30年2月、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）の「競争的な電力・ガス市場研究会」において、競争政策上の考え方について意見表明（以下「平成30年意見表明」という。）を行った²。

また、電力自由化の進展とともに独占禁止法の適用範囲が拡大することを踏まえ、経済産業省と連携し、「適正な電力取引についての指針」（以下「電力ガイドライン」という。）を策定し、適時、改定を行うことにより、電気事業法及び独占禁止法上問題となる行為等を明らかにして違反行為の抑止を図ってきた。

公正取引委員会は、このような取組を通じ、経済産業省による卸分野及び小売分野の競争活性化の取組に対し、一定の後押しをしてきたところである。

こうした中、「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月2日閣議決定）において、小売分野の全面自由化や送配電部門の法的分離の実施が決定され、これらの改革は令和2年4月に完了したところであるが、同年10月、政府において「2050年カーボンニュートラル実現」が表明されたことを受けて、電源の非化石化及び再エネ電源主力化の推進が求められることとなり、安定的な電力供給の維持及び確保が課題となっている。その後、令和3年後半から令和4年にかけて、LNG等の燃料価格上昇を背景に、スポット市場価格の高騰や電力需給逼迫が生じた結果、平成12年の小売分野の部分自由化後に小売分野に新規参入した事業者（以下「新電力」という。）の撤退等が相次ぐこととなった。

このように、電力市場は、安定供給と効率性あるいは競争促進とのバランスの中で、国内外の様々な情勢を受けて市場環境や制度上の課題が大きく変化する市場である。

電力システムの在り方及び制度改正の進め方については、経済産業省（資源エネルギー庁及び電取委）において、安定供給対策、環境対策等の様々な政策的要請を踏まえながら、総合的に判断していくべきものである。

一方、公正取引委員会としては、デジタル社会や脱炭素社会において家庭生活や産業活動の重要な基盤となる電気については、需要家にとって、常に多様な選択肢が確保され、自己のニーズに合った形で電力会社や料金メニューを選択できる利益や、効率化による価格低下等が実現する利益を持続的に享受できることが一層重要になるとの認識の下、これらの利益を実現するためには、競争環境の整備も引き続き重要であると考えている。

そこで、平成24年報告書及び平成30年意見表明の時点に比べて、市場を取り巻く状況が大幅に変化したことを踏まえ、現在の電力市場における競争環境の実態や制度上の課題等を把握するため、改めて実態調査を実施することとした。

¹ https://www.jftc.go.jp/dk/kiseikaikaku/index_files/12092101hontai.pdf

² 第4回競争的な電力・ガス市場研究会（平成30年2月20日）資料3「公正取引委員会提出資料」。
https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_studygroup/pdf/004_03_00.pdf

本調査は、調査範囲を特定の取引段階に限定するものではないが、その対象が広範にわたるものであるため、今般、まずは卸分野のうち、発電事業者と小売電気事業者との間の取引に係る内容に関連するものを中心に、調査結果を取りまとめた。

なお、発電分野や小売分野など、本報告書で取り扱わなかった分野についても、引き続き調査を実施していく。

2 調査対象、調査方法及び調査期間³⁾

(1) 書面調査

- ・旧一般電気事業者⁴⁾（用語集 82 頁参照。以下「旧一電」という。）：12 社（回答数：12 社）
- ・新電力：104 社（回答数：88 社）
- ・その他：1 社

(2) ヒアリング調査⁵⁾

- ・旧一電：13 社
- ・新電力：11 社
- ・その他：2 社

(3) 調査期間

- ・書面調査：令和 4 年 12 月から令和 5 年 7 月
- ・ヒアリング調査：令和 5 年 3 月から同年 11 月

³⁾ 今回公表する調査結果の内容に関するもののみ。

⁴⁾ 後記第 2 のみ沖縄電力株式会社を含む。本調査においては、発販一体の旧一電においても、発電部門と小売部門に対して別々の調査票を送付したが、会社としては 1 社であるため、ここでは 1 社とカウントしている。

⁵⁾ 本報告書に記載した事業者の意見は、飽くまでも各事業者の認識又は見解に基づくものである。

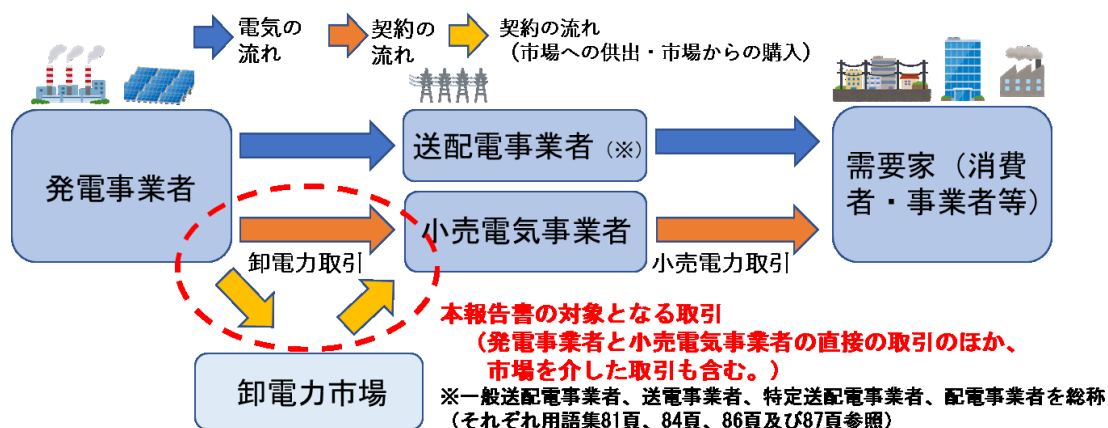
第2 電力分野の概要等

1 電力分野の概要

(1) 電力取引の流れ

電力取引の流れは、大要、図1のとおり、電気そのものの流れ（送配電事業）と契約の流れ（卸売・小売事業）に分かれている。

(図1) 電力取引の流れ



(出典：各種公表資料を基に公正取引委員会において作成)

また、各取引段階における事業及び事業者に関する電気事業法上の定義は以下のとおりである⁶⁾。

- ・**発電事業**とは、自らが維持・運用する発電等用電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電する事業⁷⁾をいう。
- ・**発電事業者**とは、発電事業を営むことについて電気事業法上の届出をした者をいう。
- ・**小売電気事業**とは、小売供給（一般の需要に応じ電気を供給することをいう。）を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。
- ・**小売電気事業者**とは、小売電気事業を営むことについて電気事業法上の登録を受けた者をいう。

さらに、発電事業者が発電した電力を最終需要家以外の者に供給すること（卸電力市場（電力の卸売市場（marketplace）の総称。用語集 81 頁及び 82 頁参照）への電力の供出又は小売電気事業者への電力の販売を含む。）を「卸電力取引」と定義する⁸⁾。

⁶⁾ 図1においては、電気そのものの流れと契約の流れを概括するため、前者を担う電気事業法上の「一般送配電事業者（者）」、「送電事業者（者）」、「特定送配電事業者（者）」及び「配電事業者（者）」を総称し「送配電事業者（者）」と定義した。

⁷⁾ その事業の用に供する発電等用電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するもの。

⁸⁾ 「発電事業」や「小売電気事業」とは異なり、現在の電気事業法において、「卸電気事業」や「卸電力取引」とい

(2) 電気事業法上の規制

発電事業、小売電気事業及び一般送配電事業への参入に当たっては、電気事業法上、一定の規制がなされており、それぞれの事業を営む事業者は、同法において一定の義務が課されている（参入規制及び事業者には課された義務は、表1のとおり）。

なお、発電事業者が、発電した電力を小売電気事業者等に卸売を行う際の取引条件について、電気事業法上、特段の規制はない。

(表1) 電気事業法上の規制

		参入規制	業務上の義務
発電事業		届出制	・調整力等の供給
小売電気事業	旧一電	登録制	・特定小売供給（経過措置料金） ・供給能力の確保 等
	その他の小売電気事業者		・供給能力の確保 等
一般送配電事業		許可制	・託送供給 ・電力量調整供給 ・最終保障供給 ・離島等供給

(出典：各種公表資料を基に公正取引委員会において作成)

2 電力自由化の流れ

我が国における電力自由化等の経緯は、表2のとおりである。

(表2) これまでの電力自由化等の流れ

	主要な経産省の施策等 ※本報告書に関係するものに限る
平成7(1995)年12月	卸電力取引（発電部門への参入）の自由化
平成12(2000)年3月	特別高圧の自由化（小売自由化の開始） 常時バックアップの導入
平成16(2004)年4月	高圧（大口）の自由化
平成17(2005)年4月	高圧（小口）の自由化
平成28(2016)年4月	低圧の自由化（小売全面自由化）
令和元(2019)年7月	ベースロード市場創設
令和2(2020)年4月	発送電分離（送配電部門の法的分離）
令和2(2020)年7月	旧一電による内外無差別な卸売に係るコミットメント
令和3(2021)年4月	コミットメントの履行等及び電取委の確認の開始

(出典：各種公表資料を基に公正取引委員会において作成)

た卸売を総称する概念は規定されていないが、製造（発電）・卸売・小売という取引段階を踏まえて整理することが便宜にかなうため、本報告書においては、電力の卸売取引を指す用語として、本文のとおり定義した。

我が国の電気事業は、昭和 26 年の電気事業再編成⁹⁾以降 60 年以上にわたり、規模の経済性等を理由に、全国を 9 の区域（沖縄復帰後は 10 の区域）に分けて、区域ごとに、発電、送配電及び販売（小売）を一貫して行う一般電気事業者（用語集 81 頁参照。北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）の 10 社）に地域独占を認めるとともに、電気料金を始めとする供給条件を規制することで、需要家の保護や電気事業の健全な発達を図るものとして、制度が設けられ、運用されてきた。

当時の電気事業法において、「卸電気事業者」（電源開発株式会社（以下「電源開発」という。）等が該当。以下「旧卸電気事業者」という。）も存在していたが、旧卸電気事業者が発電する電力は、それぞれの区域において小売電気事業を独占的に営む一般電気事業者に供給することが義務付けられていたため、一般電気事業者の供給力に組み込まれていた。

このような制度に対して、諸外国と比較して電力分野の高コスト構造が指摘されるようになり、これを受けて、平成 7 年以降、順次、電力市場の自由化が行われてきた。

(1) 発電分野の自由化及び発送電分離の経緯

発電分野は、小売分野に先立って自由化が進められており、平成 7 年の電気事業法改正¹⁰⁾により、卸電気事業の参入許可を原則撤廃し、旧一電が行う卸電力の購入に係る入札に応募し、落札することにより、旧一電や旧卸電気事業者以外の発電事業者（いわゆる共同火力発電所（用語集 83 頁参照）、いわゆる共同水力発電所（用語集 83 頁参照）等が該当。以下「旧卸供給事業者」という。）の自由な参入が認められている。

また、平成 28 年以前の電気事業法においては、旧卸電気事業者や旧卸供給事業者（現在の電気事業法では、いずれも「発電事業者」に該当）は、一般電気事業者に電気を供給（卸供給）するものとされており、旧卸電気事業者や旧卸供給事業者による一般電気事業者に対する一定の規模・期間を超える電力の供給（卸供給）については、設備種別ごと、かつ、地点別又は水系別に、必要と想定される適正な原価に事業報酬を加えて料金を算定することとされていたが、現在は、供給先や卸料金に係る規制（卸規制）は全て撤廃されている。

これを踏まえて、電源開発の保有する電源や、地方公共団体の保有する水力電源等について、資源エネルギー庁が策定した「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月）等も踏まえ、契約の見直しが進められてきている。

他方、送配電部門については、需給管理や送配電網の建設・保守の規模の経済性の観点

⁹⁾ 戦時中、電力の国家管理を目的として、発送電事業については日本発送電株式会社による独占、配電事業については地域ごとの配電会社 9 社という体制が整備されたが、昭和 25 年のポツダム政令（電気事業再編成令及び公益事業令）により日本発送電株式会社が解体された。

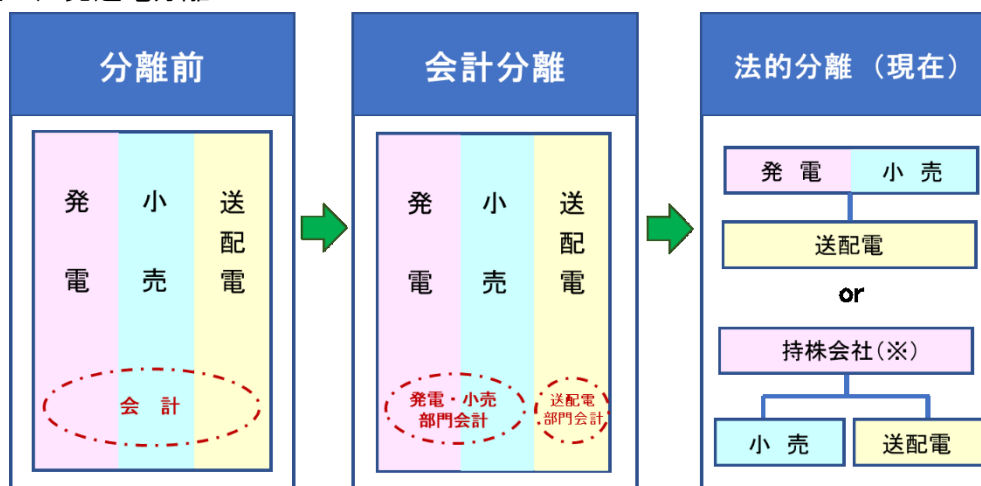
¹⁰⁾ 電気事業法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 75 号）による改正。

から、各区域に一つの事業者が独占的にサービスを提供する形態を残しつつ、中立性を担保する方向での制度改正が行われてきている。

具体的には、平成 15 年の電気事業法改正¹¹により、送配電部門の会計と発電・小売部門の会計を分離する「会計分離」が導入され、さらに、送配電部門の中立性の一層の確保を図る観点から、平成 25 年 4 月、当時の一般電気事業者（沖縄電力を除く。）の送配電部門を別会社として「法的分離」を実施する方針が閣議決定され、平成 27 年 6 月の電気事業法改正により、令和 2 年 4 月に旧一電の送配電部門を別会社として分離し、一般送配電事業者とする「法的分離」が行われており、現在、一般送配電事業者は、発電事業や小売電気事業を営むことが原則として禁止されている。

また、「法的分離」に伴い、適正な競争関係を確保するため、電気事業法において、一般送配電事業者に対し、自社グループの発電事業者、小売電気事業者等の取締役等の兼職禁止、託送供給業務等で得た情報の目的外利用の禁止等の行為規制が課せられている。

(図 2) 発送電分離



※発電事業者を兼ねている例もある

(出典：各種公表資料を基に公正取引委員会において作成)

(2) 小売分野の自由化に至る経緯

平成 12 年 3 月から特別高圧（用語集 86 頁参照）で受電する大口需要家（原則契約電力 2,000kW 以上）を対象として、電力小売分野が部分自由化されたことに伴い、旧一電以外の小売電気事業者¹²による小売分野への参入が認められている。

また、平成 16 年 4 月から高圧（用語集 83 頁参照）で受電する需要家の一部（契約電力 500kW 以上）が、平成 17 年 4 月から高圧で受電する全ての需要家（原則契約電力 50kW 以上）が、それぞれ自由化の対象となり、電力小売分野の自由化範囲が段階的に拡大された。

その後、東日本大震災による原子力発電所の事故や電力需給の逼迫を契機に、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかになったことから、①安定供給の確保、②電気料

¹¹ 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成 15 年法律第 92 号）による改正。

¹² 当時の電気事業法上は「特定規模電気事業者」とされていた。現在の新電力を指す。

金の最大限抑制及び③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大の3つを目的として、①広域系統運用の拡大（電力が余っている地域から足りない地域へ供給するなど、地域を越えた電力の融通をしやすいするための制度整備）、②小売及び発電の全面自由化並びに③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保の3つを柱とした「電力システムに関する改革方針」が平成25年4月2日に閣議決定された。

その結果、平成26年の電気事業法改正¹³により、平成28年4月から、低圧（用語集85頁参照）で受電する一般家庭等の需要家（原則契約電力50kW未満）も自由化の対象となり、小売分野の全面自由化に至っている。

(3) 小売全面自由化の概要

ア 小売電気事業者及び小売料金

電気事業法に基づき、現在、小売電気事業は登録制となっている。

平成28年4月以降は、経済産業大臣の登録を受けた小売電気事業者であれば、一般家庭も含む全ての需要家に対して電気の供給が可能となり、全ての需要家は、そのエリアの旧一電のほか、新電力等も含め、自由に小売電気事業者や料金メニューを選択できるようになっている。

(7) 低圧部門における規制料金（経過措置料金）

平成28年4月の小売全面自由化に当たり、旧一電の「規制なき独占」に陥る事態を防ぐこと及び需要家保護の観点から、平成26年改正の電気事業法において、低圧需要家向けの小売規制料金等については、令和2年3月末までは、全国全ての区域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続すること、また、電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する供給区域は、同年4月以降も規制料金が存続することが規定された（附則第16条第1項、第6項及び第7項）。その後、令和元年7月、全ての旧一電の供給区域が経済産業大臣の指定を受けたことで、令和2年4月以降も当該区域において旧一電の規制料金が存続することとなり、令和6年1月現在も規制料金が存続している。

また、規制料金は、最大限の経営効率化を踏まえた上で、「電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額」と料金の収入が一致するように設定され、その約款（特定小売供給約款）は、経済産業大臣による認可が必要となる（約款の変更についても同様）。

さらに、規制料金に係る燃料費調整（用語集86頁参照）単価は、基準平均燃料価格の1.5倍が上限とされている¹⁴。

¹³ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正。

¹⁴ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）第40条第1項。当該上限は、規制料金における燃料費調整制度が導入された平成8年から継続している。

(イ) 一般送配電事業者による最終保障供給

平成 28 年 3 月以前から自由化対象となっていた特別高圧及び高圧の需要家¹⁵⁾は、どの小売電気事業者からも電気の供給を受けられなくなることはないよう、セーフティネットとして、各地域の一般送配電事業者から電気の供給を受けられることとなっており、電気事業法において、一般送配電事業者に対して最終保障供給義務（用語集 83 頁参照）が課せられている。

イ 小売電気事業者に係る義務及び監視体制

小売全面自由化後も電力の安定供給を確保するため、電気事業法において、全ての小売電気事業者は、自らの顧客の電力需要に応じるために必要な供給能力を確保しなければならないことが義務付けられている（以下「供給能力確保義務」という。）。ただし、自前の電源を確保することまでは求められていない。また、需要家保護のため、電気事業法において、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするときは、料金その他の供給条件について、需要家に対し説明することが義務付けられている。

併せて、小売全面自由化後の電力市場の厳正な監視を行うための機関として設立された電取委において、相談・情報提供窓口を設置し、小売供給契約を締結する際のトラブル等に関する消費者からの相談に対する助言を行っているほか、旧一電や一般送配電事業者に対する監査、小売取引や卸取引の監視、卸電力取引の活性化に係る取組等を行っている。

3 卸電力取引の種類

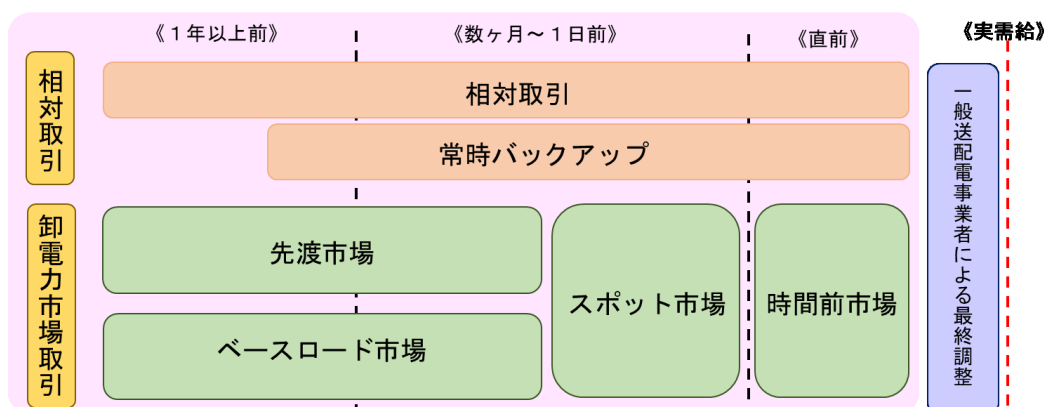
卸電力取引には、売主（発電事業者）と買主（主に小売電気事業者¹⁶⁾）との間で直接契約が行われるもの（相対取引（契約））と、売主（発電事業者）が卸電力市場に電力を供出し、買主（小売電気事業者）が卸電力市場から購入するもの（卸電力市場取引）とがある。

図 3 のとおり、前者（相対取引）には常時バックアップが含まれ、後者（卸電力市場取引）には取引時期、電源種類、目的等の異なる複数の市場（スポット（一日前）市場、ベースロード市場等）が存在する（それぞれの用語の定義は以下のとおり）。

¹⁵⁾ 低圧需要家は最終保障供給義務の対象外である。

¹⁶⁾ 旧一電の発電事業者が他の発電事業者から電力を調達する場合を含む。

(図3) 卸電力取引の種類



(出典：各種公表資料を基に公正取引委員会において作成)

相対取引（契約）とは、特定の発電事業者と特定の小売電気事業者¹⁷があらかじめ一定の期間の購入量、価格その他の条件を定めた契約を締結することをいう。相対契約の契約期間は通年（1年間）が多いが、複数年（2年以上）にわたる長期契約や1年に満たない短期契約もある。また、主な契約の種類としては、契約時点において数量、価格等の契約条件をあらかじめ定めている確定数量契約と、契約で定められた範囲内において数量を変更することが可能な変動数量契約の2種類がある。

変動数量契約は、小売電気事業者が、発電事業者からの電力受給量を柔軟に変更（増減）することができる契約である。契約において、その条件（オプション）として、卸売価格をあらかじめ定めた上で、契約で定められた範囲で任意に受給量を変更できる権利（通告変更権）、発電事業者に対して当該変更を通告できる期限（通告変更期限）又は変更可能な受給量の幅（通告変更可能幅）が設けられることがある。

なお、相対取引（常時バックアップを含む。）においては、契約条件として燃料費調整が付される場合があり、燃料費調整が付されている場合、燃料価格の変動に応じて、自動的に契約単価に燃料費調整額が加算又は減算される¹⁸。

常時バックアップとは、小売分野への新規参入者¹⁹の電源アクセス機会を確保し、新規参入者が需要拡大に伴う調達不足分を補うことを目的として、新規参入者が供給を行うエリアの旧一電から電力の一部卸売を継続的に受け、需要家に対して電気の供給を行う形態のことである。

常時バックアップは、平成12年の小売部分自由化（特別高圧部門の自由化）当初から存在する制度であるが、電気事業法上の制度ではない。電力ガイドラインにおいて、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量（契約申請又は開始時点を基点とした小売電気事業者の需要の増加量）に応じて一定割合（特別高圧・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バッ

¹⁷ 旧一電の発電事業者が他の発電事業者から電力を調達する場合を含む。

¹⁸ 燃料費調整額の算出方法は、発電事業者によってまちまちであるが、主に貿易統計における原油価格、LNG価格、石炭価格等を基に算出されることが多い。

¹⁹ 主に新電力が対象となるが、自社エリア外に進出する旧一電も含まれる。

クアップが確保されるような配慮を旧一電が行うことが適当であるとされており、旧一電に対してのみ電力の供出を事実上義務付ける、いわゆる「非対称規制」の一つとされている。常時バックアップは、私契約であることから、料金や契約条件については、電力ガイドラインに記載されている一般的な考え方や過去の審議会等で整理された考え方以外は、基本的に事業者が任意で設定しているものであり、実際に、旧一電各社によって、常時バックアップの料金その他の契約条件はまちまちである。また、常時バックアップは、小売自由化に伴う過渡的制度であって、電力ガイドラインにおいて、「電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくな」とされている。

・**スポット（一日前）市場**とは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）に開設されている市場の一つであり、翌日に受け渡す電力の取引を行う市場で、沖縄以外の全国9エリアで取引が行われている。小売電気事業者は、翌日の供給力の確保状況や需要の見通しに基づき、不足分の電力をスポット市場で調達する。

1日を30分単位（コマ）に区切った48コマについて取引を行い、最低取引単位は1コマ当たり500kWhである。売手（発電事業者等や旧一電等）と買手（新電力や旧一電等）は、取引日（通常は受渡日の前日）までに、販売希望量・価格又は購入希望量・価格の組合せを札入れする。約定方式は、48コマ全ての売り札と買い札について、価格と数量に応じて積み上げ、需要曲線と供給曲線が交わる均衡点を算出し、1コマにつき一つの約定価格を決定する、いわゆるシングルプライスオークション（用語集84頁参照）である。

・**ベースロード市場**とは、JEPXに開設されている市場の一つであり、新電力が、旧一電の小売電気事業者又は小売部門（以下「旧一電小売」という。）と同様の環境でベースロード電源（用語集88頁参照）を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売電気事業者間の競争を活性化させることを目的として令和元年7月に創設された市場である。

ベースロード市場は、電気事業法上の制度ではないものの、前記の目的を達成するため、電力ガイドラインにおいて、旧一電（沖縄電力を除く。）の発電事業者等の大規模発電事業者（全国で500万kW以上の発電規模を有する発電事業者等）に対して、一定量の電力の供出を事実上義務付けており、いわゆる「非対称規制」の一つとされている。

ベースロード市場における取引については、電力ガイドラインにおいて、「卸電力取引所など卸電力市場が活性化されるまでの間は、新規参入した小売電気事業者のベース需要（用語集88頁参照）に対し十分な量を市場へ投入するような配慮を行うことが適当である」とされている。

また、大規模発電事業者がベースロード市場に電力を投入する際の価格については、電力ガイドラインにおいて、「自己又はグループ内の小売部門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準としないことが望まれる」とされていることに加え、「ベースロード市場ガイドライン」（平成31年3月19日資源エネルギー庁策定）において、「ベースロード市場への供出価格が自己又はグループ内の小売部

門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準とならないよう、ベースロード電源の発電平均コスト²⁰を基本とした価格を供出上限価格として投入することが適当」とされている。

ベースロード市場における入札は、原則として受渡年度の前年度の8月、10月、11月及び1月に実施されているが、約定した場合、受渡期間（1年又は2年）にわたり、年間固定価格又は燃料費（石炭価格）の変動を踏まえた価格で受け渡すこととされており、小売電気事業者にとっては、スポット市場の価格変動リスクを回避しながら安定的に電力を調達することができる一方、発電事業者にとっては、安定的な電力の供給先を確保することが可能となる。

なお、大規模発電事業者による供出義務量については、「ベースロード市場ガイドライン」において、常時バックアップによる供出量、電源開発の電源の切り出し量（電源開発と旧一電による長期相対契約の見直しに係る総量）及び新電力との長期間の相対契約による供出量に応じて一定量を控除することが認められている。

・先物市場、先渡市場、時間前市場については、用語集 83 頁及び 84 頁を参照。

4 発電事業と小売電気事業の実施体制

(1) 旧一電における発電事業と小売電気事業の実施体制

旧一電には、発電事業と小売電気事業の両方の事業を行っている（以下「発販一体」という。）者と、いずれか一方の事業のみを行っている（以下「発販分離」という。）者が存在するところ、それぞれの地域における現在の旧一電の体制は、図4のとおりである。

(図4) 各地域における旧一電の体制

地域	発電部門（事業者）	小売部門（事業者）
北海道	北海道電力(株)	
東北	東北電力(株)	
東京	東京電力ホールディングス(株) 原子力 東京電力リニューアブルパワー(株) 再エネ	東京電力エナジーパートナー(株)
	(株)JERA 火力	
中部	中部電力(株) 原子力・再エネ	中部電力ミライズ(株)
北陸	北陸電力(株)	
関西	関西電力(株)	
中国	中国電力(株)	
四国	四国電力(株)	
九州	九州電力(株)	
沖縄	沖縄電力(株)	

(出典：各種公表資料を基に公正取引委員会において作成)

²⁰ 「ベースロード市場ガイドライン」において、「大規模発電事業者におけるベースロード電源の発電平均コストは、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）」に準じて（中略）算定される、当該大規模発電事業者のベースロード電源に係る受渡し期間における水力発電費、火力発電費、原子力発電費及び新エネルギー等発電等費の合計をベースロード電源の想定発電電力量で除したものとすることが適当である」とされている。

なお、株式会社 JERA は、平成 27 年に東京電力グループ及び中部電力グループの火力発電部門を統合して設立された発電事業者である。これに伴い、発電分離を実施した東京電力グループ及び中部電力グループにおいては、電源の種類によって発電事業者が複数存在している。

(2) 新電力における発電事業と小売電気事業の実施体制

前記 2 (3) イ (8 頁参照) のとおり、小売電気事業への参入に当たっては、自社電源を保有することは要件ではない。このため、自社電源を保有していない新電力も多い。ただし、新電力の中には、発電事業も併せて営む者も存在する。

(3) その他の発電事業者

その他の主な発電事業者として、電源開発が存在する。同社は、電源開発促進法²¹⁾に基づく特殊法人(当時の一般電気事業者 9 社及び政府が株主)として昭和 27 年に設立され、民間企業では負担の大きい大型の水力発電所や石炭火力発電所の整備、各エリア間の送電線網の整備等を行うとともに、当時の一般電気事業者 9 社(沖縄復帰後は 10 社)に対する電力の卸売を行ってきた。電力の卸売については、現在も旧一電各社に対するものが大部分を占めるが、平成 16 年の完全民営化²²⁾後は、新電力への卸売や卸電力市場への供出も行っている²³⁾。

²¹⁾ 昭和 27 年法律第 283 号。電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成 15 年法律第 92 号)第 3 条(平成 15 年 10 月 2 日施行)により廃止。

²²⁾ 平成 16 年に東京証券取引所第一部に上場。

²³⁾ 電取委において、電源開発と旧一電による長期相対契約の見直し(切り出し)に係る協議状況のモニタリングを行っており、令和 5 年 4 月から 6 月期においては、電源開発の有する電源約 1200 万 kW のうち、約 5%に当たる約 61.9 万 kW が、旧一電との既存契約を見直した(切り出された)状況とされている(第 89 回制度設計専門会合(令和 5 年 9 月 29 日)資料 11)。

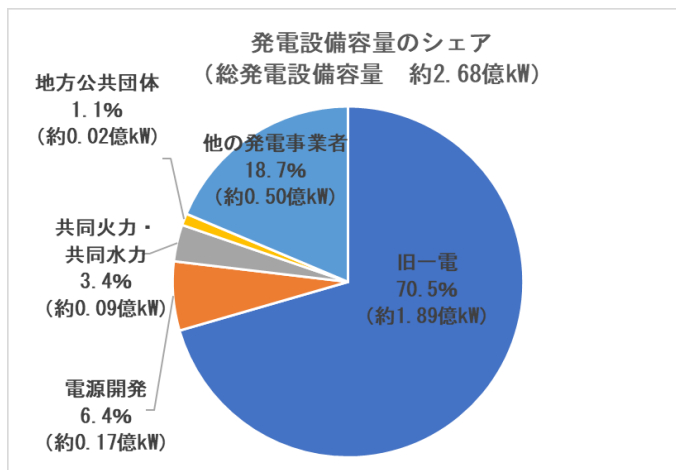
5 発電・卸分野及び小売分野の現状

(1) 発電分野

ア 発電設備容量に基づくシェア

令和4年3月時点における発電事業者の総発電設備容量（最大出力）は、約2.68億kWである。そのうち、旧一電の総発電設備容量の合計は、約1.89億kW²⁴であり、発電設備容量に基づく旧一電のシェアは70.5%である。

(図5) 発電設備容量に基づくシェア



(出典：電力調査統計（令和4年3月分）を基に公正取引委員会において作成)

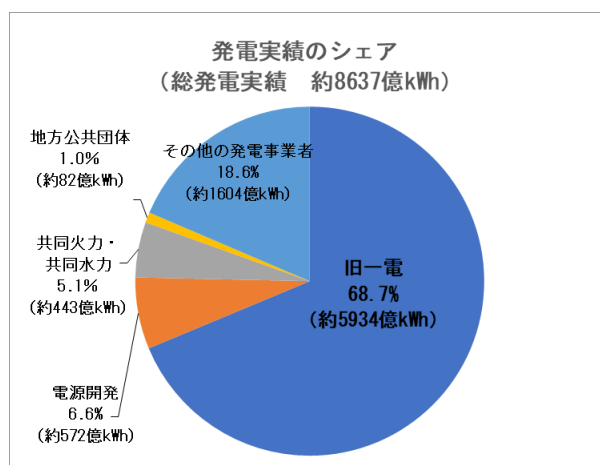
イ 発電実績に基づくシェア

令和3年度における電気事業者の総発電電力量は、約8637億kWhである。そのうち、旧一電の発電電力量の合計は、約5934億kWh²⁵であり、発電実績に基づく旧一電のシェアは68.7%である。

²⁴ 資源エネルギー庁が公表している電力調査統計（令和3年度）の発電所出力を基に、公正取引委員会において集計（旧一電が出資している共同火力発電所等は除く。）。

²⁵ 資源エネルギー庁が公表している電力調査統計（令和3年度）の発電実績を基に、公正取引委員会において集計（旧一電が出資している共同火力発電所等は除く。）。

(図6) 発電実績に基づくシェア



(出典：電力調査統計（令和3年度）を基に公正取引委員会において作成)

(2) 卸売分野

ア 旧一電による卸売

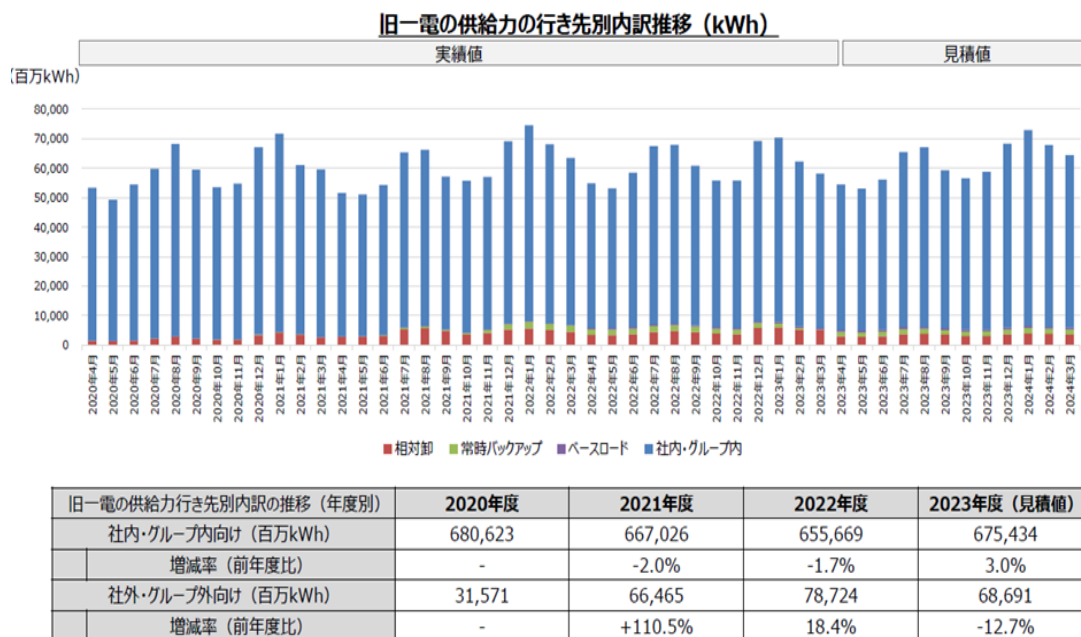
(ア) 旧一電の供給量及び供給先

旧一電の供給量については、季節ごとのばらつきはあるが、各年度間で大きな差は無い。最も需要量が少ない時期（4月から5月）においては、1か月当たり500億kWh程度、最も需要量が多い時期（12月から1月）においては、1か月当たり700億kWh程度、年間で約7100億kWhから約7300億kWhである。

また、供給先については、令和2年度において、旧一電の社内又はグループ内向けが95.6%、旧一電の社外又はグループ外向けが4.4%であったが、令和4年度においては、旧一電の社内又はグループ内向けが89.3%、旧一電の社外又はグループ外向けが10.7%であり、旧一電の社外又はグループ外向けが増加している²⁶。

²⁶ そのほか、本文中の割合に含めていない卸売として、スポット市場や時間前市場における販売が存在する。

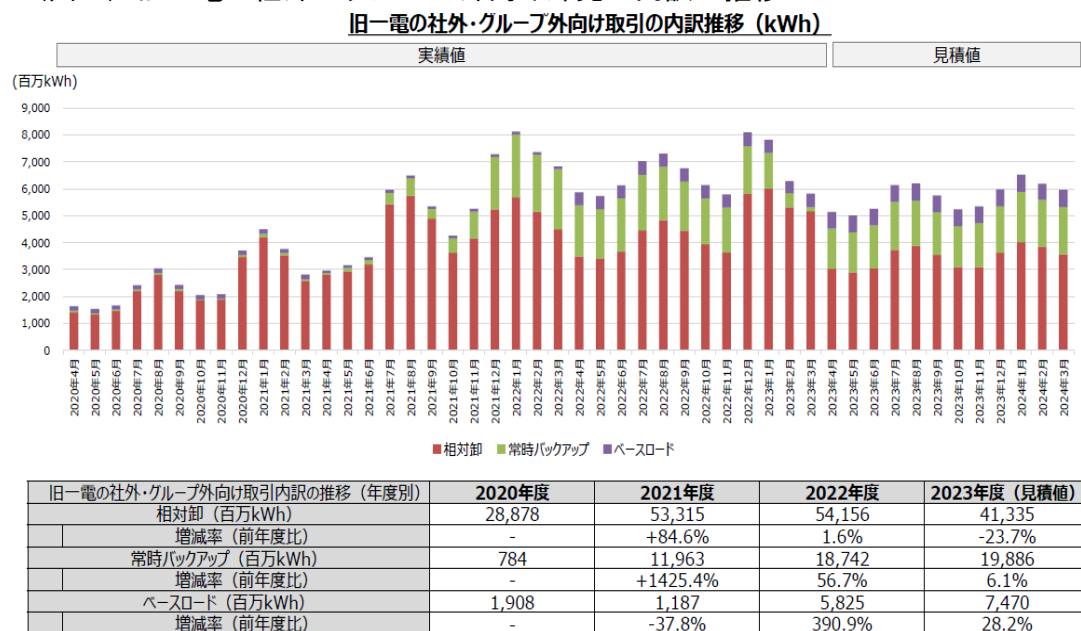
(図7) 旧一電の供給量及び供給先の推移



(出典：第86回制度設計専門会合 (令和5年6月27日) 資料5)

旧一電の社外・グループ外向けの相対契約、常時バックアップ及びベースロード市場 (約定量) に占めるそれぞれの割合は、令和4年度において、相対契約が68.8%、常時バックアップが23.8%、ベースロード市場が7.4%である。

(図8) 旧一電の社外・グループ外向け卸売の内訳の推移



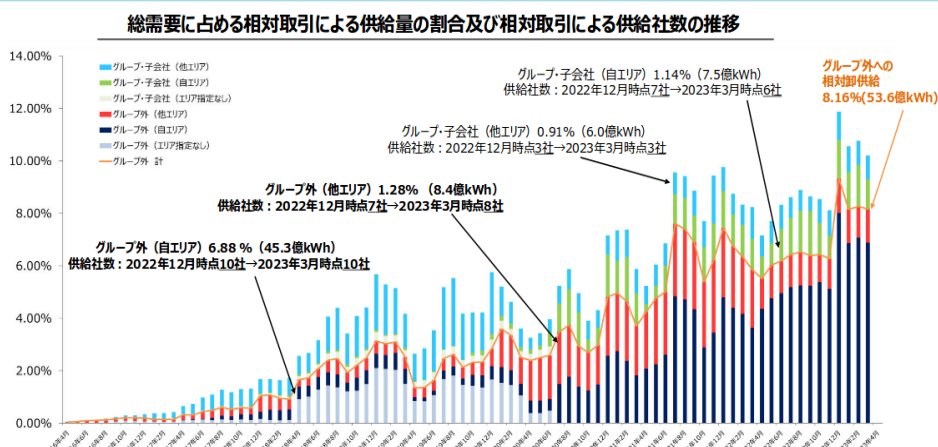
(出典：第86回制度設計専門会合 (令和5年6月27日) 資料5)

(イ) 相対契約による卸売

平成 28 年 4 月の小売全面自由化以降、旧一電の相対契約による卸売量は増加傾向にあり、令和 5 年 3 月時点において、総需要に占める旧一電の相対契約による卸売量の割合は 10.2% である。そのうち、旧一電によるグループ外への相対契約による卸売量の割合は 8.2% であり、新電力の需要の 46.2% を占めている。

(図 9) 総需要に占める旧一電の相対取引による供給量の割合の推移

- グループ外への相対卸供給 8.16% (53.6 億 kWh) は、新電力需要 (116.1 億 kWh) の 46.2% を占める。
- 総需要に占める常時 BU 販売電力量の割合は 0.2% (1.6 億 kWh) となっている。



(出典：第 86 回制度設計専門会合 (令和 5 年 6 月 27 日) 資料 11)

イ 常時バックアップによる取引の状況

(ア) 常時バックアップ販売量の推移

総需要に占める常時バックアップ販売量の割合は、小売全面自由化がなされた平成 28 年 4 月当時、約 0.6% であり、その後、2% 弱まで上昇し、1% から 2% で推移していたが、令和 2 年 4 月から同年 12 月にかけて 0.1% まで低下した。

しかしながら、後記ウ(ウ) (22 頁参照) のスポット市場価格の高騰等を受け、後記(イ)のとおり、常時バックアップ価格がスポット市場価格よりも安価になったことから、令和 3 年 12 月から令和 4 年 12 月にかけて約 3% まで上昇したが、令和 5 年 6 月時点において、0.1% まで低下している。

(図 10) 総需要に占める常時バックアップ販売量の割合の推移

○ 総需要に占める常時BU販売電力量の割合は0.1% (0.3億kWh) となっている。

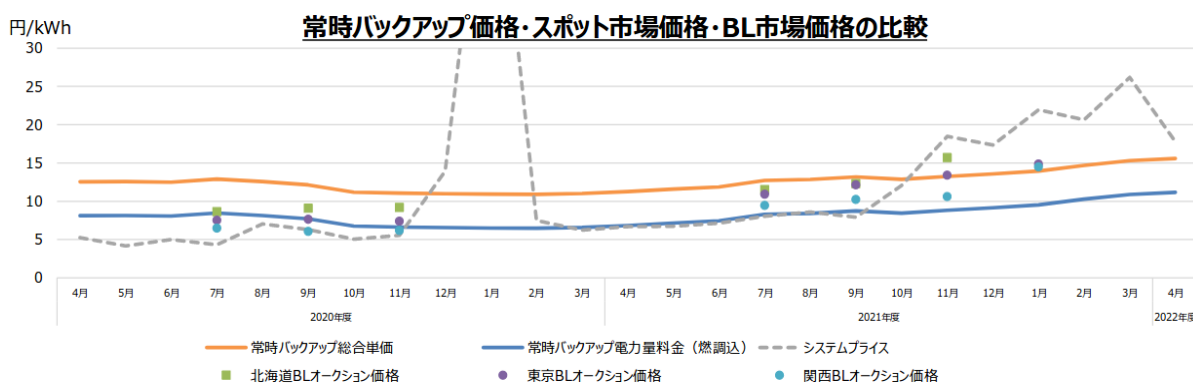


(出典：第 89 回制度設計専門会合 (令和 5 年 9 月 29 日) 資料 11)

(イ) 常時バックアップの料金の推移

常時バックアップの料金は、旧一電各社が任意に設定している。ただし、令和 5 年 10 月改定前の電力ガイドラインにおいては、多くの新電力が常時バックアップに依存せざるを得ない状況を前提として、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金²⁷⁾を設定すること又はグループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定することは独占禁止法上問題となるおそれがある旨が記載されていた²⁸⁾。また、電取委は、旧一電に対し、常時バックアップの卸供給料金体系について、「自社の小売料金と整合性の取れた価格体系 (= 全電源平均価格) を取ること」²⁹⁾を求めていることから、常時バックアップの価格水準は、基本的に一定で推移しており、スポット市場よりも価格変動が少なくなっている。

(図 11) 常時バックアップ価格・スポット市場価格・ベースロード市場価格の比較



(出典：第 73 回制度設計専門会合 (令和 4 年 5 月 31 日) 資料 6)

²⁷ 電力ガイドラインにおいて、「常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップでは発生しない需要家への小売供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる」とされている。

²⁸ 令和 5 年 10 月の改定後も、「常時バックアップに依存せざるを得ない特定の小売電気事業者」に対しては、同様の記載が維持されている。

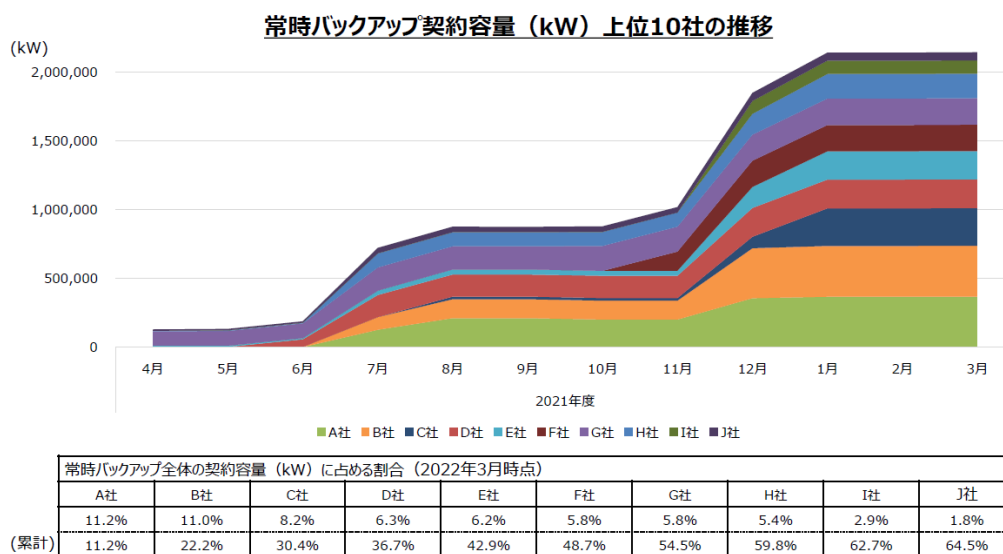
²⁹ 第 9 回電力・ガス基本政策小委員会 (平成 30 年 5 月 18 日) 資料 7。具体的には、「常時 BU 価格 = 自社の小売平均料金 - 託送料金 - 営業費」という考えを示している。

(ウ) 常時バックアップに係る問題点及び適正化

a 一部の新電力による常時バックアップの占有

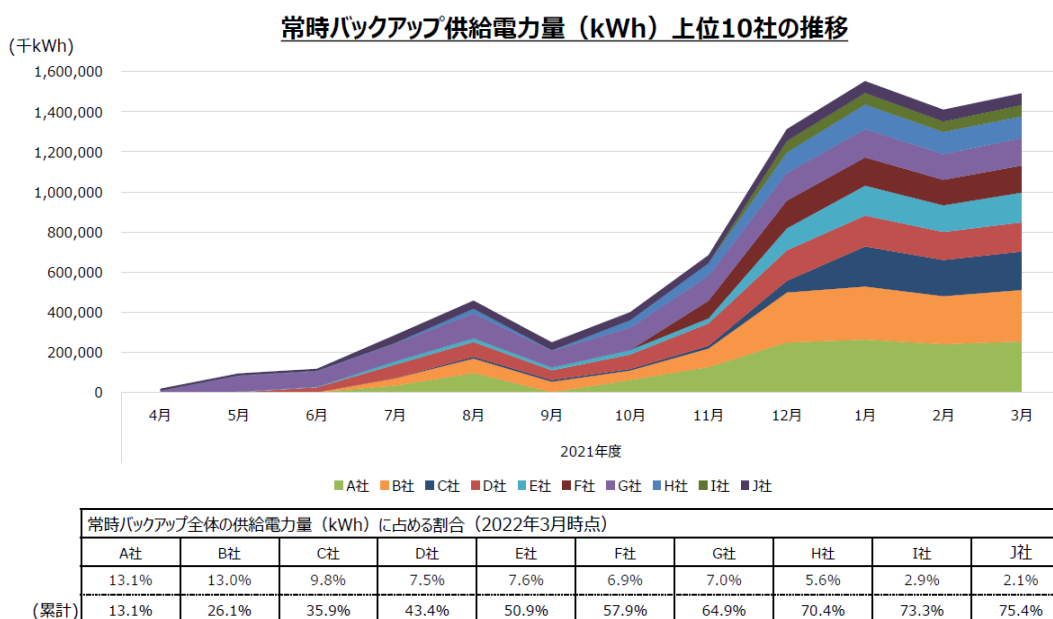
令和4年3月時点において、常時バックアップの契約容量(kW)(全エリア合計)について、新電力のうち上位10社の契約総量が64.5%を占めていた。また、常時バックアップの供給電力量(kWh)(全エリア合計)についても、当該10社が75.4%を占めており、一部の新電力が、常時バックアップの契約容量及び供給電力量の大半を占めている状況にある。

(図12) 一部の新電力による常時バックアップに係る契約容量の推移



(出典：第75回制度設計専門会合(令和4年7月26日)資料4)

(図13) 一部の新電力による常時バックアップに係る供給電力量の推移

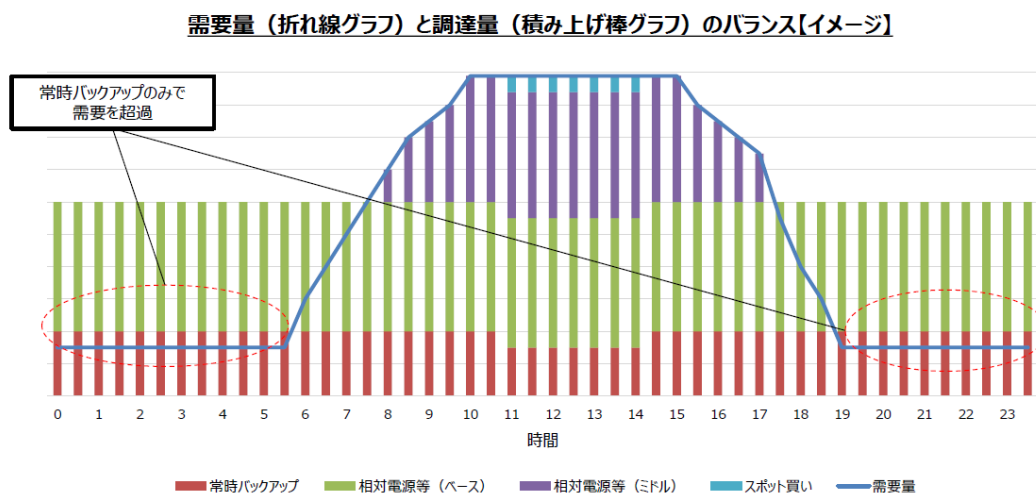


(出典：第75回制度設計専門会合(令和4年7月26日)資料4)

b 常時バックアップの転売

一部の新電力においては、需要の少ない時間帯において、常時バックアップによる調達量が当該新電力の需要量を上回り、当該新電力が余剰分をスポット市場へ供出していたなど、新規参入者の調達不足分を補うという常時バックアップの制度趣旨に反しているとみられる利用が行われていた。

(図 14) 常時バックアップによる調達量と需要量の比較



(出典：第 75 回制度設計専門会合 (令和 4 年 7 月 26 日) 資料 4)

c 常時バックアップの新規契約又は既存契約の増量に係る受付停止

旧一電各社 (沖縄電力を除く。) は、供給力不足を理由として、令和 4 年以降、常時バックアップの新規契約又は既存契約の増量に係る受付を停止していた。

(図 15) 旧一電による常時バックアップの受付状況

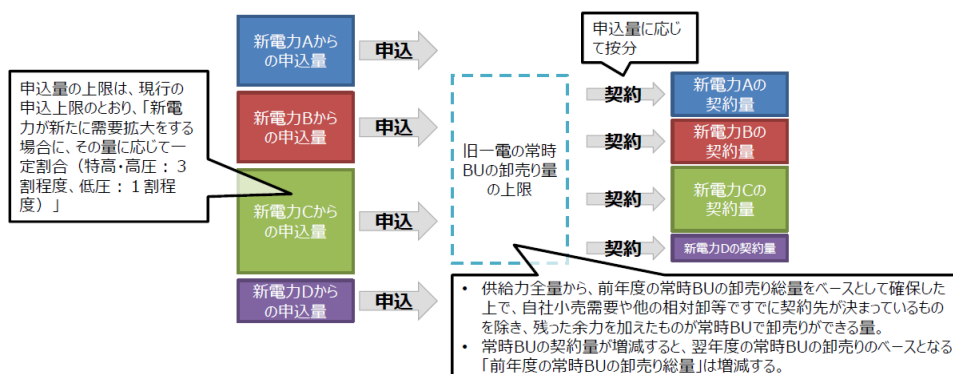
事業者	常時バックアップ受付状況
北海道	2022年4月開始分以降は受付停止。
東北	2022年1月開始分以降は受付停止。
東電EP	2022年3月開始分以降は受付停止。
中部ミライズ	2022年2月開始分以降は受付停止。
北陸	2022年4月開始分以降は受付停止。
関西	2022年1月開始分～4月開始分は、常時バックアップ契約電力の減量分を原資として、限られた余力の中で少量配分。5月開始分以降は、新規契約は供給開始月を延期、増量については受付停止。
中国	受付は行っているが、2021年12月開始分以降は、供給余力が十分でないため、新規契約および既存契約の増量の契約締結に至っていない。
四国	2022年4月1日供給開始分の申込受付を最後に、受付停止。
九州	2022年4月以降の申込分は受付停止。
沖縄	随時受付中。

(出典：第 73 回制度設計専門会合 (令和 4 年 5 月 31 日) 資料 6)

d 常時バックアップの適正化

前記 a から c の問題を受けて、常時バックアップの適正化を図るため、新規受付事業者及び既存契約事業者のいずれについても、常時バックアップの申込量に応じて公平に按分する、常時バックアップに係る通告変更可能幅を狭めるなどの運用変更が行われた。

(図 16) 常時バックアップの申込量に応じた按分方法



(出典：第 59 回電力・ガス基本政策小委員会（令和 5 年 3 月 1 日）資料 5）

ウ 卸電力市場の創設と活性化

(7) 卸電力市場創設の経緯

平成 15 年 2 月に取りまとめられた「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」（資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告）において、全国規模の卸電力市場を整備するとされたことを受けて、同年 11 月、私設・任意の市場として JEPX が創設され、平成 17 年 4 月から、「スポット取引」等の電力の現物取引が開始されている。

その後、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大や、卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成等の目的を果たすため、平成 26 年の電気事業法改正³⁰により、それまで私設・任意で運営されてきた卸電力取引所を法定化し、指定された法人は国による規制・監督を受けることとする指定法人制度が創設され、同法の施行（平成 28 年 4 月）と同時に、JEPX がその指定を受けることとなった。

JEPX においては、様々な課題や事業者のニーズを踏まえた卸電力市場・商品が順次追加され、平成 21 年には先渡市場及び時間前市場における取引が開始され、令和元年にはベースロード市場における取引が開始されている。

(イ) 卸電力市場における取引活性化に向けた取組

平成 24 年から平成 25 年にかけて開催された「電力システム改革専門委員会」（資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会総合部会）において、旧一電各社から、卸

³⁰ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）。

電力市場の活性化を図るための自主的取組を行うことが表明された。

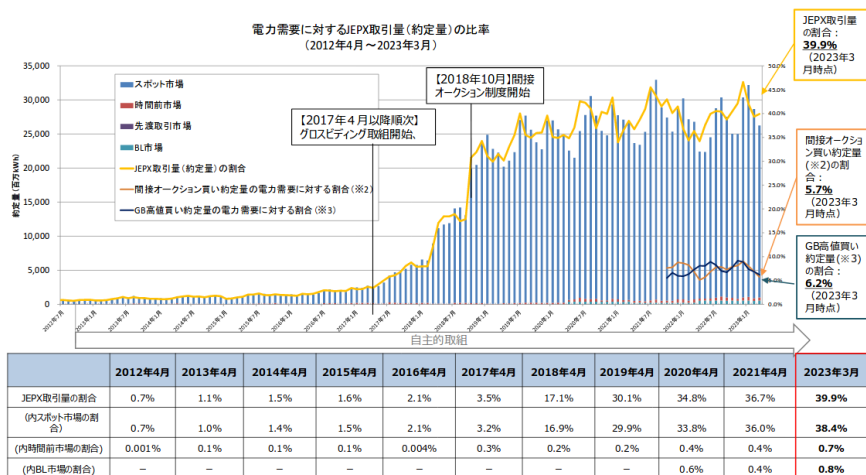
その一環として、スポット市場における余剰電力の限界費用ベース⁸¹⁾での全量供出が行われており、電力ガイドラインにおいても、「卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましい」とされている。

また、電力ガイドラインにおいて、「卸電力市場の透明性、市場参加者の予見性向上のため、十分な発電情報が公開されることが望ましい。具体的には、発電事業者は、合理的な理由があると認められる場合を除き、認可出力 10 万 kW 以上の発電ユニットについて、(中略)、30 分コマごとの発電量を、電源種別・発電方式とともに、発電実績がユニットごとに実需給後 5 日以内に公開されるようにすることが望ましい」とされている。

さらに、公正かつ有効な競争の観点から、電力ガイドラインにおいては、認可出力 10 万 kW 以上の発電ユニット（発電機）の計画外停止に係る事実等のインサイダー情報⁸²⁾について、これを公表せず、一部の事業者のみが知って取引することは、「卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る」とされている。

これらの取組等⁸³⁾により、スポット市場を含む卸電力市場の取引量は増加してきており、総販売電力量に占める卸電力市場における取引量は、令和 5 年 3 月時点で 39.9%となっている。

(図 17) JEPX における取引量の推移



(出典：第 86 回制度設計専門会合（令和 5 年 6 月 27 日）資料 11)

⁸¹⁾ 電力を 1 kWh 追加的に発電する際に必要となる費用をいい、燃料費等が該当する。

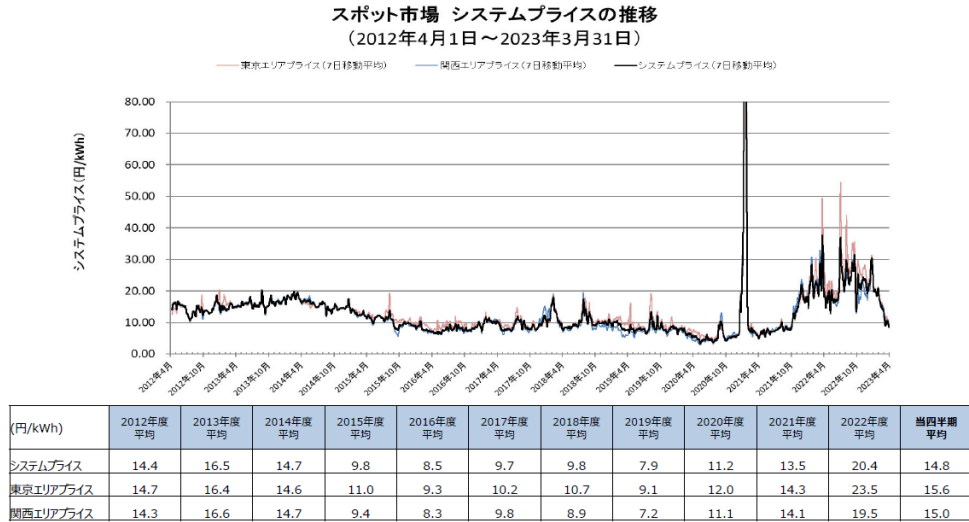
⁸²⁾ 電気の卸取引に関係があり、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等。

⁸³⁾ そのほかの取組として、平成 28 年 10 月から導入された間接オークション（用語集 82 頁参照）や、平成 29 年 4 月から開始されたグロス・ビディング（旧一電が社内取引分を含めて取引所を介して売買する取組。用語集 83 頁参照）がある（第 87 回制度設計専門会合（令和 5 年 7 月 28 日）において、グロス・ビディングは一定の役割を終えたとして、令和 5 年 10 月から当面休止し、影響がなければ廃止することとされた。）。また、FIT 制度（固定価格買取制度。用語集 87 頁参照）に基づき、一般送配電事業者が買い取った電力については、スポット市場へ売電することされており、スポット市場における取引量の増加に寄与している。

(ウ) スポット市場における取引価格

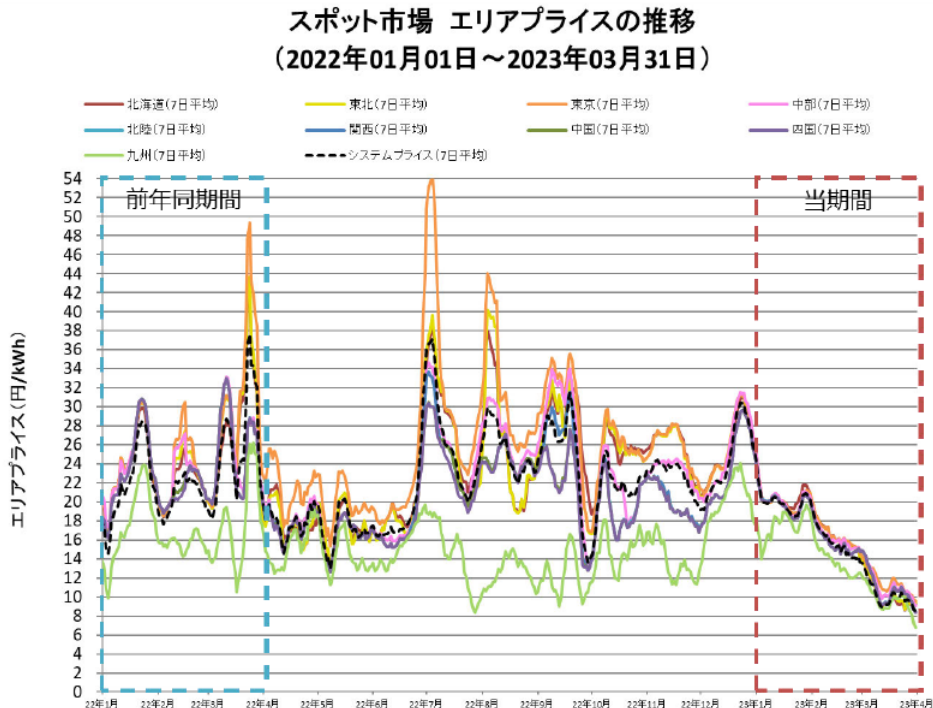
スポット市場における約定価格については、平成 28 年 4 月の小売全面自由化以降、比較的安価な水準で推移していたところ、燃料価格の高騰等の影響により、令和 3 年 1 月頃から令和 4 年にかけて断続的に約定価格の高騰が続いていたが、令和 5 年以降は燃料価格が落ち着いてきたことにより、下落傾向となっている。

(図 18) スポット市場における約定価格の推移 (年度平均)



(出典：第 86 回制度設計専門会合 (令和 5 年 6 月 27 日) 資料 11)

(図 19) スポット市場における約定価格の推移 (令和 3 年度冬期から令和 4 年度)



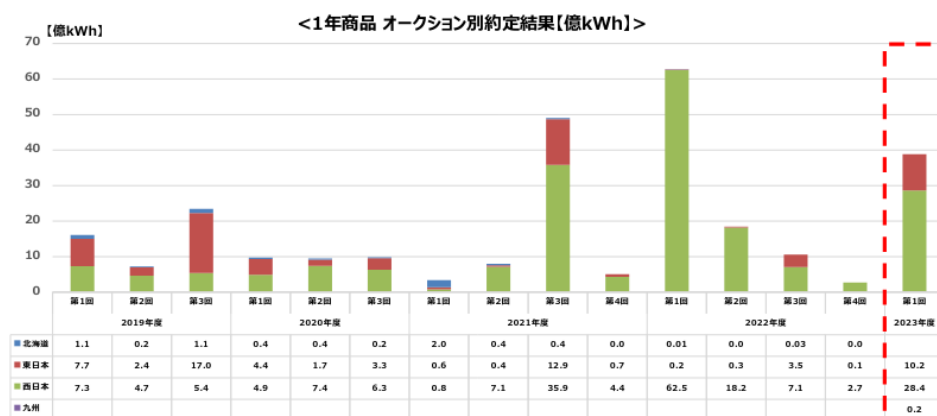
(出典：第 86 回制度設計専門会合 (令和 5 年 6 月 27 日) 資料 11)

エ ベースロード市場における取引の状況

(7) ベースロード市場における約定量の推移

ベースロード市場における約定量は、各エリア及び各入札回において変動が大きい。原子力発電所が稼働していない北海道エリア及び東日本エリアにおける約定量は、石炭火力の燃料である石炭価格の高騰による売り札の価格の高騰を受けて、令和3年度から令和4年度にかけて減少していたが、令和5年度第1回においては約定量が増加している。一方、原子力発電所が稼働している西日本エリアにおける約定量は、令和3年度から令和4年度にかけて大幅に増加していたが、令和5年度第1回においては、控除量の増加に伴う売り札の減少や、2年商品の導入による売り札の分散等により、令和4年度第1回に比して減少している。

(図 20) ベースロード市場における約定量の推移

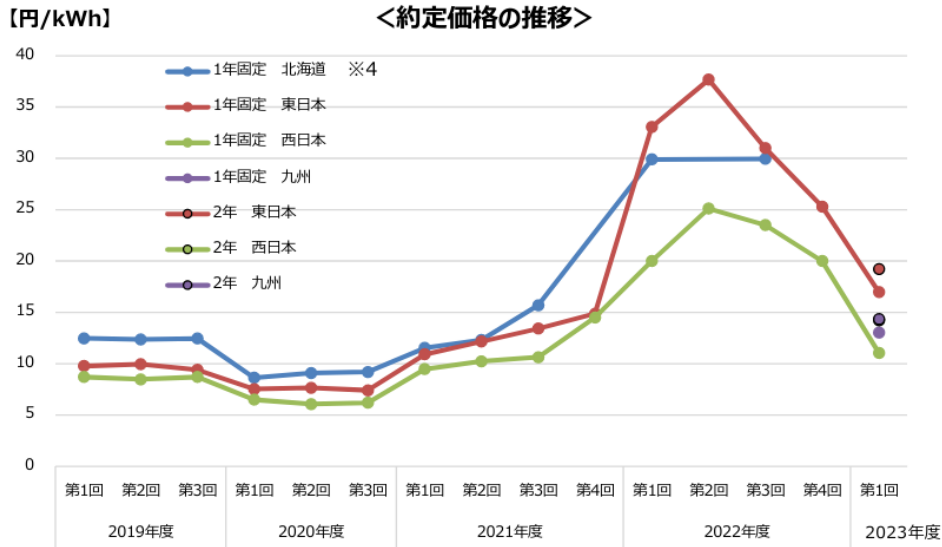


(出典：第84回制度検討作業部会（令和5年9月11日）資料6）

(イ) ベースロード市場における約定価格の推移

ベースロード市場における約定価格は、令和元年に取引が開始されて以降、令和2年度までは、いずれのエリアにおいても下落傾向又は横ばいで推移していたが、令和3年度から令和4年度にかけては、いずれのエリアにおいても上昇傾向となっており、特に東日本エリアにおいては、最も安価であった令和2年度第3回の約定価格に比して令和4年度第2回の約定価格が約5倍となるなど高騰していたが、令和4年度第3回から令和5年度第1回にかけては下落している。

(図 21) ベースロード市場における約定価格の推移



(出典：第 84 回制度検討作業部会（令和 5 年 9 月 11 日）資料 6）

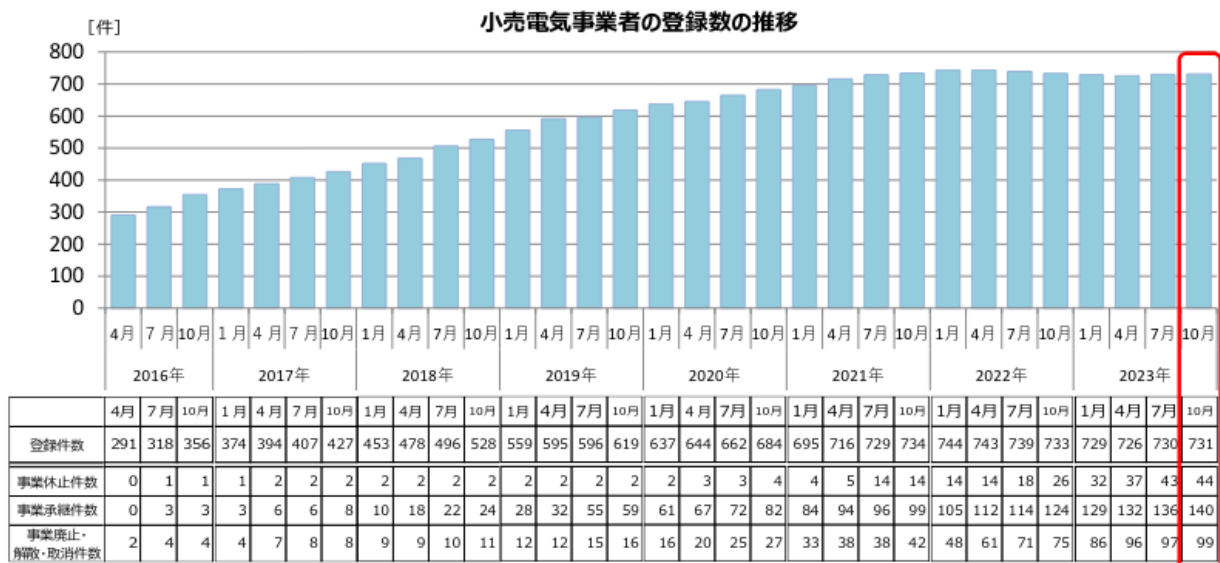
(3) 小売分野

ア 小売電気事業者の登録数の推移

平成 28 年 4 月の小売全面自由化以降、小売電気事業者（旧一電小売を含む。）は年々増加しており、登録数は平成 28 年 4 月時点で 291 者であったが、令和 5 年 10 月時点で 731 者となり、約 7 年間で約 2.5 倍に増加した。

他方、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて、LNG 等の燃料価格高騰を背景としたスポット市場価格の高騰や電力需給逼迫を受けて、事業休止、事業廃止、法人解散等の件数も増加している。

(図 22) 小売電気事業者の登録数の推移

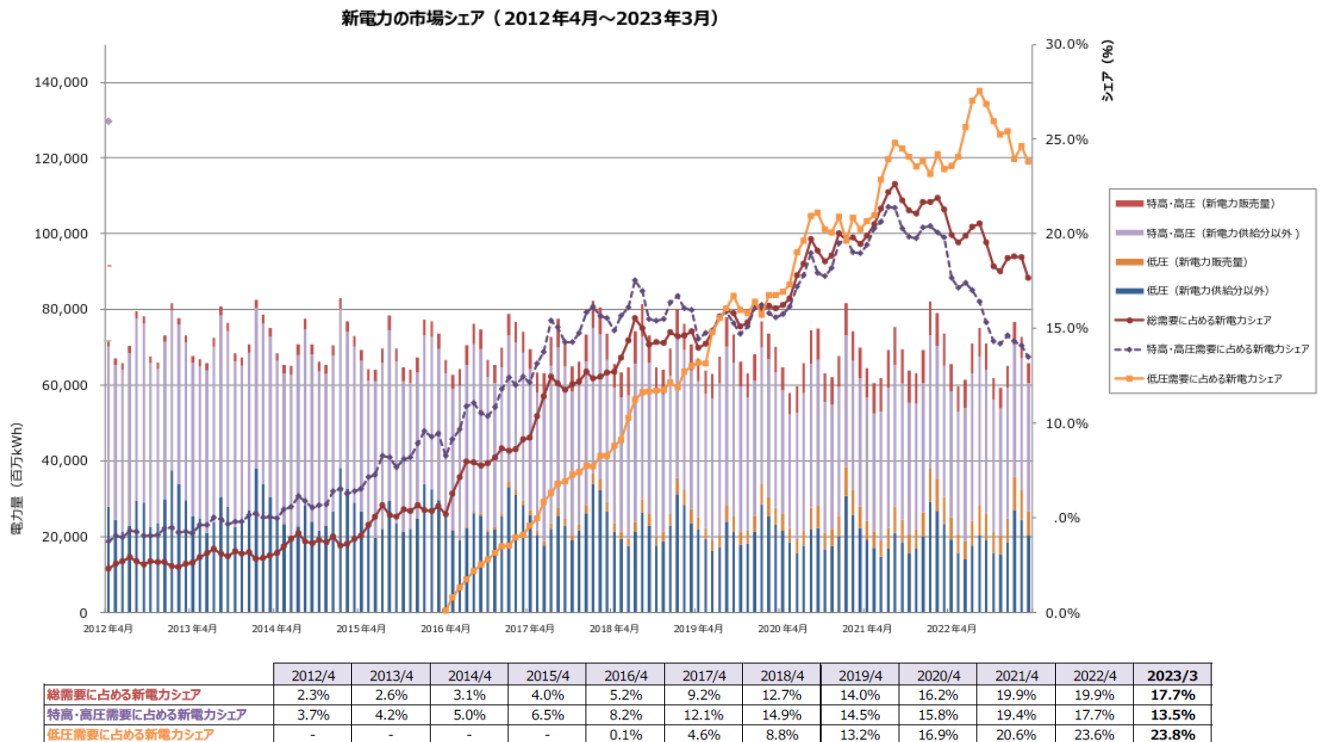


(出典：第 67 回電力・ガス基本政策小委員会（令和 5 年 12 月 7 日）資料 3）

イ 新電力のシェア推移

総需要（販売電力量ベース）に占める新電力のシェアは、平成 28 年 4 月の小売全面自由化以降、特別高圧・高圧部門及び低圧部門のいずれも年々増加する形で推移してきたが、特別高圧・高圧部門は令和 3 年夏期、低圧部門は令和 4 年夏期をピークに減少傾向にある。令和 5 年 3 月時点において、総需要に占める新電力のシェアは 17.7%であり、このうち、特別高圧・高圧需要に占める新電力のシェアは 13.5%、低圧需要に占める新電力シェアは 23.8%である。

(図 23) 新電力のシェアの推移（全国）

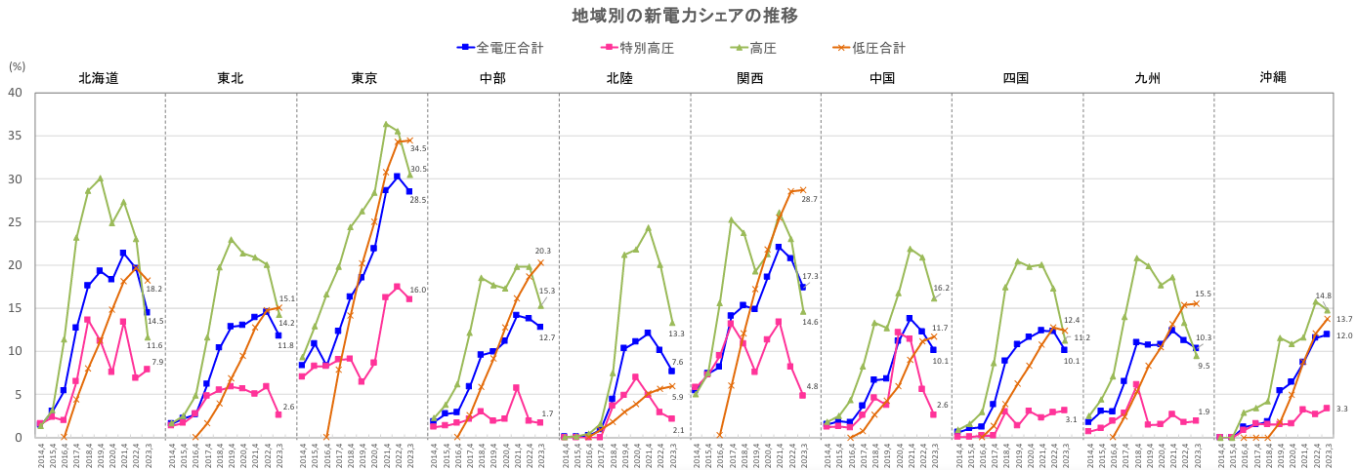


(出典：第 86 回制度設計専門会合（令和 5 年 6 月 27 日）資料 11)

また、地域別でみると、令和 5 年 3 月時点において、新電力のシェアが最も高い地域は東京エリアであり、特別高圧部門で 16.0%、高圧部門で 30.5%、低圧部門で 34.5%、全電圧合計で 28.5%である。

他方、新電力のシェアが最も低い地域は北陸エリアであり、特別高圧部門で 2.1%、高圧部門で 13.3%、低圧部門で 5.9%、全電圧合計で 7.6%である。

(図 24) 新電力のシェアの推移 (地域別)



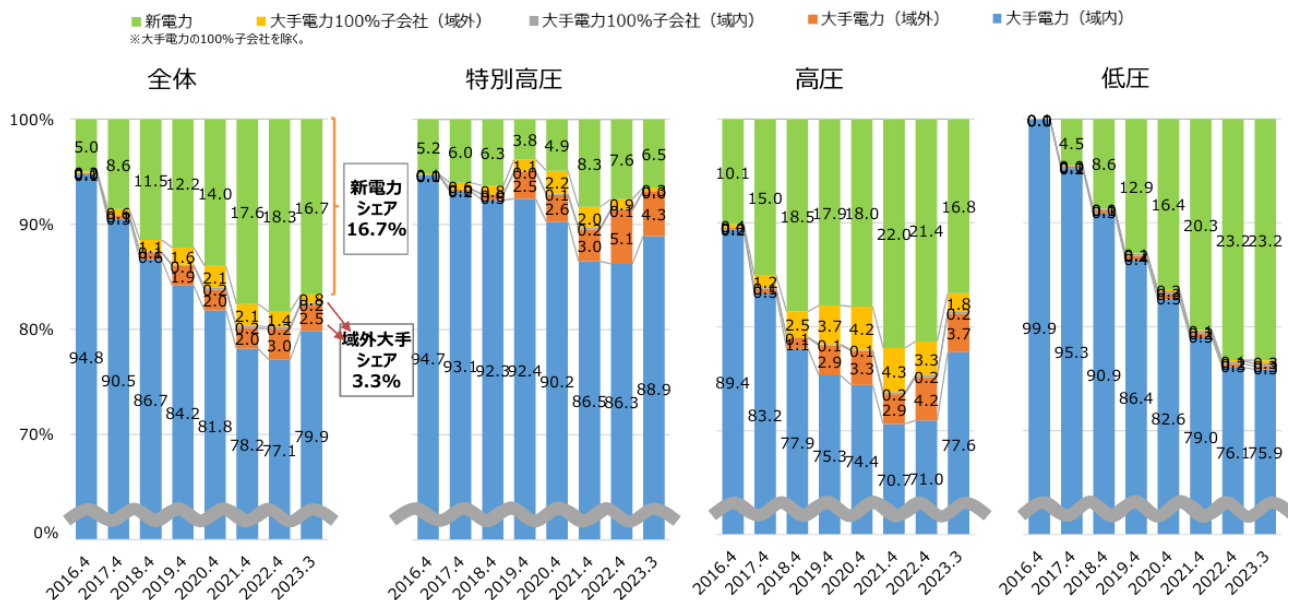
(出典：第 86 回制度設計専門会合 (令和 5 年 6 月 27 日) 資料 11)

ウ 旧一電による域外供給の状況

(ア) 旧一電小売及びその子会社又は関連会社による域外供給に係るシェアの推移

旧一電小売及びその子会社³⁴⁾による旧供給区域外への供給 (域外供給) については、平成 28 年 4 月の小売全面自由化以降、令和 3 年度までは、全体 (特別高圧・高圧・低圧) として、シェアが拡大傾向にあり、令和 4 年 3 月時点では 4.6%であった。ただし、令和 5 年 3 月時点では 3.3%と減少している。

(図 25) 旧一電小売及び子会社による域外供給に係るシェアの推移



(出典：第 64 回電力・ガス基本政策小委員会 (令和 5 年 8 月 8 日) 資料 4)

³⁴ 旧一電の 100%子会社。

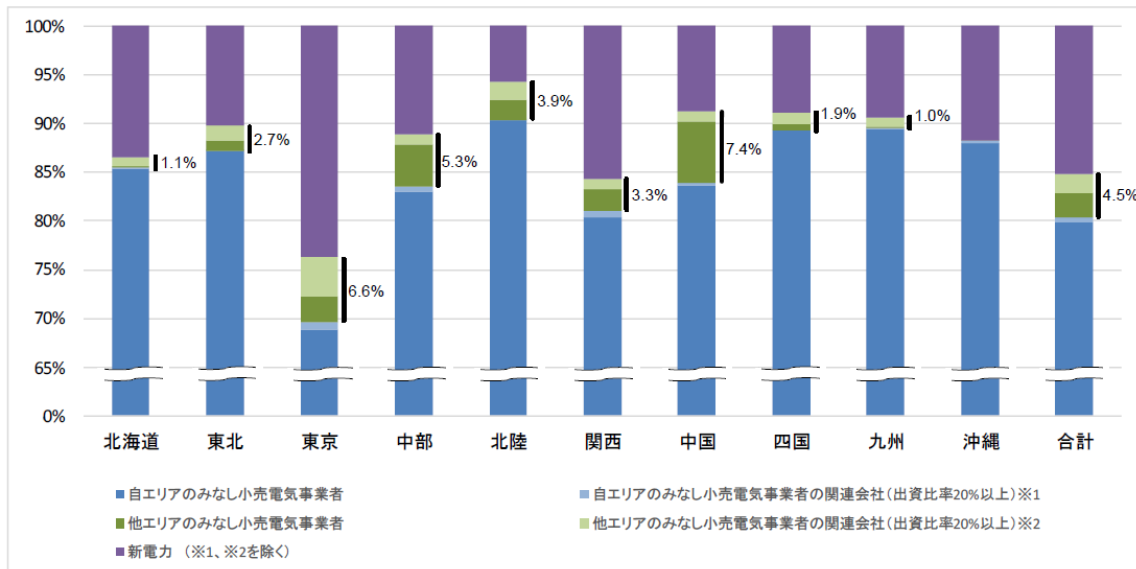
旧一電小売及びその関連会社³⁵⁾による域外供給については、沖縄を除く全ての地域で行われており、令和5年3月時点において、全国の電力供給のうち、域外供給が占める割合は全体の4.5%である。

なお、電取委の第89回及び第90回制度設計専門会合（令和5年9月29日及び同年10月31日）において、旧一電の域外進出を拡大するための検討が行われている。

(イ) 各エリアにおける市場シェア

旧一電小売及びその関連会社による域外供給に係る地域別のシェアについては、域外供給が行われているエリアのうち、旧一電小売及びその関連会社による域外供給が最も進んでいる地域は中国エリアで7.4%、最も進んでいない地域は九州エリアで1.0%である。

(図 26) 旧一電小売及びその関連会社における地域別シェア
地域別の市場シェア（2023年3月）



(出典：第86回制度設計専門会合（令和5年6月27日）資料11)

エ 小売全面自由化に伴う料金メニューの多様化

小売全面自由化により、様々な事業者が小売分野に新規参入した結果、再生可能エネルギーに特化した料金メニュー、時間帯によって変動する料金メニューなど、新電力のみならず、旧一電小売においても多様な料金メニューが提供されている。

³⁵⁾ 旧一電による出資比率が20%以上の事業者。

(図 27) 多様な料金メニューの例



(出典：資源エネルギー庁ウェブサイト)

オ 規制料金の価格改定

低圧部門における規制料金について、令和4年の燃料価格の高騰を受けて、旧一電各社において、設定した規制料金の燃料費調整単価が上限(基準平均燃料価格の1.5倍)に達し、電力調達コストが料金収入を上回る「逆ざや」となっている状況を踏まえ、旧一電7社³⁶⁾は、経済産業大臣に対して、規制料金(特定小売供給約款)の変更認可申請を行った。当該申請を受けて、経済産業省において料金審査³⁷⁾を行った結果、令和5年5月19日、経済産業大臣による認可が行われ、同年6月1日、認可を受けた旧一電7社は、規制料金の価格を改定した。

³⁶⁾ 令和4年11月に5社(東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び沖縄電力)、令和5年1月に2社(北海道電力及び東京電力エナジーパートナー株式会社)が、それぞれ変更認可申請を行った。

³⁷⁾ 規制料金の改定申請の審査は、電取委において、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(平成28年経済産業省令第23号)にのっとり当該料金が算定されていることを前提として、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領」(平成28年4月1日制定)に照らして妥当なものか確認を行った。

(図 28) 旧一電7社による変更認可申請の概要及び査定結果

	北海道電力			東北電力			東京電力EP			北陸電力			中国電力			四国電力			沖縄電力		
	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 12-14	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果
燃料費	2,098	3,582	3,209	4,938	11,299	10,936	24,538	-	-	1,023	3,992	3,658	2,910	5,468	5,326	1,280	2,447	2,248	394	971	932
購入電力料	912	1,940	1,990	3,540	9,016	6,492	7,898	67,097	55,483	413	2,038	2,007	1,710	4,868	4,590	641	2,321	2,136	139	507	476
販売電力料	▲34	▲934	▲1,190	▲2,065	▲7,107	▲6,186	▲1,551	▲15,310	▲11,059	▲618	▲2,192	▲1,991	▲263	▲2,248	▲2,136	▲180	▲1,744	▲1,435	-	▲135	▲142
人件費	208	229	223	472	459	459	1,241	261	252	227	241	235	457	291	285	225	196	191	87	66	63
修繕費	540	434	352	722	868	797	1,686	1	1	337	415	408	438	488	455	310	317	279	85	80	74
減価償却費	537	355	347	1,002	971	947	2,779	98	88	642	329	320	525	701	681	284	329	319	92	87	85
その他 ^{※1}	538	736	665	1,038	1,138	1,083	3,126	1,040	886	310	514	470	661	783	735	526	631	586	104	72	68
公租公課	195	208	181	363	481	432	1,014	141	94	193	200	179	255	308	275	137	167	155	23	31	26
原子力バック エンド費用	56	46	49	24	155	158	362	-	-	46	57	59	102	114	118	88	152	144	-	-	-
事業報酬	278	323	310	536	660	729	1,726	299	247	290	255	267	268	527	574	191	209	225	52	62	62
控除収益	▲52	▲127	▲127	▲91	▲161	▲166	▲341	▲62	▲62	▲31	▲113	▲113	▲92	▲282	▲283	▲64	▲188	▲194	▲11	▲8	▲8
総原価 ^{※2}	5,277	6,792	6,008	10,480	17,779	15,680	42,478	53,563	45,934	2,833	5,737	5,497	6,971	11,018	10,620	3,437	4,836	4,654	967	1,732	1,635
規制料金 原価 ^{※3}	1,341	1,763	1,611	2,705	3,570	3,297	10,093	13,037	11,638	423	607	591	1,100	1,425	1,388	629	798	774	606	859	828
規制料金原価 の改定率 ^{※4}	-	31.4%	20.1%	-	32.0%	21.9%	-	29.2%	15.3%	-	43.4%	39.7%	-	29.5%	26.1%	-	26.8%	23.0%	-	41.7%	36.6%

(出典：第46回料金制度専門会合（令和5年7月18日）資料3）

(4) 小括

総販売電力量に占める卸電力市場における取引量は3割から4割に達しており、小売の全面自由化当初と比較すると、新電力の電源調達環境は改善されてきていると考えられる。

一方で、新電力としては、卸電力市場（スポット市場）からの調達に過度に依存することなく、相対取引等によるリスクヘッジを行う重要性が高まっていると考えられる。

こうした中、令和5年3月時点において、新電力の総需要量に占める旧一電からの相対取引による調達量は約5割となっている。

6 電取委による内外無差別な卸売（相対取引）に係る取組

前記5(1)（13頁及び14頁参照）のとおり、我が国においては、旧一電が発電設備の大部分を保有している一方で、多くの新電力が自身では電源を保有していない状況にある。

公正取引委員会は、平成30年意見表明において、いわゆるベースロード電源のほとんどを旧一電等が保有し、かつ、ベースロード電源の新設は困難であることで、旧一電と新電力の間の構造的な競争条件の格差となっているおそれがある旨や、小売分野での競争を有効に機能させるため、ベースロード電源への新電力のアクセス機会を確保することが必要である旨を示したところである。

こうした状況において、旧一電が、電力の卸売（相対取引）において、社外又はグループ外の小売電気事業者（以下「他社小売」という。）と比較して、自社の小売部門又はグループ内の小売電気事業者（以下「自社小売」という。）にのみ有利な条件で卸売を行うと、自

社小売が他社小売に比してより安価に需要家に供給することが可能となり、小売市場における公正な競争を歪曲する行為（不当な内部補助）が生じるとの懸念が指摘されてきた。

(1) 旧一電による内外無差別な卸売へのコミットメント

このような指摘を受けて、電取委は、令和2年7月、小売分野における持続的な競争を確保する観点から、旧一電各社に対し、社内外・グループ内外で無差別な卸取引を行うこと等を内容とする以下の要請をするとともに、それを確実に実施するための具体的方策について報告を求めた。

- ①中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に卸売を行うこと。
- ②小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書（用語集 87 頁参照）の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと。

これに対し、旧一電各社は、令和2年7月、上記①及び②について、コミットメント（用語集 83 頁参照）を行うことを表明するとともに、これらを確実に実施するための具体的方策として、社内取引価格の設定、取引の条件や価格を設定・管理する業務プロセスの整備等に着手する旨の回答を行った。

そして、令和3年度から、旧一電各社において、当該コミットメントの履行及びこれを確実に実施するための具体的方策の運用が開始されるとともに、電取委が当該コミットメントの実施状況の監視・確認を行う等の対応を実施することとされた。

電取委が確認する内外無差別な卸売に係る取組の対象は、旧一電の発電事業者又は発電部門（以下「旧一電発電」という。）が保有している電源とされている。

(2) 電取委による内外無差別な卸売に係る確認

その後、第71回制度設計専門会合（令和4年3月24日）において、旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、かつ、取組状況を外部から確認することを可能にするため、遅くとも令和5年度当初からの通年契約に向けて、電取委が旧一電各社に対し、以下の取組を定期的に確認することとされた。

○交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施

- ・相対契約の交渉機会を内外無差別に確保する（すなわち、自社小売が無条件に他社小売より先に必要数量を確保することや、他社小売を「門前払い」することを回避し、発電事業者がより条件の良い売り先から契約を結び、利潤を最大化することを可能とする）ため、相対契約の交渉スケジュールが内外無差別に明示されているかなどを確認する。

○卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表

- ・オプション価値（用語集 81 頁参照）が内外無差別に提供されていることを確保するた

め、旧一電各社において卸標準メニュー（原則として、少なくとも通告変更権のあるもの、通告変更権のないものを一つずつ）を作成することとし、それぞれの具体的条件が設定・公表されているか、当該卸標準メニューに沿って取引交渉が実施されているかなどを確認する。

- ・なお、第71回制度設計専門会合（令和4年3月24日）において、発販分離を行った旧一電については、卸標準メニューの作成・公表を行う主体は小売電気事業者である必要はなく、発電事業者のみでよいのではないかという考えも示されたが、分離後の小売電気事業者が相当量の相対卸を実施していることを踏まえ、卸売の主体が発電事業者に移行したと判断されるまでは、小売電気事業者も内外無差別な卸売に係る取組のフォローアップの対象とすることとされている。

○発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化の更なる徹底

- ・内外無差別な卸売を担保する体制を確保するため、発電・小売部門間の情報遮断に関する社内の規定が整備されているか、情報遮断の取組が行われているかなどを確認する。

また、第83回制度設計専門会合（令和5年3月27日）において、電取委からは、令和5年度向けの通年の相対契約について、内外無差別性の確認・評価を行うに先立って、どのような基準に照らして評価を行うことが適切か、各事項の内外無差別な卸売に係る確認項目（以下「確認項目」という。）が示され、第86回制度設計専門会合（令和5年6月27日）において、北海道電力及び沖縄電力³⁸については、内外無差別な卸売が担保されていると判断され、当該エリアにおいて、常時バックアップの廃止（その他のエリアにおいては存続）が決定されている（図29）。

³⁸ 沖縄電力は、第89回制度設計専門会合（令和5年9月29日）において、追加資料の提出をもって全体評価として内外無差別な卸売が担保されていると評価された。

(図 29) 旧一電各社の令和5年度向け卸販売の概要並びに電取委における内外無差別な卸売に係る確認項目及び評価結果

事業者	卸標準メニューを使用した卸売のスキーム	社内（グループ内）の取扱い	卸標準メニュー以外の卸売スキーム（通年契約分）
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブローカーが運営する電力取引プラットフォーム上で取引。卸標準メニューに沿って売り札を随時供出。与信などの個別理由を除き、原則として先着順で交渉・成約。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社小売も社外と同じく、ブローカーが運営する電力取引プラットフォーム上で取引を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社外に対しては、非定型的取引（特殊な需給パターンなど）は直接もしくはブローカー経由での取引を予定。 ・ 自社小売に対しては、標準メニュー以外は提供しない。
東北	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札（マルチプライスオークション）を2回（10月、12月）実施。入札価格をベースに、与信評価等を定量的に加味した上で、高い順に落札。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社小売も社外と同じく、入札に参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
東電EP	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札（マルチプライスオークション）を2回（10月、11月）実施。入札価格の高い順に落札。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発販分離した小売会社のため、自社小売分を優先して確保。自社は入札には参加しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の事業者（BG加入事業者）には入札枠とは別に、需給運用等のサービスを行う商品を提供。 ・ 入札、BG加入事業者向け卸を経た残分は、東電EPが重要案件と判断した事業者（内外両方）のみ提供。
東電グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東電EPとの複数年契約から切り出す形で、入札を1回（5月）実施。2つの商品について、最低価格以上で最高価格を入れた事業者が落札。東電EPは入札対象外。最低価格は、HD・RP保有設備の合成単価。EPとの複数年契約解約料が別途発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミットメント以前からの複数年契約に基づき、東電EP△卸供給。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ内外に電力預かりサービス（揚水発電所の利用サービス）を提供
東電HD・RP			
中部グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発販分離した小売会社のため、卸標準メニューの作成予定なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発販分離した小売会社のため、自社小売分を優先して確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年での供給力確保が困難なため、通年卸は行っていない（一部グループ内向け卸（X社向け、26項参照）、グループ外向け卸（タイムスワップ契約）を除く）
中部ミライズ			
中部HD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き合いのあった事業者へ、中部ミライズとの複数年契約解約料をふまえた料金を提示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミットメント以前からの複数年契約に基づき、中部ミライズ△卸供給。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし

事業者	卸標準メニューを使用した卸売のスキーム	社内（グループ内）の取扱い	卸標準メニュー以外の卸売スキーム（通年契約分）
JERA	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札（マルチプライスオークション）を1回（1月）実施。入札価格と最低落札価格との差が大きい順に落札。 ・ ブローカー経由での取引。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミットメント以前からの複数年契約に基づき、東電EP・中部ミライズ△卸供給。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部条件（他契約を組み合わせたスキーム）は、個別に相対協議を実施。
北陸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月末から受付した事業者全社にニーズを聞き取り、中長期的な関係が見込まれる事業者（社内小売含む）と、その他事業者に分けて相対協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社小売も中長期的な関係が見込まれる事業者と同じく、同時期に相対協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準メニューで対応できない受給パターンの希望があった場合は、協議に応じる。（交渉スケジュールは卸標準メニューと同じ）
関西	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札（マルチプライスオークション）を1回（11月）実施。応札者の希望価格・希望負荷パターンを元に価格評価を行い、評価が高い順に落札。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社小売も社外と同じく、入札に参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書（希望価格・希望電力量など）の提出を求め、申込書を元に、必要に応じて受給パターン等の調整を行った上で、与信や取引実績も踏まえ、卸先を決定。申込受付期間を2回（11月、1月）設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社小売も社外と同じく、申込書を提出し、同期間に協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年度の契約がある事業者は、2022年度契約条件の範囲内で個別に相対協議を実施。（社外のみ）
四国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12～1月に申込書（希望価格・希望電力量など）の提出を求め、申込書を元に、価格や量を1月に個別協議を踏まえて、総合的に評価。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社小売も社外と同じく、申込書を提出し、同期間に協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準メニューで対応できない受給パターンの希望があった場合は、協議に応じる。（交渉スケジュールは卸標準メニューと同じ）
九州	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内小売及び今年度取引実績があり中長期的な関係が見込まれる事業者と、新規事業者に分けて相対協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社小売も今年度取引実績があり中長期的な関係が見込まれる事業者と同じく、同期間に協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時受付を行い、同一メニュー、同一価格設定で協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社小売も社外と同じく、同一メニュー、同一価格設定で協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし

確認観点	No.	確認項目	○×評価（確認対象外の項目は“-”）※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない												
			北海道	東北	東電HD・RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
A 内外無差別な卸売の実効性確保策①交渉スケジュール	1	事前の明示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2★	実施スケジュール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B 内外無差別な卸売の実効性確保策②卸標準メニュー	3	事前の公表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4★	自社小売向け確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	5★	卸標準メニューの交渉	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
C 内外無差別な卸売の実効性確保策③情報遮断	6※2	社内規程・取引書	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
	7★	情報遮断の取組	○	○	○※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D オプション価値	8★	内外同一の設定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9★	規程に基づいた運用	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○
E 長期契約	10★	交渉・締結の機会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11※2	社外に不利な条件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
F 転売禁止	12★	転売禁止有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
G エリア内限定の供給	13★	エリア内供給の前提	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

確認観点	No.	確認項目	○×評価（確認対象外の項目は“-”）※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない												
			北海道	東北	東電HD・RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
H 価格以外の評価基準（与信評価・取引実績評価）	14★	与信評価基準	○	○	×	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-
	15※2	前払い等の判断根拠	○	○	×	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-
	16★	取引実績評価基準	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-
	17★	その他の評価基準	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-
I 入札制（東北、東電HD・RP、東電EP、JERA、関西）に特有の確認項目※1	18※2	自社小売の参加	-	○	×	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-
	19★	最低価格の公表	-	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-
	20	予定供出量の公表	-	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-
J ブローカー制（北海道、JERA）に特有の確認項目※1	21★	売りタイミングの把握	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	22★	売り入札量の大きさ	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	23	個別条件の交渉	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
K 相対交渉（北陸、中電HD、中国、四国、九州、沖縄）に特有の確認項目※1	24★	アベレージ結果の無差別	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○	○	×	○
	25※2	受給条件の協議	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-
L 相対卸契約価格（結果）	26	内外卸契約価格差	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
M 小売価格への反映	27	小売価格への反映	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	※3

（出典：第86回制度設計専門会合（令和5年6月27日）資料5）

第3 電源アクセス機会の確保及び相対取引における課題

公正取引委員会は、今回、電力市場における競争を促進するに当たって必要と考えられる電源アクセス機会の確保の観点から、現在の電力市場における競争政策上の課題の有無について調査を行った。

また、前記第2の6（29頁から33頁参照）のとおり、電取委においては、内外無差別な卸売に係る実効性確保策についての監視・確認を行っているところ、当該取組を通して行われている相対取引における競争制限的な効果を有する可能性がある取引条件や競争政策上の課題の有無について調査を行った。

1 発電分離を実施した旧一電小売による卸売及び既存の長期契約

(1) 調査内容

発電分離を実施した旧一電各社に対し、分離した小売電気事業者による卸売の状況及び分離した発電事業者と小売電気事業者との間で締結された長期契約の内容について、それぞれ書面調査及びヒアリングを行うとともに、新電力の見解についてもヒアリングによる調査を行った。

(2) 発電分離を実施した旧一電小売による卸売及び既存の長期契約の状況

ア 発電分離を実施した旧一電小売による卸売

前記第2の6（29頁から33頁参照）のとおり、内外無差別な取引は、旧一電が、電力の卸売において、他社小売と比較して、自社小売にのみ有利な条件で卸売を行うことにより、小売市場における公正な競争が阻害されることを防止することを目的としているところ、電力の卸取引において、旧一電小売から新電力に卸売が行われることは、「電力の卸供給の在り方について（主に卸供給の交渉体制について）」（令和元年8月7日電取委。以下「電取委通知」という。）において、以下のように例外的な場合であるとされている。

○卸供給交渉は、基本的には、当該旧一般電気事業者の各部門のうち、小売市場における競争排除のインセンティブを有さない部門、具体的には、発電部門など小売電気事業の利益増大を目的としない部門が行うことが望ましく、逆に、小売部門が行うことは、特段の事情がない限り、適切ではないと考えられる。

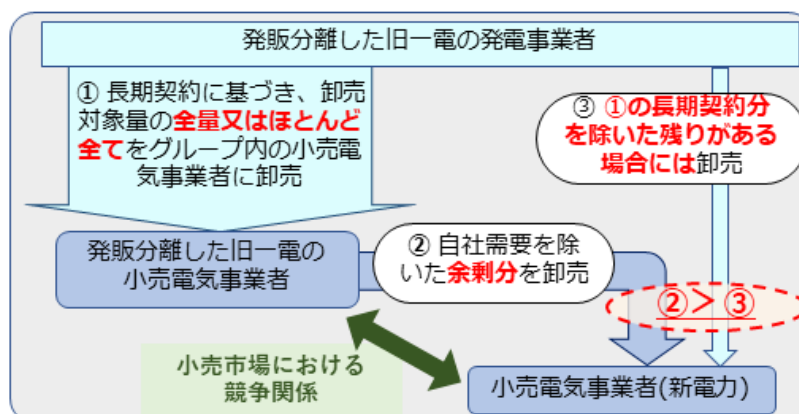
○発電と小売の会社が分離されている体制の旧一般電気事業者（グループ）についても、競争者を排除するインセンティブを基本的に有さない発電会社が卸交渉を行うことが望ましいと考えられる。

しかしながら、発電分離が実施されたエリア（旧東京電力エリア及び旧中部電力エリア³⁹）の旧一電に対するヒアリングの結果、当該エリアにおいて、令和2年度から令和4年度までの期間、発電分離を実施した旧一電発電が行う相対取引の卸売量のうち、全

³⁹ 現在は、一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社及び中部電力パワーグリッド株式会社の供給エリア。

量又はほとんど全てが、後記イの小売電気事業者との既存の長期契約（令和2年7月の内外無差別のコミットメント以前から存在するもの）に基づき、自社グループ内の小売電気事業者に卸売されており、発販分離を実施した旧一電小売から新電力に対する卸売量が、発販分離後の旧一電発電から新電力に対する卸売量を上回ることがいずれのエリアでも常態化していること（いずれのエリアにおいても前者が後者の数倍にも及ぶ。）が明らかになった（図30）。

（図30）発販分離が実施されたエリアにおける卸取引の構造



（出典：調査結果を基に公正取引委員会において作成）

また、発販分離を実施した旧一電小売が卸売を行っている経緯については、以下のとおりであった。

【発販分離を実施した旧一電小売による卸売の経緯】（ヒアリングにおける回答）

- 発販分離前は小売部門として卸売を行っておらず、分離後に卸売を開始した当初は、小売電気事業における他の小売電気事業者との提携の一環として、提携先の小売電気事業者に対する卸売を行っていた。
- 自社の調達量については、販売計画にのっとって調達しており、自社需要（供給力）に見合う量を確保するとともに、一定の余力も考慮して調達し、その余力を相対取引で卸売している。
- 発販分離しているため、まずは自社の供給力を確保した上で、残りを卸売している。電取委通知においても、旧一電小売が卸売を行う場合として、供給余力がある場合や、他社との共同事業の中で卸売が必要な場合とされており、これにのっとって対応している。

さらに、旧一電小売が卸売を行っていることについて、新電力から意見を聴取したところ、本来は旧一電発電が卸売を行うべき等の意見があった。

【新電力の意見】（ヒアリングにおける回答）

- 本来は旧一電発電が内外無差別な供給を行うべきである。
- 一般論として、間に入る事業者が増えるほど利ざやが上乘せされるので、理屈上は旧一電小売による卸売の方が高くなるが、電気はコストベースでもなく卸電力市場の相場によって変動するため、コストベースよりも安いときもあり、一概に良し悪しはいえない。

イ 発電分離を実施した旧一電発電と旧一電小売の間の既存の長期契約

前記アの一因として、発電分離を実施した旧一電においては、令和2年7月の内外無差別のコミットメント以前からの旧一電発電と旧一電小売の間の長期契約が存在しており、分離した旧一電小売が、当該長期契約に基づいて旧一電発電が卸売する電力の大部分を優先的に確保している状態が継続していることが挙げられる。

当該長期契約の実態及び今後の予定について旧一電に確認したところ、以下のとおりであった。

【コミットメント以前からの長期契約の実態に係る発電分離を実施した旧一電の意見及び今後の予定】（ヒアリングにおける回答）

- コミットメント前に契約し、現在も契約期間が継続している複数年契約は、契約上、中途解約権が限定されている。コミットメント前のもは、電取委の整理では直ちに直視が必要なものではないため、中途解約権があるとは考えておらず、中途解約は考えていない。当該複数年契約終了後は、内外無差別に卸売販売先を募集予定である。
- コミットメント前に締結済みの契約の対象となっていない電源については、グループ外の小売電気事業者を含めて内外無差別に販売をしている。
- グループ会社である発電分離後の発電事業者との既存の長期契約の対象電源について、当該電源から調達した電力の一部を長期契約のニーズのある新電力に卸販売しており、複数の新電力と契約している。それらの電源は自社が必要なものとして調達していたが、余力があるので内外無差別的に新電力を含めて交渉している。余力の範囲で交渉しているものであり、今後も約束するものではない。

また、発電分離した旧一電発電と旧一電小売の間のコミットメント以前から存在する長期契約について新電力から意見を聴取したところ、グループ内の既存の長期契約で旧一電小売が先取りしているため、内外無差別な卸売とはいえないといった意見があった。

【コミットメント以前からの長期契約に係る新電力の意見】（調査票及びヒアリングにおける回答）

- 発電分離した旧一電小売は、グループ内の発電分離後の旧一電発電から長期契約

に基づき安価と思われる電源を調達している一方、当該旧一電発電は、新電力に対して当該電源を販売していないため、新電力は、当該長期契約の電源にはアクセスできず、当該旧一電小売と新電力の間で価格や数量において卸条件が内外無差別な状態になっていない。

○発電分離エリアでは、旧一電発電と旧一電小売で長期契約を締結しているため、旧一電発電から新電力への卸売が十分ではなく、新電力は、旧一電小売から調達せざるを得ず、旧一電小売の調達価格と比較して劣後することとなる。

2 旧一電と新電力における長期契約の締結状況

(1) 調査内容

旧一電発電と旧一電小売又は新電力との間の長期契約の状況について、それぞれ書面調査及びヒアリングを行った。

(2) 長期契約に対する意見等

長期契約の締結に当たっては、旧一電及び新電力の双方から、燃料市況の変動リスク、供給力の安定確保リスク、事業者の信用リスク、制度・環境の変動リスクなど、発電及び小売の双方にとって加味すべきリスクが大きいことから、締結には慎重にならざるを得ないという意見があった。

他方、長期の相対契約も含めた安定的なポートフォリオの構築は、燃料確保や事業継続の予見性確保の観点から、発電と小売の双方にとって望ましいという意見もあった。

【旧一電発電の意見】（ヒアリングにおける回答）

（長期契約に対する見解）

○昨今の卸電力取引市況のボラティリティ（価格変動の度合い）の高まりを受けて、将来的な価格水準の見通しやリスクを踏まえた売手と買手の双方のニーズの一致が困難になっている状況下では、複数年契約の成立は難しいと認識している。他方、同ボラティリティの落ち着きを含め、取引環境が改善し、売手と買手の双方のニーズが一致し得る状況下では、複数年契約は成立する可能性があるとして認識している。

○複数年契約に当たっては、契約期間における燃料・電力取引市況の変動リスク、大規模電源の定期検査やトラブル等に起因する供給力の安定確保リスク及び事業者の信用（過去の取引実績や与信情報）リスクをより重視する必要がある。

○安定性や燃料の長期調達の観点から長期契約を検討する。将来の発電費用の不確実性があり、長期契約で価格や数量を固定化することのリスクも踏まえ検討を深める。

○発電設備の投資を考えると、長期と短期のバランスが取れたポートフォリオが望ましく、小売電気事業者にとっても長期の相対を含めた安定的なポートフォリオを構築することが望ましい。

(小売電気事業者からのニーズ・契約状況)

- 複数年契約の引き合いには供給余力の範囲内で交渉に応じていたが、長期になると、故障や災害で電源が使えなくなるリスクや売手側のリスクもあって、価格が高くなるため、折り合わなかった。
- 新電力との既存の長期契約について、新電力から更新したいとの意思表示を受けており、更新時期が到来すれば、また交渉する予定である。
- グループ外の小売電気事業者との間で締結済みの長期契約については、運転開始済み、試運転中又は試運転予定の火力発電所を電源として、供給中又は供給予定である。当該発電所は、当社の発意で電源新設を意思決定しているもので、旧一電小売以外の新電力の顧客にも声掛けをして契約した。新設電源は、ファイナンス組成と建設意思決定に当たり、長期契約による将来の収益性確保が必要となるので、契約期間は設備を考慮し長期に設定した。
- 現状、発電設備に係る費用は、旧一電小売にコストベースで負担してもらっている。新電力との長期契約は検討中であるが、原子力は、非稼働・廃炉中にかかわらず固定費が発生するので、これらの費用を負担する新電力がいないと契約できない。
- 長期契約は、供給力等の観点から中長期的に安定的に供給できるか、適切な料金設定により確実に固定費を含むコストを回収できるかという観点での判断が必要となる。現在、新電力と長期契約を締結しているが、価格等の受給条件について毎年度見直しを可能としている。

【旧一電小売の意見】(ヒアリングにおける回答)

- 事業予見性を確保するためには、長期安定的な電源確保が重要と考える。
- 社外の水力発電事業者との卸契約については、1年契約で自動延長のものもあれば、複数年契約のものもある。

【新電力の意見】(ヒアリングにおける回答)

- 長期契約の締結を希望しているが、市場環境など不透明度が高く、相手方と資本関係のない事業者は与信リスクがあるために保証を求められるなど、長期契約の締結は困難な状況である。
- 長期の相対契約については、大前提として、長期で契約すると短期よりも一定程度コストを安く抑えられるなど経済的便益が得られるかどうか判断指標であり、それがクリアされるのであれば需要はある。
- 一定のニーズはあるが、自社で電源を保有しており、電源の開発も行っていきたいので、自社開発の方が優先順位は高い。
- 旧一電と20年間の長期契約を締結し、大きな電源の一部を譲ってもらった。これによって、ある程度ベース需要を賄う電源が確保できる一方、20年という超長期契約においては、制度が目まぐるしく変わる中で、当時想定していた契約内容と市場環境が乖離し、双方にとって不公平となる可能性がある。

○コミットメント以前の長期契約に係る解約金を盛り込んだ条件が提示され、旧一電が新電力に比して有利になっている。

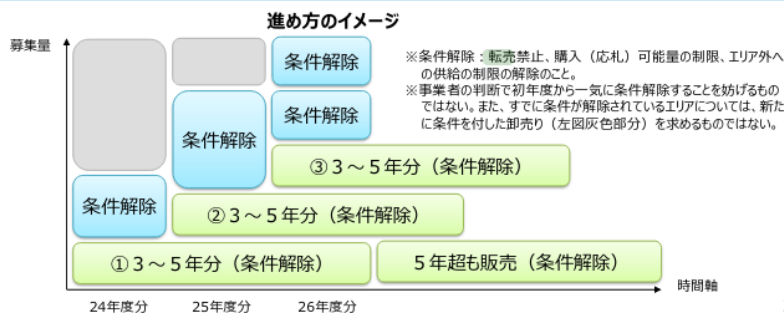
なお、第 63 回電力・ガス基本政策小委員会（令和 5 年 6 月 27 日）において、資源エネルギー庁から、旧一電発電に対して、長期契約の取引機会を段階的に拡大するとともに、相対契約における取引制限条項を段階的に解除していく方向性が示された（図 31）。

また、令和 5 年 7 月 14 日付けで資源エネルギー庁から旧一電各社に対して行われた「電気事業の健全な発達を実現するための対応についての指示」において、「短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築」の検討が指示され、第 64 回電力・ガス基本政策小委員会（令和 5 年 8 月 8 日）において、当該指示への旧一電（一部を除く。）の対応が報告されるとともに、令和 6 年度向け相対取引について、複数の旧一電から長期契約の募集が行われている。

（図 31）長期契約の取引機会の段階的拡大及び相対契約における取引制限条項の段階的解除の方向性

長期卸の販売と条件解除の進め方（段階的拡大）

- 今後、長期卸の販売・調達機会を拡大するに当たり、①当初から1回で超長期・全量を販売すると、一部の特定事業者への長期ロックインが生ずる可能性があること、②買い手にとっても、複数の取引機会がある方が、より戦略的・柔軟な調達行動が取れること、③監視委によるフォローアップ含め取引方法・内容の改良機会があることが望ましいこと、④ある程度の激変緩和が必要であること、等を考慮し、まず3～5年程度の長期卸を、1/3ずつ売出・取引機会を3回程度に分けて行うことで全量に達することが、妥当ではないか。
- この際、先述の諸条件の解除についても、この各回の卸売ごとに解除していくこととしてはどうか（長期卸の残余分も、少なくとも取引機会を2回以上に分け、少なくとも初年度は1/3以上は条件解除）。
- 上記の考えから、下図を軸となるイメージとしつつ、各社ごとの前提条件やニーズの違いに応じて、販売タイミング、供給開始タイミング、量や期間の設定、販売方法等については、内外無差別を前提とした合理的な範囲かつ競争阻害的にならない形で、ある程度のバリエーション、柔軟性があることは妥当ではないか。



（出典：第 63 回電力・ガス基本政策小委員会（令和 5 年 6 月 27 日）資料 8）

3 旧一電による社外電源からの調達

(1) 調査内容

旧一電発電及び旧一電小売において、電源の安定確保等のため、卸売又は小売供給に係る電力（旧一電発電においては卸売、旧一電小売においては卸売又は小売）の一部を、社外電源（旧一電以外の発電事業者⁴⁰が保有する電源。以下同じ。）から調達している事例が存在する。

前記第 2 の 4 (3)（12 頁参照）のとおり、こうした社外電源の中には、電源開発など、

⁴⁰ 旧卸電気事業者、旧卸供給事業者等。

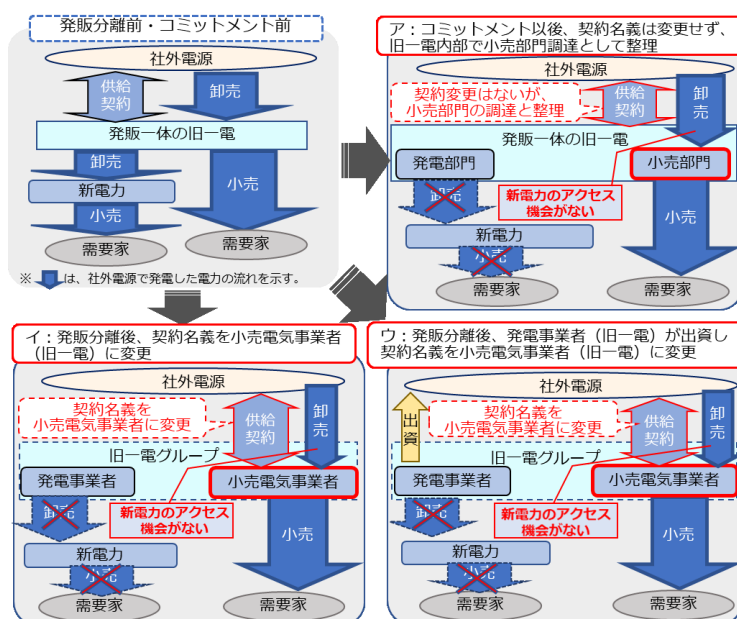
小売自由化、発販分離や内外無差別のコミットメント以前から旧一電と卸売取引を行っており、自由化後の現在においても、引き続き旧一電に対する卸売が取引の大部分を占めるものが存在しており、当該社外電源への新電力のアクセス機会は限定的な状況である。このような状況を踏まえ、旧一電による社外電源からの調達について、調達を行う旧一電発電及び旧一電小売並びに社外電源を有する発電事業者に対し、書面調査及びヒアリングを行った。

(2) 旧一電による社外電源からの調達状況

旧一電発電及び旧一電小売に対する書面調査及びヒアリングの結果、小売自由化前からの調達先であり、かつ、発販分離又は内外無差別のコミットメント以前（令和2年度以前）から、旧一電として（発販の区別なく）調達してきた社外電源について、発販一体の旧一電において、発電部門が当該社外電源から直接調達していると整理し、当該発電部門からの卸売の対象としている事例が確認された一方、発販分離又はコミットメント以後に、以下の整理又は契約変更が行われたものが確認された（図 32）。

- ア 発販一体の旧一電において、契約名義は変更せず、小売部門が当該社外電源から直接調達している（旧一電の発電部門からの卸売の対象となっていない）と内部的に整理した社外電源
- イ 発販分離を実施した旧一電において、分離前の旧一電から分離後の小売電気事業者へ契約名義を変更した上で、当該小売電気事業者が直接調達している社外電源
- ウ 発販分離を実施した旧一電において、分離後の発電事業者が一部出資している一方、分離前の旧一電から分離後の小売電気事業者へ契約名義を変更した上で、当該小売電気事業者が直接調達している社外電源

(図 32) 旧一電における社外電源に係る整理又は契約変更



(出典：調査結果を基に公正取引委員会において作成)

また、旧一電以外の発電事業者（旧一電小売が調達している社外電源を保有している発電事業者）から、一部の旧一電との協議において、旧一電が、過去の取決めや商慣行による受給契約の継続を強く求めることは不適切であるなどの回答があった。

【旧一電以外の発電事業者の意見】（ヒアリングにおける回答）

- 当社が自由に販売することができる電源は、スポット市場に売り入札を行うことで新電力を含む多様な市場参加者に公平にアクセスできるようにすることが求められていると認識しているため、制度的措置により契約が解除された電源については、ベースロード市場への入札の後、不成約となったものに関しては JEPX において販売をしており、引き続き公平性に十分留意しながら販売活動を行っていく。
- 電力システム改革の趣旨を踏まえれば、旧一電が、システム改革以前における取決めや商慣行による受給契約の継続を契約相手先へ強く求める行為は不適切であり、契約自由の原則の下、販売先の多様化を進めるべきであると考えている。

4 火力電源入札制度に基づいて設置された電源

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成 24 年 3 月資源エネルギー庁）において、合理的な経営効率化努力を織り込んだ適正な原価を形成することを促すことを目的として、旧一電が火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合には、原則として入札を実施すべきである旨の方針が示され、これに伴い経済産業省が定めた「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（平成 24 年 9 月 18 日策定）に基づき、旧一電は火力電源入札を実施し、平成 25 年度から平成 27 年度の間に、同指針に基づき、旧一電により 10 件の入札が行われた。

こうした火力電源入札制度⁴¹を利用して建設された電源（発電所）の中には、発電分離又は内外無差別な卸売に係る取組による旧一電の発電部門と小売部門の分離が実施される前に、これらの旧一電の小売を担当する部署（以下「分離前の小売を担当する部署」という。）が、自社及び他の発電事業者に対し、火力電源入札制度を利用して電源建設の公募を行い、結果として自社が落札者として建設した電源（発電所）がある。

当該電源で発電した電力については、入札を実施したのが分離前の小売を担当する部署であったことを理由に、当時の公募要綱（契約）のとおり、長期間（15 年から 30 年間）にわたって、その全量（契約量）を、旧一電小売が引き受けるとしている旧一電が存在しており、当該電源による発電容量は、50 万 kW 以上となっている。

しかしながら、旧一電発電に対するヒアリングを行ったところ、同様の形態で所有している電源について、新電力へアクセス機会を付与している旧一電発電も存在しており、旧一電によって対応が異なることが明らかになった。

⁴¹ 「新しい火力電源入札の運用に関する指針」に基づき、規制料金に係る審査において、本制度に基づき入札を経た電源は落札価格を適正な原価とみなし、入札を経していないものは、入札された場合に想定される価格等を参考にしつつ査定するという仕組みの下で、当時の一般電気事業者が電源の新設・増設・リプレースを行おうとする場合には、本制度に基づく入札が実施されていたが、平成 28 年度以降は、本制度に基づく入札は実施されていない。

【火力電源入札制度に基づいて建設された電源の取扱い】（ヒアリングにおける回答）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
新電力へアクセス機会を付与している	3	3	3
新電力へアクセス機会を付与していない	2	2	2

【火力電源入札制度に基づいて設置された電源の取扱いに係る事例】（ヒアリングにおける回答）

- 近々運転を開始する火力発電所については、火力電源入札制度に基づき、小売部門が他社も含めた発電事業者に公募を行い、それに応募した当社の発電部門が建設したものであるから、所有権は発電部門が有しているが、発電した電力は、事前の公募の要綱（契約）どおり、全量（契約量）を小売部門が引き受けることとなっており、当該電力の受渡しは電取委による内外無差別の監視の対象外と整理している。
- 火力電源入札の対象となる発電所で発電した電力については、令和5年度向けの卸売において、内外無差別な卸売の対象としており、現時点で内外無差別な卸売の対象・対象外の取扱いを変更する予定はない。
- 火力電源入札において、当社グループの小売電気事業者からの募集に対して入札し、落札した上で建設をした経緯がある。A発電所は甲社、B発電所は乙社と、それぞれ自社グループの小売電気事業者が引受先となっており、それぞれ、当社設立時に、これらの発電所の引受けの割合を決定した。既存契約が終了した後は、非効率石炭フェードアウトなどの制度的措置も踏まえつつ、電源の稼働・停止判断を行う必要があるため、卸販売の方向性について現時点では未定である。

5 相対取引の契約条件

(1) 調査内容

前記第2の6（29頁から33頁参照）のとおり、電取委においては、内外無差別な卸売に係る実効性確保策についての監視・確認に加え、令和5年度相対取引に係る確認項目についての評価を行っている。

電取委による内外無差別な卸売に係る取組は、卸分野における旧一電と新電力のイコールフットイング及び小売分野における公正な競争環境の確保に資するものと考えられるが、当該取組を通して行われている相対取引における競争制限的な効果を有する可能性がある取引条件や競争政策上の課題の有無について調査した。

(2) 相対取引における契約条件等

ア 取引制限条項（転売禁止、供給エリア制限等）等の状況（令和2年度から令和5年度）

電力の卸売に係る相対契約の中で、売主が買主に対し、取引制限条項（転売禁止、供給エリア制限等⁴²⁾）を設けるケースが存在する。こうした取引制限条項の設定が事業者

⁴²⁾ 後記エ（50頁から53頁参照）の入札又はブローカー取引も含む。

間の競争条件に影響を与えているかを確認するため、旧一電各社における取引制限条項の設定状況等及び新電力の見解について、それぞれ調査票及びヒアリングによる調査を行った。

相対取引における主な取引制限条項として、転売禁止条項（供給を受けた電力を小売供給せずに、他の小売電気事業者や卸電力市場に転売するなどの行為を制限する条項）や供給エリア制限条項（一定のエリアにおける小売供給を制限する条項）がみられ、こうした条項の設定状況（令和2年度から令和5年度）を調査したところ、以下のとおり、転売禁止条項又は供給エリア制限条項を設けている旧一電の数は、令和4年度から令和5年度にかけて増加傾向がみられた。

このほか、契約対象年度の需要予測又は契約対象年度の前年度の実績値を上限として販売量を制限する条項（以下「供給量上限条項」という。）もみられた。

【転売禁止条項の設定状況】（調査票における回答）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設けている	1	1	2	5
設けていない	11	11	10	7

※「設けている」は、締結した相対契約のうち1件でもあれば選択。以下同じ。

【供給エリア制限条項の設定状況】（調査票における回答）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設けている	2	2	2	3
自社エリア内制限	1	1	1	0
自社エリア外制限	1	1	2	3
特定エリア限定	2	2	1	0
設けていない	10	10	10	9

※同一年度において複数の供給エリア制限条項を設定していた事業者が存在する。

※「自社エリア内制限」とは、自社エリア内における小売供給を制限し、自社エリア外における小売供給に係る利用のみに用途を限定することを指す。

※「自社エリア外制限」とは、自社エリア外における小売供給を制限し、自社エリア内における小売供給に係る利用のみに用途を限定することを指す。

※「特定エリア限定」とは、特定のエリアにおける小売供給に係る利用のみに用途を制限することを指す。

旧一電各社に対し、各取引制限条項を設定している理由、取引制限条項の実効性確保策、取引制限条項に反した場合のペナルティの有無等について確認したところ、以下のとおりであった。

【取引制限条項の設定に係る取組状況】（ヒアリングにおける回答）

（取引制限条項を設定している理由）

<転売禁止条項>

- 自社エリアの供給力確保の観点から、最初から転売目的で購入され、価格を高値で吊り上げて新電力に売るといった事態は避けるべきと考えており、やむを得ない措置として設定した。
- 需給変動の結果としてやむを得ない転売は、禁止の対象外としている。
- 令和5年度においては、供給力の余裕がなく、多くの需要家が最終保障供給による供給となっている状況を踏まえ、小売電気事業者がリスクヘッジの観点から過剰な調達をすることを抑え、需要に応じた調達を促すために設定した。

<供給エリア制限条項>

- 自社エリア内の卸供給及び自社エリア外の卸供給の双方において供給エリアを契約書に記載していたが、飽くまでも取引目的の明確化のためであり、審議会での議論状況を踏まえ、令和5年度向けの卸売から契約書に記載していない。
- 令和5年度向けの卸標準メニューのうち、エリア内の利用を条件としているメニューについて、当社又は当社グループと需給管理の委託契約を締結することを前提としたものであり、当社又は当社グループにおいてエリア外での需給管理を行う準備ができていないため、エリア内限定での利用を条件として設定した。
- 他社エリアの旧一電の供給力に余裕がなく、かつ、他社エリアの旧一電において内外無差別な卸売が実施されていない状況において、自社エリアで発電した電力を新電力に卸し、当該新電力が当該他社エリアへの供給に使用した場合、逆向きの取引（当該他社エリアの旧一電で発電された電力が自社エリアへ供給されること）が期待できない。このような状況において、自社エリアにおいて小売を行う新電力が供給計画⁴³を策定すると、調達先の未定が増加し、調達比率（小売需要量に占める調達先が確保されている量の割合）が公表されたときに、調達先未定として供給力を確保できていないこととなり、新電力に不利益が生じる。卸電力市場からの調達があるといっても、価格が極端に上昇する可能性があり、結果として、価格をあらかじめヘッジできないこととなるので、需要家に悪影響があることを懸念して設定した。

<供給量上限条項>

- 令和4年度は、既存契約の範囲（自社エリア内・外の既存契約事業者）を上限としていたが、令和5年度は、応札者の自社エリアにおける令和5年度の小売需要見通しを超えない範囲とし、自社エリア外の既存顧客については令和4年度の契約数量を超えない範囲とした。供給力に限りがある中で、小売需要の用途に限定する実効性を高め、幅広い新電力に門戸を広げる目的で設定した。

⁴³ 小売電気事業者は、電気事業法第29条に基づき、毎年度、電気の供給についての計画（供給計画）を作成し、当該年度の開始前に、電力広域的運営推進機関（用語集86頁参照）を経由して経済産業大臣に届け出なければならないとされている。また、電力広域的運営推進機関は、小売電気事業者に対し、供給計画において、可能な限り調達先を確定させることを求めており、供給計画を届け出る時点で調達先が確定していない場合は、調達先未定となる。

(実効性確保策及び違反した場合のペナルティ)

- 契約書において、売主は買主に対して小売電気事業に用いたことの確認のために必要となる資料等の提出を求めることができるとしているが、具体的な資料の提出は求めている。
- 過度な調達を抑止するための紳士協定となっているのが実態であり、実際には小売需要計画の提出依頼や監視はしていない。
- 入札参加事業者が、当該事業者の小売需要分を超える量を調達することを防止(超過量の転売を防止)し、小売需要用途での販売に限定させる実効性を高めるために、申込要綱において、入札希望量が当社の想定を超えて大きいと判断した場合、詳細を確認するため、小売需要計画等の提出を求める場合がある旨を記載した。

(取引制限条項を設定していない理由)

- 当社の発電事業の規模に照らして、独占禁止法上の懸念があり、転売制限は課すべきではないと判断したので、設定していない。
- 当社との契約数量と契約先の抱える需要量の最新見通しにズレが発生した場合には、そのズレを卸電力取引所等で活用して、需要の計画値と実績値の差を基に算定されるインバランスを回避するというニーズが小売電気事業者側にあるのではないかと考えているため、転売制限は設定していない。
- 常時バックアップ等、小売電気事業の用に供するための電源という制度趣旨に鑑み、転売禁止条項が必要な契約はあるものの、卸標準メニュー等、一般的な相対卸においては、転売禁止条項はない方が望ましいと考えている。

また、旧一電との取引における取引制限条項の設定に関して、新電力からは以下の意見があった。

【取引制限条項について】(調査票及びヒアリングにおける回答)

- 旧一電及びそのグループ会社を実施している卸入札では、転売禁止や自社需要に充当するなどの用途制限が設けられているが、本来は自社で応札した電力については、その応札した会社が独自に経済性に鑑み用途を定めるべきであって、自由な経済活動及び競争を妨げられている。
- 旧一電による卸入札において、転売禁止条項が設けられており、転売が認められた場合、高額な違約金が発生する。転売目的での購入ではなく、余剰電力が発生した場合には転売可能な仕組みにしてほしい。
- 転売禁止条項が設けられ、需要が少ない時期に需要を超えて調達することが禁止されることにより、需給状況に応じた調達ベースでの卸電力市場への販売ができ

ず、余剰インバランス⁴⁴が生じるリスクが大きいため、事業への影響が大きい。
○転売禁止条項及び供給エリア制限条項について、元々当社が当該エリア内で小売販売を行うために調達した電力であるため、違和感はなかった。

上記のとおり、転売禁止条項、供給エリア制限条項及び供給量上限条項については、一部の旧一電において設定している又は設定していた事実が確認され、中には取引制限条項に反した場合のペナルティを設けている旧一電も確認された。

一方で、旧一電からのヒアリングによると、いずれにおいても取引先事業者の販売の状況（転売を含む。）の把握・監視は困難であるため、実際にはペナルティを課すことはできないとのことであった。また、新電力からのヒアリングにおいても、旧一電から転売状況、販売エリアの確認をされた又は取引制限条項に反する行為をしたことを理由としてペナルティを課されたという事実は確認されなかった。

取引制限条項については、前記2(2)図31(39頁参照)のとおり、第63回電力・ガス基本政策小委員会(令和5年6月27日)において、段階的に解除していく方向性が示され、第64回電力・ガス基本政策小委員会(令和5年8月8日)において、旧一電各社から、取引制限条項については、将来的に解除又は緩和する方針が示され、令和6年度向けの相対取引に係る募集において、具体的な取組が開始されている。

イ 卸標準メニューについて

卸標準メニューは、旧一電が通年契約の具体的条件（通告変更可能幅・通告変更期限などオプションの詳細、負荷パターン等）を設定・公表するものであり、電力の卸売を受ける新電力にとっては、卸標準メニューが設定・公表されていることで、その条件であれば契約できるという予見性の確保に資する。

そこで、旧一電各社に対し、その取組状況について調査票及びヒアリングによる調査を行った。

令和5年度相対契約（後記エ（50頁から54頁参照）の入札又はブローカー取引も含む。）における旧一電の卸標準メニューに係る取組状況は以下のとおりであった。

【卸標準メニューの作成・公表の有無】（調査票の回答から集計）

卸標準メニューを作成・公表している	11
卸標準メニューを作成・公表していない	1

※「作成していない」と回答した1社は、発販分離した小売電気事業者のため、卸標準メニューを作成していない。

⁴⁴ 実際の需要量を超える電力を調達した場合に余剰分を卸電力市場価格よりも安い価格で一般送配電事業者に買い取ってもらうこと。

【契約内容に係る卸標準メニューの適用の有無】（調査票の回答から集計）

卸標準メニューどおりの契約内容である	5
卸標準メニューどおりの契約内容でない	6

【卸標準メニューの内容に係る内外の差の有無】（調査票の回答から集計）

自社小売・新電力間で差がある	2
自社小売・新電力間で差がない	9

※「差がある」と回答した2社は、コミットメント前に締結した自社小売との長期契約が存在するため、新電力向けの卸標準メニューの内容と自社小売との卸取引の内容が異なっている。

【旧一電における卸標準メニューに係る取組状況】（ヒアリングにおける回答）

<p>（契約内容に係る卸標準メニューの適用の有無）</p> <p>○卸標準メニューを公表しているが、令和4年度から協議によってニーズに応じて柔軟に対応している。</p> <p>（卸標準メニューの内容に係る内外の差の有無）</p> <p>○自社小売との既存契約より好条件（解約料を含む。）であれば契約を切り替える形で公表した。新電力に対する卸標準メニューは、自社小売との既存契約の解約料が含まれているため、自社小売との契約内容とは異なる。</p> <p>○自社小売との間で、原子力、再エネ電源のいずれも全量を販売するという長期契約を締結している。令和5年度のグループ外取引（ベースロード市場を除く。）は、自社小売との既存契約よりも良い条件の提案があれば、自社小売と販売量の変更について協議した上で、交渉を行う方針であり、その旨を電取委に報告した。</p>
--

ウ 変動数量契約に係るオプション価値の設定状況（令和2年度から令和5年度）

相対契約の一種である変動数量契約は、契約で定められた範囲内において、数量を変更することができる契約形態であり、買主である小売電気事業者が、その受給量を小売需要の変動等に応じて、契約で定められた期限・数量の範囲内で柔軟に変更できる（通告変更権を持つ）⁴⁵一方、売主である発電事業者は、通告に応じて供給量を増減させる義務を負う形式をとる。

こうした買主側に通告変更権を付与する変動数量契約においては、買主である小売電気事業者は、契約で定められた通告変更期限までは受給量を変更することが可能となることから、他の調達方法（例えばスポット市場からの調達など）と比較しながら、より有利な条件による調達方法を選択可能となる⁴⁶など、通告変更権の存在が調達面で

⁴⁵ 通告変更権の行使条件は卸売契約ごとに異なる。

⁴⁶ 例えば、相対契約における契約単価よりもスポット市場における価格が安い場合、通告変更権を行使することによ

競争上有利に作用する一方、発電事業者にとっては、供給量を事前に確定することができないため、発電量を増減させるための追加コストが発生する。このコストは、契約時点で数量を確定させる確定数量契約では生じないものであることから、発電事業者は、通告変更権への対価（通告変更権に係る価値）を卸売価格に含める、又は上乗せして、小売電気事業者に負担させることが一般的である。

変動数量契約について、イコールフットィングの観点からは、まずは、旧一電小売と新電力で、変動数量契約の締結及びオプション（通告変更可能幅、通告変更期限等）の付与に係る機会が等しく設けられているか、また、オプションの内容が差別的でないかを確認することが必要となる。

上記のような前提を踏まえ、旧一電各社に対し、相対契約の締結に当たって、オプション価値を算定しているか、算定の考え方を示しているか、卸売価格に反映しているか等について調査票及びヒアリングによる調査を行うとともに、新電力の見解についても調査票及びヒアリングによる調査を行った。

令和2年度においては、オプション価値を算定している事業者は1社のみであったが、令和5年度においては、オプション価値を算定している事業者は5社となるなど、オプション価値を算定している事業者は増加してきている。

【オプション価値の算定について（令和2年度から令和5年度）】（調査票における回答）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
価値を算定している	1	2	4	5
価値を算定していない	9	8	6	5
オプションを設定していない	2	2	2	2

※「オプションを設定していない」と回答した2社は、オプションを設定できるような電源を保有していない（水力発電など発電量の全量を受電する条件での契約）。

また、旧一電各社に対し、オプション価値の扱い方やその理由について確認したところ、変動数量契約（常時バックアップを除く。）におけるオプション価値を算定していない旧一電が約半数を占めており、その理由としては、商品設計によってもオプション価値の考え方が異なるため算定が困難であるなどの事情が挙げられた。他方、独自にオプション価値を一定の金額に設定し、又は外部機関に委託してオプション価値を算定した上で、卸交渉の際に新電力に提示するなど、何らかの方法でオプション価値を算定している旧一電もみられた。

り、契約で定められた通告変更可能幅の範囲内で、相対契約による調達量を減らし、スポット市場から安価に調達することが可能である。

【旧一電におけるオプション価値に係る取組状況】（ヒアリングにおける回答）

（オプション価値を算定している旧一電）

- 相対交渉に当たり、条件ごとに定量的な単価を設定した。これにより、条件が異なる場合でも、この単価テーブルに基づき交渉することで内外無差別を担保した。オプション設定の協議において、協議先に対してオプション単価自体は提示してはいないが、オプションの有無でそれぞれの契約単価を提示している。
- オプションである変動数量契約の行使（下げ方向の通告変更に伴う受電放棄）により変動・逸失される可能性があるアローアンス部分の期待マージンの一部（逸失せずに回収する最低限の利益相当）を、オプションの行使対象外として確実に受電される非アローアンス部分において回収するとの考え方により、通告変更オプション価値を設定している。公表は行っていないが、社内外問わずニーズのある事業者に対し、一律に数式で算定されたオプション価値を提示するとともに、求めに応じて考え方や算式も個別に説明している。
- オプション価値を自社で算定することは困難であるため、外部研究機関に依頼して、金融工学の理論を元にオプション価値を算定し、価格として定量化して卸価格に上乘せしている。

（オプション価値を算定していない旧一電）

- 保有電源（再エネ・水力）の特性上、出力変動に対応できないため、オプション価値を算定していない。
- 現在のスポット市場のボラティリティ（価格変動の度合いの大きさ）からすると、オプション価値は算出できない。オプションマーケットもないため、参照する価格もなく、算定は困難である。
- 通告変更権が設定されている変動数量契約における卸価格の算定に当たっては、通告が予想される受給パターンを基にその時間帯の負荷率（契約電力量に占める実際の使用電力量の割合）、供給コスト、卸電力市場の想定価格を価格に反映させた上で価格を決定しており、オプション価値として一律の加算をすることはしていない。
- 通告オプション等のオプション価値の評価方法、価格への反映については、必要に応じて今後検討していく。

一方、オプション価値について、新電力からは以下の意見があった。

【オプション価値に係る新電力の意見】（調査票及びヒアリングにおける回答）

- 当社では、いくつか卸電力市場の価格の想定シナリオを複数パターン作成した上で、オプションがあることで避けられたリスク及びヘッジできた量を算出し、発生率を乗じてオプション価格を算出しており、オプション価格の算出は可能と考える。

- オプション価値の価格での算定は一義的には難しいと考える。当社では、契約の都度、エリアの需給を計算して総合的に判断している。
- オプションの提供有無・価格、通告変更のタイミング、変更可能量といった諸条件について、現状の精査とオプションの標準化が必要である。

エ 入札又はブローカーを利用した卸取引の状況

(ア) 旧一電における入札又はブローカー取引の導入状況

旧一電各社に対し、旧一電の令和5年度の卸標準メニューに係る相対取引における入札又はブローカー取引（仲介事業者を介して成立させる取引）の導入状況を確認したところ、以下のとおりであった。

【令和5年度の旧一電の導入状況】（重複回答可）（調査票の回答から集計）

入札を導入	5
ブローカー取引を導入	2
いずれも導入していない	6

※「入札を導入」と回答した5社は、旧一電発電のほか、旧一電小売も含む。

※「入札を導入」と回答した5社及び「ブローカー取引を導入」と回答した2社は、1社が重複（入札及びブローカー取引のいずれも導入）。

(イ) 入札又はブローカー取引を導入している旧一電における募集・公表状況

旧一電各社に対し、令和5年度向け卸売に係る入札又はブローカー取引の実施に当たって、あらかじめ自社小売の調達分又は自社の小売分が確保されているか、募集要項が作成・公表されているかについて確認したところ、以下のとおりであった。

【自社小売の調達分又は自社の小売分に係る確保の有無】（調査票の回答から集計）

確保されている	3
確保されていない	3

【募集要項の作成・公表状況】（調査票の回答から集計）

作成・公表済	6
未作成	0

(ウ) 入札又はブローカー取引における入札条件、契約条件及びその決定方法

入札又はブローカー取引を導入している旧一電各社に対し、自社小売及び新電力に対する募集量、スケジュール、最低入札価格、落札基準及び与信要件に係る各項目の公表の有無並びにその内容を確認したところ、以下のとおり、各社によって公表内容等が異なる状況であった。

【情報開示状況】（調査票の回答から集計）

募集要項等における項目	公表（※）	非公表
募集量	2	4
スケジュール	6	0
最低入札価格	1	5
落札基準	5	1
与信要件	2	4

※自社ウェブサイト等に掲載していない場合でも、問い合わせがあった事業者や入札参加者に開示している場合は「公表」と整理した。

【入札を導入している旧一電の取組状況】（ヒアリングにおける回答）

（最低入札価格の設定）

- 販売する電力の発電コストを考慮しつつ、卸電力市場の市況（ベースロード市場の約定結果、電力先物取引等）を踏まえて決定した。
- 最低落札価格は、当社グループ内の小売電気事業者への卸単価と同等の価格で算定した。
- 応札者が任意で決定した応札パターンを踏まえ、当社で算定した固定費と可変費の合計により、事業者ごとに最低価格を算定した。
- 入札実施時点の資源価格と為替の基準価格を前提とした燃料コストを含むコストに事業報酬を加えて決定した。

（与信基準の設定）

- 社外の信用評価システムを活用して入札者の与信を数値化し、与信が良い事業者ほど落札がしやすくなる仕組みとなっている。
- 信用調査会社及び契約事業者から入手した情報に基づき算出した与信限度額と、取引期間における最大貸倒損失想定額の大小関係を比較した。与信限度額は、信用調査会社から入手した情報等に基づき、自社で定めている算出方法に基づき算出したが、与信評価は入札の順位評価には採用していない。
- 令和4年度に実施した令和5年度受給の卸標準メニューの入札（単年度入札）に関しては、時間の制約がある中で、多数の顧客の与信評価を実施することができないため、一律前払を条件としており、与信評価は実施していない。

（落札者の決定方法（入札価格順、粗利率順等））

- 入札価格・与信評価・取引実績評価の3項目で落札者を決定した。取引実績評価は、これまで購入実績があり、今後の発電部門の長期にわたる利潤最大化に期待できる相手先として評価するものであるが、取引実績評価は、自社小売を加点对象外とした。
- 2商品を用意し、各商品について、最も高い入札価格を入れた事業者のみが落札

- する方式とした。ただし、最低落札価格に達していない場合は全て落選とした。
- 各事業者の入札価格から事業者ごとに算定した最低価格を控除した粗利単価の高い順に落札者を決定した。
 - 申込者の応札価格に基づいて判定係数（最低落札価格と入札価格の差を最低落札価格で除算することにより算出）を算定し、最低落札価格を超えた事業者のうち、判定係数が大きい札（利益率の大きい札）から順番に約定とし、同率で募集量上限を超える場合は部分約定とした。

【ブローカー取引を導入している旧一電の取組状況】（ヒアリングにおける回答）

（最低入札価格の設定）

- 最低入札価格は存在しない。
- 燃料価格を除き、事業報酬を含めて価格を設定した上で、市況に応じて随時見直しながらオファーしている。

（与信基準の設定）

- 社外コンサルティング会社のプラットフォームを利用し、自社独自のロジックを構築した。主に相手先から入手した財務諸表に基づいて社内格付けを適用し、上位格付けの与信枠基準が大きくなる仕組みとなっている。与信枠を超過する場合は、担保金、銀行保証、親会社保証、前払等の手段を講じることを信用リスク担当部門と協議の上で決定して与信補完を実施している。
- 複数年の卸契約の入札に関しては、外部機関の情報を基にした社内格付評価を実施した。一定の格付基準以下の取引候補先に対して、与信担保内容（支払保証金、親会社保証等）を提示して協議した。

（落札者の決定方法（入札価格順、粗利率順等））

- ブローカー取引におけるマッチングは、価格、数量、期間、受渡しなどを事前に公開しているため、基本的には価格条件のみでマッチングすることになる。マッチング後速やかにブローカーより相手先の会社名が明かされ、双方で与信条件を確認した後、取引が成立する。
- X社が運営するプラットフォームを介して先着順で行う。
- 価格だけで決定し、数量や過去実績は関係ない。燃料市況によって価格が変化し、売りと買いが折り合えば成立する。売買注文状況や取引成立状況がプラットフォームで全て開示されており、特定事業者に安く売ることが不可能となっている。販売数量は確定せずに販売しており、買手が数量を指定する状況であり、価格は数量に左右されない。

また、旧一電各社の募集要項を確認したところ、入札又はブローカー取引においても、転売禁止条項、供給エリア制限条項、入札量を制限する条項（前年度の需要実績

や今年度の需要予測を上限とするもの)等の取引制限条項が設けられている例がみられた。

【入札又はブローカー取引における取引制限条項の内容】(ヒアリングにおける回答)

(入札を実施している旧一電)

- 譲渡・転売制限を設けており、エリアにおける小売需要計画の年間最大電力を超えない量を上限としている。
- 契約書において、売主は買主に対して小売電気事業に用いたことの確認のために必要となる資料等の提出を求めることができるとしているが、具体的な資料の提出は求めている。
- 買主が転売等をしたと当社が認定した場合は、契約単価(燃料費調整単価を含む。)の3倍の金額を受ける違約金規定を設定しているが、現段階において、資料の提出要求、転売の認定等の実績はない。

(ブローカー取引を実施している旧一電)

- 小売電気事業者の実需給に係る調達に限る、トレーディングを防ぐという目的で転売禁止条項を設定しているが、転売を捕捉することが不可能であるため、精神条項でしかなく、転売禁止に係る事前・事後確認やペナルティの設定はない。

(イ) 入札又はブローカー取引に係る新電力の意見

新電力に対し、入札又はブローカー取引の現状への見解についてヒアリングによる調査を行ったところ、以下のとおり、入札結果も含めた基本的な情報が開示されずブラックボックス化しているという意見、入札量に格差がある(旧一電小売と新電力で需要量に大きな差があることにより、新電力が確実に落札するためには旧一電小売よりも入札価格を高くせざるを得ない)こと等により実質的には内外無差別とはいえないという意見、落札価格に疑義を呈する意見等があった。

【入札又はブローカー取引に係る新電力の意見】(ヒアリングにおける回答)

(入札の前提条件について)

- 当社の属するエリアでは、発電事業者とグループ関係にある小売電気事業者との間で長期契約が締結されており、新電力は当該小売電気事業者から調達している状況であるため、必然的に競合する当該小売電気事業者に価格的に劣後することとなる。

(入札価格について)

- 入札を実施したある旧一電小売について、最低入札価格と同社の小売料金の採算が合わず、最低入札価格で購入したとしても新電力は対抗できない。他の旧一電は、最低価格が高かったものの、同社は小売料金を引き上げたため、新電力が旧

一電と同じ小売料金でも多少利益が出た。

- 入札結果がオープンではなく、最低価格も示されていないところが多いため、落札できなかった原因が不明である。
- 最低入札価格について、入札を実施した旧一電の小売料金から逆算しても利ざやが取れるような価格ではなかったが、入札後に、当該旧一電の小売料金の値上げが公表された。旧一電発電と旧一電小売の間で、値上げ予定や値上げ後の料金水準が判明しており、最低入札価格が指標になっている疑いがある。
- ある旧一電発電の入札においては、入札予定数量が旧一電小売の需要量よりも少なかったため、新電力が当該旧一電小売より安い価格で入札すると、旧一電小売が予定数量の全量を約定し、新電力は、全く約定できないリスクがある。一方、当該旧一電小売は、全ての新電力より安い価格で入札して、新電力が全て約定したとしても、新電力の総需要量は予定数量のごく一部であり、当該旧一電小売は、最低価格で入札したとしても、予定数量から新電力の総需要量を除いた量は約定ができる。したがって、新電力が確実に落札するためには、旧一電小売よりも高い価格で入札せざるを得ない構造になっている。

(入札条件について)

- 卸入札の要綱において、電力の利用先を旧一電の自社受電エリア内に限定されており、広域に活用することができないものであった。自社エリア内の応札に当たっても、確実に供給する需要家の規模の範囲内の入札となり、追加的な量、規模拡大に必要な量を応札することが困難となっていた。また、他社との卸電力取引に係る契約情報等についても判断材料として提出を求められた。

6 常時バックアップ

(1) 調査内容

常時バックアップについては、電取委が求める内外無差別な卸売に係る取組の進展や、転売など本来の制度趣旨から外れた運用が一部で確認されたことを受けて、「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」(令和5年2月10日経済産業省公表)において、内外無差別な卸売が担保されることを条件に廃止することが適当とされたところ、前記第2の6(2)(30頁から33頁参照)のとおり、第86回制度設計専門会合(令和5年6月27日)において、北海道電力及び沖縄電力については、電取委が設定した内外無差別性の確認項目の達成状況を踏まえ、常時バックアップの廃止が決定された。

こうした状況を踏まえ、常時バックアップや関連する制度について、旧一電及び新電力のそれぞれに対して書面調査及びヒアリングを実施し、現在の取引状況等に係る意見等を確認した。

(2) 常時バックアップの状況並びに旧一電及び新電力の見解

ア 常時バックアップに対する旧一電の見解

旧一電の多くは、常時バックアップの廃止又は縮小を望んでおり、具体的な意見は以下のとおりであった。

【旧一電の常時バックアップに対する認識】（調査票における回答。複数回答可）

常時バックアップの価格が発電コストと比較して安すぎる（逆ざや状態になっている）。	1
自社の卸売量に占める常時バックアップの販売量が多すぎる。	0
常時バックアップの販売先の新電力が固定化しており、別の新電力から引き合いがあっても断らざるを得ない。	2
常時バックアップの価格や数量に対する制約を減らしてほしい。	4
常時バックアップは廃止してもらいたい。	6
常時バックアップについて特段問題はない。	0
その他	1

【旧一電の意見】（調査票及びヒアリングにおける回答）

（常時バックアップの廃止について）

- 内外無差別な卸売が担保できた場合に廃止するとの方向性については、公正・公平な競争環境の整備の観点から適切である。
- スポット市場の流動性向上や内外無差別な卸売の進展等による調達手段の多様化、先物取引の活性化による価格固定化やリスクヘッジが可能となってきている現状においては、制度設計当初の目的は果たされている。
- 常時バックアップ廃止までに時間を要する場合、早期に常時バックアップのオプション性や需給状況を加味したプライシングを導入することが重要である。

（常時バックアップの問題点について）

- 常時バックアップの契約電力の大部分を一部の既契約事業者が占めており、供給余力の状況によっては、新規契約希望者への販売を断らざるを得ない可能性もあるため、審議会での議論状況も踏まえ引き続き対応を検討する。
- 常時バックアップの価格は前日通告可能なオプション価値を加味していない中、スポット市場価格が高騰するほど常時バックアップが活用され、提供する事業者にとっては逆ざやとなることから、短期の燃料調達に悪影響を与える場面が生じる。
- 小売料金は、発電部門から卸供給を受けた小売部門が戦略的に設定するものであり、小売部門が安価な価格で外部調達を行って小売料金が抑制される場合は、常時バックアップ料金が小売料金を上回る可能性も考えられることから、常時バックアップ料金が小売料金を上回ってはならないという制約は、柔軟な常時バックアップ料金設定の妨げとなり得る。

イ 常時バックアップに対する新電力の見解

新電力の多くは常時バックアップの契約を希望し、契約しているものの、常時バックアップを希望せず、契約していない新電力も一定割合存在しており、具体的な契約状況は以下のとおりであった。

【新電力における常時バックアップの契約状況】（調査票における回答。複数回答可）
（令和4年度）

常時バックアップの契約を希望し、契約している。	48
常時バックアップの契約を希望して旧一電に申入れを行ったが、契約できなかった。	22
常時バックアップの契約は希望していないため、契約していない。	22

常時バックアップを契約する理由としては、以下のとおり、他の調達手段と比較して安価であることやオプションが柔軟であること、一度契約すれば安定的に契約できる⁴⁷ことなどが挙げられた。

【新電力が常時バックアップを契約する理由】（調査票における回答。複数回答可）

常時バックアップは、価格が他の調達手段（相対契約、スポット市場、ベースロード市場等）より安いため。	33
常時バックアップは、オプションが付された契約であるため	42
常時バックアップは、一度契約すれば次年度以降も安定的に契約できるため。	36
その他	19

【新電力の意見】（調査票及びヒアリングにおける回答）

（常時バックアップの廃止について） ○安定電源維持のための費用負担の在り方の議論及び内外無差別の実現が常時バックアップの廃止の条件と考える。

⁴⁷ 常時バックアップは単年契約であるが、契約を解除しない限りは、次年度も契約自体は継続する（契約内容については毎年度見直される。）。電力ガイドライン（令和6年1月12日最終改定）においては、旧一電が、常時バックアップに依存せざるを得ない特定の小売電気事業者に対して、例えば、「供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること」を行った場合には、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある旨を示している。

他方、供給余力が不足すると見込まれる場合において、新規・追加の常時バックアップの申出を断ることまでは問題ない（第40回電力・ガス基本政策小委員会（令和3年10月26日）資料4-4）とされており、結果として、既存の常時バックアップ契約を有する事業者とそれ以外の事業者の間で差が生じている（前者への供給により供給余力が逼迫し、新規・追加で常時バックアップを供給することが困難と見込まれれば、後者は常時バックアップを契約することができない）状況にある。

(常時バックアップの適正化について)

○常時バックアップは新規参入者には有効な仕組みかと思うが、一部大手の新電力が限界まで常時バックアップを経年利用していることで中小の新電力が新たにアクセスできない状況がある。

○新規の新電力も既存契約者と同様に契約できるのが望ましい。旧一電の供給力が不足するのであれば、新電力への配慮として、当面は需要規模やシェアに応じて按分する方法もあり得ると思う。公平性が担保されるような整備が必要である。

ウ その他関連する制度（ベースロード市場）

ベースロード市場については、新電力への電源の開放のための「非対称規制」という観点から、一部、常時バックアップと共通の政策目的を有し、また、常時バックアップの供出量をベースロード市場の供出義務量から控除するとともに、ベースロード市場での約定量を常時バックアップの契約可能量から減じるなど、相互に制度同士が関連している。

このため、ベースロード市場についても、旧一電及び新電力からヒアリングを実施したところ、それぞれから、両制度の共通の政策目的に照らし、制度間の細かい調整以上に全体論の議論が必要という意見や、両制度を併せて議論すべきという意見があった。

【旧一電の意見】（ヒアリングにおける回答）

○常時バックアップとベースロード市場は、政策目的が一部重複している部分があるので、ベースロード市場への供出義務量から常時バックアップの数量を控除するなどといった細かい議論よりも、内外無差別が担保されたエリアにおけるベースロード市場の在り方といった全体の議論が必要である。

【新電力の意見】（ヒアリングにおける回答）

○産業用需要家向けの電源にアクセスできれば、ベースロード市場が廃止されても問題ない。内外無差別、常時バックアップ、ベースロード市場はそれぞれ密接に関連しているため、旧一電の競争実態の解明と併せて議論すべきである。

第4 旧一電の発電部門と小売部門の在り方

1 発電分離（旧一電の発電部門と小売部門の分離）

(1) 現状

「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）では、「設備を保有しない小売事業者との間において、実質的に共通の環境下で競争を行えるようにしていくことが重要である。そのため、発電設備を多く保有する支配的事業者の発電・小売事業の在り方について検討を進める観点から、大手電力会社の内外無差別な卸売の実効性を高め、社内・グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題（売入札の体制、会計分離、発電分離等）について、総合的に検討していく。」とされている。

また、令和6年度から開始される容量市場（用語集88頁参照）に係る容量確保契約金（用語集88頁参照）の明確化及び透明化を図る観点から、「今後の電力システムの新たな課題について 中間取りまとめ」（令和4年2月10日経済産業省公表）においては、旧一電発電を始めとする大手の発電事業者を対象として、既に公表されている財務諸表に加え、発電事業費用と小売電気事業費用を分割した明細表の作成及び公表、同明細表において発電電力量や収入として受領する容量確保契約金の額の明記及び公表などを求めることとされている。これを受けて、旧一電各社は、令和4年度から、各社のウェブサイト等において、発電事業営業費用と小売電気事業営業費用の明細表をそれぞれ公表している。

さらに、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）においては、「電気事業者の発電部門と小売部門の組織の在り方に関し、発電分離及び会計分離については、各事業者の事業戦略に基づき選択可能であるという前提の上で、検討する。」とされている。

現状としては、前記第2の4(1)図4（11頁参照）のとおり、旧一電のうち、東京電力グループ及び中部電力グループは、発電部門と小売部門を分離して、別個の取引主体とする、いわゆる発電分離（法人分離）がなされている一方、それ以外の旧一電は、発電部門と小売部門が一体となっている。

(2) 電取委による監視

ア 内外無差別な卸売に係る取組についての確認

不当な内部補助を防ぐための方策は様々あり得るところ、電取委は、小売電気事業者の間の競争がゆがめられていないかを監視する一環として、前記第2の6（29頁から33頁参照）のとおり、組織形態にかかわらず、旧一電に対して内外無差別な卸売を求めるべく、コミットメントの履行及び確実な実施を確保するための取組を実施しており、これによって、旧一電の発電部門が、卸売価格や契約条件等において、旧一電小売と新電力の間で不当に差別的な取扱いを行っていないか、旧一電小売と新電力のイコールフットイングが確保されているかを確認している。

また、電取委は、卸売取引に加え、旧一電小売の調達価格が小売料金に適正に反映されているかについても、内外無差別な卸売に係るフォローアップ調査において、旧一電各社の小売料金を確認している。

当該フォローアップ調査においては、旧一電小売の調達価格が小売価格を上回る事

例が複数確認されているところ、制度設計専門会合においては、これらの状況が今後も続く場合、発電部門から小売部門へ内部補助を行うことで小売部門の赤字を補填している懸念が強まり、仮に卸売スキームが内外無差別であっても、小売市場の競争をゆがめているおそれがあるため、内外無差別が担保されているとは評価できないものと整理されている⁴⁸。

イ 旧一電小売の小売料金に係る調査

前記アの電取委による内外無差別な卸売に係るフォローアップ調査の確認方法は、小売価格（全メニューの加重平均）と調達価格（電力調達単価⁴⁹及び非化石証書外部調達単価⁵⁰の合計）の比較である。ただし、電圧種別（特別高圧・高圧・低圧）や規制料金・自由料金による区分けはされていない。

また、電取委は、「小売市場重点モニタリング」⁵¹において、旧一電各社の小売料金（公共入札案件における落札価格等⁵²）について、卸市場価格（当該小売供給期間の直前1年間の取引所エリアプライス平均⁵³）を下回った場合に、対象事業者に対するヒアリングを通して、卸市場価格以下に小売料金を設定することの経済合理性等を中心に確認している。

2 発電分離に関する状況

(1) 調査内容

発電一体の旧一電に対し、発電分離に関する見解及び検討状況について、それぞれ調査票及びヒアリングによる調査を行うとともに、新電力に対し、発電分離を実施している旧一電との取引と発電一体の旧一電との取引との比較について、ヒアリングによる調査を行った。

(2) 発電分離の進展状況及び現状

ア 旧一電における発電分離の状況

旧一電においては、現在、発電一体となっている7社のうち、今後、発電分離（法人分離又は会計分離）を検討中と回答した事業者は2社であった。

⁴⁸ 第89回制度設計専門会合（令和5年9月29日）において、旧一電（沖縄電力を含む。）10社中7社が令和5年度の小売価格が調達価格を下回っていたという電取委の調査結果が示された。

⁴⁹ 発電事業者等から電力を調達する際の単価（全調達手段の加重平均）。

⁵⁰ 他社から購入する非化石証書に係る購入コストに係る単価（加重平均）。

⁵¹ 電力小売市場における公正な競争を確保するため、電取委において、一定の卸市場価格水準を下回るような契約が存在するかについて、モニタリング対象となる事業者の競争者からの情報提供を踏まえ把握し、当該対象事業者への重点調査（ヒアリング）を実施することにより、小売契約の内容の確認を通じて小売市場の競争の実態を重点的に把握し、必要な措置を検討することを目的とした取組。

⁵² そのほか、競争者から情報提供が行われた案件の小売料金もモニタリング対象となっている。

⁵³ 沖縄エリアを除く9地域ごとのスポット市場約定価格（エリアプライス）の平均。

【発販分離に係る検討状況】（調査票の回答から集計）

発販分離（法人分離又は会計分離）を検討中	2
発販分離の予定無し	5

発販分離を予定又は検討していない主な理由については、分社化により分割損（会社ごとに必要となる管理間接部門の要員の増加等）が発生し事業経営に影響を与えることや、内外無差別な卸売に係る取組を実施しているため、発販分離の必要性が乏しいことが挙げられた。

【発販分離を予定又は検討していない理由】（調査票の回答から集計）

現状の取組で十分内外無差別は達成されているため、発販分離の必要性が乏しい	3
デメリットの方が大きいため反対	0
その他	2

【発販分離を検討中の旧一電の意見】（調査票及びヒアリングにおける回答）

- 発販分離等の企業形態の在り方は、様々なステークホルダーの要請等を踏まえ、経営判断するものとする。発電・小売部門の間の取引は、令和3年度から社内取引価格の設定、取引価格や条件の明確化に加え、発電事業と小売電気事業に要する費用の明確な分離を行っている。また、小売電気事業者との間で、発電事業に要する費用や単価等の基礎情報について共通認識が得られるよう、発電費用明細表及び小売費用明細表の概要を公表する予定である。さらに、卸売販売は、内外無差別性を担保すべく、小売から独立した組織で実施しており、令和5年度はオークション制を採用し、自社小売も平等に参画するなど、一層の透明性向上に努めている。
- 現時点で、発販分離について、法人分離を行う予定はないが、会計分離については、今年度、管理会計に基づく発電・小売別の収支管理を行うかどうかについて、経営レベルで議論していく予定である。発販分離については、機能を2つに分割することになるため、必要な人材確保に懸念がある。

【発販分離を予定又は検討していない旧一電の意見】（調査票及びヒアリングにおける回答）

- 内外無差別の達成に向けて、卸取引の担当部署を、小売部門が関与しない独立した部門として設置し、体制を整備済みである。当社の事業規模では会社を分離した場合の分割損の発生等も総合勘案し、現状の経営形態が良いと考える。発販分離への移行に当たっては、発販のそれぞれが利益最大化のみを追求した場合に、安定供給（燃料調達面も含む。）に与える影響を測りかねており、安定供給を損なうことがないか、慎重かつ十分な検討が必要と考える。

○送配電部門の分社化で、管理・間接部門において分割損が発生しているところ、発販分離による更なる事業効率の悪化を懸念する。このため、引き続き、発販一体の体制を維持しつつ、発電部門は内外無差別な卸取引を通じて、発電事業としての利益最大化を図っていきたい。

○内外無差別の取組に加え、ベースロード市場など市場環境整備もなされており、卸電力市場及び旧一電の取組を含めた全体として内外無差別は達成されていると考えている。どのような事業形態を採るかは、基本的に事業者の経営判断と考えている。旧一電としては、電力の安定供給の確保が最も重要な使命である。事業環境の課題や変化に対し、発電・小売共に今後も持続的な安定供給を実現するため、自らの経営の裁量の中で、収益性の確保やステークホルダーへの価値提供の観点から最適な資源の配分や組織体制を判断し、事業を運営していく必要がある。

他方、既に発販分離を実施した旧一電からは、以下のとおり、発販分離によりコスト意識が明確化したなどの回答があった。

【発販分離を実施した旧一電の意見】（調査票及びヒアリングにおける回答）

○発販分離後、契約に基づく小売電気事業者との卸売価格の事前決定により、発販間で適切なリスク配分や責任分担が行われ、その結果、コスト意識が高まったことや費用削減を行うインセンティブが生じ、費用削減を進められた。

○発販分離以降の調達条件は、発電と小売それぞれの会社が、中長期的な視点も含めた利潤最大化を目指す考え方にに基づき、条件や価格等を協議により決定し契約締結する形態に変化していると認識している。

○調達条件等は、会社間の契約となったことで、価格、数量等の条件が明確化した。一方、需給逼迫時などにおいて、発販一体時には経済面よりも安定供給を優先し、自社内から優先して調達を行っていたが、分離後は、自社の利益最大化のために、競争環境を踏まえ、経済的な条件が折り合わない場合は、グループ内の発電事業者からの調達を抑制して、他の手段で調達しており、供給力確保の観点からグループ内の発電事業者から追加調達をしたい場合、経済条件を双方で合意できなければ供給力不足は解消しないという状況になった。

新電力からは、以下のとおり、旧一電の発販分離だけでは内外無差別の達成や旧一電が保有する電源へのアクセスに対するイコールフットィングの確保ができるものではなく、内外無差別な卸売や小売料金のモニタリングの徹底が不可欠であるという意見があった。

【新電力の意見】（ヒアリングにおける回答）

○発販分離により旧一電への外部からの透明性が高まるため、発販分離は必要な方

策と考えるが、発販分離だけでは、イコールフットィングの実現のためには不十分と考える。旧一電の全電源が新電力を含めて公平に提供されることと、その調達原価に基づき、規制料金を含む旧一電の小売料金が適切に設定されることが不可欠であるが、発販分離済みのエリアで、電源の内外無差別性の確保と規制料金を含む旧一電の小売料金の適切な設定がなされているとは言い難い。

○発販分離は必須であるが、発販分離だけでは不十分と考える。最終的に持株会社による意思決定がされる場合、当該意思決定は発販一体と同様とも考えられ、更に発販間において人材交流もあることから、透明性の確保に疑問がある。

○一般的に会計分離や法的分離には相応のコストが発生するため、それが卸価格に反映される可能性もあると認識している。

○旧一電の発電部門による卸取引の公平性及び透明性の確保及び旧一電と新電力のイコールフットィングの確保の目的に対して、発販分離は必要条件、十分条件、いずれとも言えない。問題になるのは、卸取引のプロセス・機会・条件における公平性の確保であるべきであり、発販分離は、目的の一つである透明性確保の向上に向けた方法論の一つでしかないとの位置付けと認識している。

イ 発販分離した旧一電との取引と発販一体の旧一電との取引の比較

新電力に対し、発販分離した旧一電との取引と発販一体の旧一電との取引を比較して、どのような差異が生じているかについてヒアリングを行ったところ、以下の意見があった。

【発販分離した旧一電と発販一体の旧一電との取引の比較】(ヒアリングにおける回答)

○発販一体の旧一電との取引は、情報遮断を含めた内外無差別が担保されれば、小売部門と新電力は、互いの仕入価格は見えない状態で小売競争が可能となる。しかし、発販分離の旧一電との取引は、現状、競争相手である旧一電小売が卸売をしている実態があるため、構造的に新電力は旧一電小売より高い原価で調達することとなり、かつ、小売電気事業者内での情報遮断がされていないため、実際の販売部門が競争相手である新電力の仕入状況を把握することが可能になっている。そのため、分社化がされていることで、かえって規制がかけられておらず、新電力が競争上不利になるおそれがある。

○発販分離した旧一電でも、卸取引や常時バックアップなどの契約主体は小売電気事業者であるため、真の発販分離になっていない印象であり、発販一体の旧一電とあまり差があるようには感じない。

○旧一電各社の電源構成等も異なる中、発販分離による影響を正確に把握することは難しい。

○発販分離した発電事業者の卸取引では、コミットメント以前からの長期契約を優先しているため、一部を除き、交渉すらできていないのが実態であり、発販分離と発販一体との取引の差異を確認・評価できない状況である。

ウ 発販一体の旧一電内部における会計等の状況

発販一体の旧一電において、発電部門と小売部門の各収支について管理会計を行っている事業者が複数存在した。

この状況について、旧一電からは、会計を分離した場合、発電部門と小売部門の収支状況が明確になることから、不当な内部補助の防止の確認が容易となる、開示内容を充実することで投資家等への説明性が向上することが考えられるなどの意見があった一方、発電部門の固定費が適切に回収できていないとして減損処理が求められる可能性がある、不採算電源の廃止や売却につながるおそれがあるなどの意見があった。

【旧一電の意見】（ヒアリングにおける回答）

（管理会計の状況について）

- 令和3年度から、社内向けの管理会計として発電と小売の費用収益を分けているが、公表を前提とした管理はしていない。
- 費用分離は一定程度行っている。管理会計については、発電小売を含めた各部門で直接発生した費用は当該部門の費用とし、部門をまたぐ共通費用についても、一定の人員比等を用いて配分している。
- 社内の管理会計上、発電・小売部門別の収支管理を行っている。
- 現時点では部門別の収支管理はしていないが、有価証券報告書の中で損益計算書と貸借対照表があつて、発電部門と小売部門に係る費用の明細表は公表している。
- 発電部門と小売部門別の収支（営業利益レベル）の概算による把握のみ実施している。具体的には、社内卸取引価格を基に、発電・小売部門で発生した収益費用を整理して収支を把握している。概算は経営的に発電・小売部門の利益をそれぞれ確認するために行っているものであり、公表を前提とするものではない。

（会計の分離及び公表について）

- 外部に開示されると、競争情報など意図しない情報が出る可能性がある。また、実務面で、共通ルールの整備や、正確性を担保するための監査体制の整備などに苦慮する。
- 会計分離して公表した場合、発電部門と小売部門の収支状況が明確になるため、不当な内部補助の防止の確認が容易となる。一方、分社化など経営管理体制の見直し等がなされた状態で、「発電事業が適切にコスト回収できない」と判断されると、減損処理を求められるといったデメリット（容量市場の約定価格実績の振れ幅が大きいため、大きく下振れした際には固定費回収ができない懸念）が考えられる。
- 会計分離のメリットとして、開示内容の充実による投資家等への説明性の向上が考えられるが、デメリットとして、減損会計における資産のグルーピング単位の見直しにつながる場合、発電資産の減損が必要となる懸念がある。管理会計上、発電・小売部門別の収支管理を行っているが、飽くまでも社内の区分であつて、

各社によって管理区分が異なるため、公表したとしても各社で横比較できない。省令等で規定した場合、区分経理の方法等を全国レベルで統一する必要がある、調整に相当な労力がかかると考える。また、公表に当たり、会計士の監査が必要になるなど、開示に当たり必要となる業務が相当程度増えることを懸念する。

○公表する場合、各社共通のルールがないと平仄が合わず、部門別収支の分け方がルール化されてないと横並びで比較できない。

また、新電力からは、旧一電の発電部門と小売部門の会計の在り方について、発電部門と小売部門のセグメント別の収支が開示されることは旧一電内の不当な内部補助の防止に一定の効果が見込まれるという意見や、実際の取引内容を監視し、問題があれば是正するよう指摘する仕組みが必要であるという意見があった。

一方、会計分離をしたとしても、イコールフットィングの確保ができるとは限らないという意見や、競争環境の実現のためには会計分離だけでは不十分であり、資源エネルギー庁又は電取委による監視の徹底が必要であるという意見があった。

【新電力の意見】（ヒアリングにおける回答）

（発販一体の旧一電について）

- 発販両部門のセグメント別の収支の開示は、旧一電内の不当な内部補助に一定の効果が見込まれると考えるが、更に分離段階が進んだ発販分離が実現されたエリアにおいても、競争環境が実現されていると言い難いため、会計分離だけでは不十分である。各セグメント収支の開示に加えて、セグメント間（社内）の取引条件（電源の卸売価格条件）や、電源の卸売価格に対して小売料金の設定が適切になされているかなどの情報開示が必要であり、対外的な開示が困難であれば資源エネルギー庁又は電取委による監視の徹底が必要である。
- 会計分離をしたとしても、イコールフットィングの確保ができるとは限らないが、部門別収支の管理をしていない場合、内外無差別な卸取引が実現しても、その取引価格を小売料金への反映が適切にできていないおそれがあるため、会計分離は不当な内部補助の防止の観点から大前提として必要である。また、法的分離と同様、実際の取引内容を監視し、問題があれば是正するよう指摘する仕組みが必要である。
- 会計分離は最低限必要である。ただし、会計分離だけでは引き続き経営は一体化されており、内部補助の防止にはつながらず、公平性、透明性の観点から不十分と考える。内部取引条件情報（個別決算明細等も含む。）、内部共有情報など、内部取引や意思決定に係る情報の公表、独立した第三者による内外取引条件の調査結果の公表などが必要である。
- 問題は、卸取引のプロセス・機会・条件における公平性の確保であるべきであり、発販分離と同様、会計分離は目的の一つである透明性確保の向上に向けた方法論の一つでしかなく、必ずしも必要ではないものと認識している。仮に会計分離を

採用する場合でも、具体的な会計情報等は、旧一電における戦略上の情報にも該当し得ることから、目的に照らして必要な範囲での取扱いとすることが必要である。会計情報そのものの公表をする必要はないのではないかと考える。

(発販分離している旧一電について)

○現在公表されている情報では不十分であり、発電事業者と小売電気事業者の間の取引条件や、電源の卸売価格に対して小売料金の設定が適切になされているかなどの情報開示、資源エネルギー庁又は電取委による監視徹底が必要である。

○発販分離した旧一電グループは、決算資料にある程度セグメント情報が記載されているが、発電・小売の部門収支の公表はなされておらず、内部補助が行われているかを判断する情報も不足している。そのため、社内外の取引情報について、電取委による監視や指導の実施、結果公表による問題の把握と対策を取れる仕組みの構築は必要である。

○公表情報としては十分で、各取引の妥当性について、個別に規制当局が監視できる体制があれば問題ないとする。

○発販分離した発電事業者等との取引条件についての開示とその内外無差別性の証明、プライススクイズのチェックが必要である。

○公表されている内容で十分かは現時点では判断できないが、第三者の専門家も入れてそれを検証し、評価できる内容・項目にすることが必要である。

3 旧一電の小売料金

(1) 調査内容

前記1(2)(58頁及び59頁参照)のとおり、旧一電の小売料金については、電取委でモニタリング調査が行われているところ、新電力に対し、旧一電の小売料金の状況についてヒアリングによる調査を行った。

(2) 新電力の意見

新電力からは、旧一電による入札又はブローカー取引において、最低入札価格及び落札価格が、旧一電の小売料金(規制料金を含む。)に照らして、採算が取れるような価格水準になっていないという意見(前記第3の5(2)エ(イ)(53頁及び54頁参照))のほか、料金種別(業務用、産業用、住宅用等)やメニュー別(自由料金、標準料金、規制料金等)、電圧別(特別高圧、高圧、低圧)のそれぞれの小売料金が適切な水準となっているかを確認する必要があるという意見や新電力の小売料金の設定に当たっては旧一電の規制料金が指標とならざるを得ないという意見、調達価格の上昇を適切に小売料金に転嫁できるようにすべきという意見等があった。

【新電力の意見】(ヒアリングにおける回答)

○特定の領域での競争をゆがめる不適切な料金体系となっていないかが明らかになる

必要があるため、電圧別、メニュー別、料金種別などの分類ごとの原価情報（調達価格や販管費等）と販売単価（売上）、それによる収支状況を透明化することが必要と考える。

○電圧ごとの負荷率（契約電力量に占める実際の使用電力量の割合）と、契約単価ではなく実際の販売単価の情報、そこから電力調達価格、託送料金、固定費等を差し引いた利益単価の情報があれば判断材料となると考える。

○競争環境が適正かを判断するには、内外無差別な条件で調達した仕入原価が、販売価格に反映されているかという比較が必要である。自社の小売料金の設定においては、一定のシェアを有する規制料金が指標にならざるを得ない。規制料金であっても原価が小売料金に反映されていない場合は、競争環境をゆがめているため、望ましい姿とは言えない。

○旧一電の小売料金について、電源調達単価の上昇に見合った値上げを機動的に行えるように制度を整備すべきである。現行制度は、規制料金の改定に係る審査に時間がかかりすぎる。自由料金の値上げについても、旧一電は、事業体力を毀損しながらも値上げを躊躇し、仮に値上げをしても限定的な水準に留めることとなっている。旧一電が適正な価格転嫁を行わなければ、新電力が苦境に陥るのは自明と考える。卸売における内外無差別やベースロード市場の約定価格等について、旧一電の取組にも課題があるが、根本には適正な価格転嫁を阻む制度やその運用に問題が潜んでいると考える。

○規制料金の燃料費調整単価の上限について、旧一電及び新電力双方とも燃料費調整単価の上限により苦しい状況に陥っているが、長期的には、旧一電が、不当廉売に該当するような価格で販売することによって競争者を排除し、シェア回復後に値上げすることも懸念しており、制度上の改善を強く希望する。

第5 電源アクセス機会の確保及び相対取引に関する独占禁止法・競争政策上の考え方

本項目においては、前記第3（34頁から57頁参照）を踏まえ、これらを概括しつつ、独占禁止法上及び競争政策上の観点から検討を行う。

電力システムの在り方及び制度改正の進め方については、経済産業省（資源エネルギー庁及び電取委）において、安定供給対策、環境対策等の様々な政策的要請を踏まえながら総合的に判断していくべきものである。

本項目及び後記第6（77頁から79頁参照）において検討する独占禁止法上及び競争政策上の観点とは、公正かつ自由な競争を確保して事業者の効率化を促すとともに、需要家の選択肢の拡大を通じて、需要家がメリットを享受できるようにする、という視点からの考え方である。

1 （総論）新電力の電源アクセス機会の確保及び相対契約による契約条件の是正

現在の電力市場においては、前記第2の5（4）（29頁参照）のとおり、総販売電力量に占める卸電力市場における取引量は約3割から4割に達しており、小売分野の全面自由化当初に比べて、新電力の電源調達環境は改善されてきていると考えられる。

一方で、前記第2の2（3）イ（8頁参照）のとおり、電気事業法において、全ての小売電気事業者は、供給能力確保義務があるが、自前の電源を確保することまでは求められていないことから、全ての需要量を卸電力市場から調達することも可能であるところ、令和3年度から令和4年度にかけての市場価格の高騰によって、卸電力市場におけるボラティリティ（価格変動の度合い）のリスクが顕在化したことを踏まえ、小売電気事業者としては、卸電力市場からの調達に過度に依存することなく、相対取引等によるリスクヘッジを行う重要性が高まっていると考えられる。

(1) 発電事業における旧一電のシェア

現状、旧一電を含め多くの発電事業者にとっては、競争力のある大規模な電源の新設は現実的に困難な状況であるところ、発電分野において、旧一電のシェアは、発電設備容量及び発電電力量でいずれも約7割を占めており、令和5年3月時点で、新電力の総需要量に占める旧一電からの相対取引による調達量は約5割となっていることを踏まえると、新電力にとっては、発電分野で高いシェアを占める旧一電の既存電源（旧一電が契約する社外電源を含む。以下同じ。）へのアクセス機会の有無が競争上重要な要素となっている状況であると考えられる。

このような状況において、旧一電の既存電源への新電力のアクセス機会が十分に付与されない場合、新電力が旧一電小売に比して安定的な電源の確保において劣後し、新電力は小売分野において旧一電小売と競争を維持することは困難となるおそれがあることから、小売分野での競争を有効に機能させるためには、旧一電の既存電源への新電力のアクセス機会を確保することが望ましい。

(2) 旧一電の既存電源に係る費用負担

旧一電の既存電源のうち一定割合は、かつての総括原価方式に基づく料金規制により、

建設に要した費用を確実に回収する蓋然性が高い環境下において、広く国民を含む需要家も負担を負うものとして建設されたことを踏まえると、こうした電源については、需要家の利益の実現のために供されるべき性質を有すると考えられる。当該需要家の利益については、第5柱書（67頁参照）のとおり、電力システムの在り方及び制度改正の進め方については、安定供給対策、環境対策等の様々な政策的要請を踏まえながら総合的に判断していく必要があるが、競争政策上の観点からは、公正かつ自由な競争を通じて、電力システム改革の目的の一つである「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する」ことが重要と考えられる。前記(1)のとおり、旧一電の既存電源への新電力のアクセス機会が十分に付与されない場合、新電力は小売分野において旧一電小売と競争を維持することは困難となるおそれがあることから、旧一電の既存電源への新電力のアクセス機会を確保することが望ましい。

また、当該電源の維持にかかる固定費の一部についても、令和2年度から入札が開始された容量市場において、新電力を含む全ての小売電気事業者が支払を義務付けられている容量拠出金によって賄われていることを踏まえると、新電力の電源アクセス機会が完全に閉ざされてしまうことは望ましくない。

(3) (小括) 電源アクセス機会の確保

公正取引委員会としては、①電源新設が困難な中で、発電分野において高いシェアを占める旧一電の既存電源からの調達为新電力にとって競争上重要となっている状況及び②旧一電の既存電源の建設に要した費用や電源維持に係る固定費の負担の状況を考慮すると、旧一電が完全に自社のみで建設費や固定費を負担しているといえる電源を除き、個別の電源の状況を踏まえた程度の差こそあれ、新電力にもアクセス機会が付与されることが競争政策上望ましいと考える。

(4) 相対契約による契約条件の是正

旧一電発電が、相対取引における契約条件について、自社グループの旧一電小売に比して新電力に対して不利な条件を設定した場合には、新電力は、旧一電小売に比して、電源調達において競争上不利となり、小売分野における競争で劣後することとなる。

電取委による内外無差別な卸売に係る取組は、卸分野における旧一電と新電力のイコールフティング及び小売分野における公正な競争環境の確保に資するものと考えられるが、旧一電発電が、旧一電小売と新電力とで同一条件を設定した場合であっても、旧一電小売と新電力の事業規模や事業特性の違いにより、異なる効果を生じさせることから、契約条件による実質的な効果の差についても留意する必要があると考える。

2 (各論) 新電力の電源アクセス機会の確保

(1) 旧一電の小売電気事業者による卸売及び既存の長期契約

ア 小売電気事業者による卸売の早期低減・解消

前記第3の1(2)ア(34頁から36頁参照)のとおり、旧一電小売から新電力に卸売

が行われることは、電取委通知において例外的な場合であるとされているにもかかわらず、発販分離した小売電気事業者において、同じグループの発電事業者を上回る量の卸売を実施していることが常態化している。

このように、電取委通知における原則と例外が逆転した状況下では、特に需給逼迫時で卸電力市場等からの調達に厳しい場合において、新電力が旧一電発電から相対取引による調達を希望したとしても、自社の競争相手である旧一電小売から電力を購入せざるを得ないため、

- ・ 当該地域で最大のシェアを占める旧一電小売が卸売価格及び量を差配すること
- ・ 卸供給を受ける際に、仕入原価、仕入数量等の取引に係る情報を競争相手に把握されること
- ・ 公正な競争環境の確保の観点からは、旧一電小売も新電力も同時に調達交渉に入ることが望ましいところ、新電力は旧一電小売が確保した後の余剰分から調達を行わざるを得ないこと

等の問題が生じており、新電力に競争上不利な影響を生じさせる可能性がある。

このため、旧一電小売は、長期契約に基づく調達量の見直しを行うなどにより、新電力が自社の競争相手である旧一電小売から電力を購入せざるを得ない状況を改善し、新電力が旧一電小売を経由することなく、発電事業者から直接電力供給を受けられるようにすることが競争政策上望ましい。

イ 長期契約満了後の速やかな新電力への電源アクセス機会の付与

前記第3の1(2)イ(36頁及び37頁参照)のとおり、発販分離した旧一電発電と旧一電小売の間において、電取委による内外無差別な卸売に係る取組が開始される前に締結された長期契約が確認されている。こうした長期契約の対象となる電源は、現状、新電力のアクセス機会が極めて限定されており、結果として新電力が自社の競争相手である旧一電小売から電力を購入せざるを得ない原因の一つとなっており、この現状は競争政策上望ましくない。

このため、当該長期契約に基づく調達分については、契約期間終了後速やかに、旧一電発電による卸売の対象として、他の小売電気事業者にも広くアクセス機会が付与されるべきであると考えられることから、当該長期契約を自動更新しないことはもとより、他の小売電気事業者においても契約期間終了後の相対交渉等に円滑に臨めるよう、契約期間終了後に新規募集を行う際、検討のために必要な期間を十分確保した上で、期間、条件等の応募に必要な情報を開示する等の対応を採ることが競争政策上望ましい。

(2) 旧一電・新電力による長期契約

ア 長期契約の適切な締結

前記第3の2(2)(37頁から39頁参照)のとおり、旧一電と新電力による長期契約については、安定供給に資するという点で一定のニーズが確認された一方で、制度及び市場の変動や与信に関するリスクが締結の判断を困難としているという意見が旧一電

及び新電力の双方から確認された。

令和6年度向け相対取引においては、複数の旧一電発電から、旧一電小売又は新電力を問わない形での長期契約の募集が行われているところであり、引き続きこのような取組が実施されることが望ましい。

このような取組に加えて、旧一電発電は、自社小売又は新電力の区別なく、単年度契約のみではなく、長期契約も含めた卸標準メニューを作成し、継続して相対交渉で積極的に提示するなど、多様なメニューの中から新電力も含めた小売電気事業者のニーズに合ったメニューを選択できるようにすることが競争政策上望ましい。

イ 長期契約の募集

前記第3の2(2)(37頁から39頁参照)のとおり、旧一電発電の中には、新規に運転を開始した電源に係る契約において、旧一電小売又は新電力を問わず募集した上で、新電力も含めて長期契約を締結した例や、旧一電小売から新電力に既存電源を一部譲渡する長期契約を締結した例もあり、これらの取組は、多様な小売電気事業者へアクセス機会を付与するものとして評価できることから、引き続きこのような取組が行われることが望ましい。

このような取組に加えて、旧一電発電は、自社以外の事業者も費用を負担することとなる電源について、長期契約を行うに当たっては、自社小売以外にも広く供給先を募るとともに、多くの小売電気事業者が容易に必要な情報を得られる形で周知するなど、創意工夫を行い、他の小売電気事業者のアクセス機会を確保することが競争政策上望ましい。

(3) 旧一電による社外電源からの調達

公正取引委員会の平成30年意見表明においては、新電力の電源調達の機会の拡大を目的として、旧卸電気事業者及び旧卸供給事業者（以下「旧卸電気事業者等」という。）は、小売全面自由化の趣旨を踏まえ、従来の旧一電との契約をゼロベースで見直し、経済合理性に基づいて売電先を再検討することが競争政策上望ましいという考え方を示している。

新電力の電源調達の機会の拡大のためには、旧卸電気事業者等による旧一電との契約の見直し等は引き続き重要であるところ、前記第2の2(1)(5頁及び6頁参照)のとおり、電源開発の保有する電源や、地方公共団体の保有する水力電源等について、旧一電との契約の見直しが進められてきた一方で、私契約である当該契約の見直しのためには、旧一電の取組も不可欠である。

今回の調査において、前記第3の3(2)(40頁及び41頁参照)のとおり、旧卸電気事業者等を含む社外電源について、旧一電内部の整理変更又は旧一電と社外電源との間の契約変更により、旧一電小売の直接調達とされている事例が確認された。近年の電力需給逼迫等を踏まえると、こうした社外電源による容量確保の要請は高まっており、その点に配慮する必要があるものの、公正な競争環境の確保という観点から新電力の電源アクセス機会を確保することは重要であることから、旧一電と社外電源の在り方について、競争

政策上の考え方を検討する。

ア 発販一体の旧一電の小売部門が直接調達していると整理された社外電源（第3の3(2)アに対応）

発販一体の旧一電が調達している社外電源であって、従来から旧一電全体として契約し、現状、旧一電の内部的な整理として、旧一電小売による調達とされているものについては、当該旧一電小売が当該社外電源から直接調達しているものと整理され、新電力へアクセス機会が付与されていない。

他方、当該社外電源は、旧一電発電が所有する社内電源と同様に、従来から、旧一電が自社の小売電気事業の需要に供する目的で複数年契約されてきた場合がほとんどである。

本来、旧一電発電が所有する社内電源と同一の目的・用途であったにもかかわらず、旧一電小売による直接調達と整理されたことによって、結果的に、契約期間内は新電力からのアクセスが困難となっている。

このため、当該社外電源においては、契約期間満了後のタイミング等で、卸契約の契約先について新電力も含めた小売電気事業者を広く検討するなど、新電力のアクセス機会が確保されることが競争政策上望ましい。

また、前記(1)ア（68頁及び69頁参照）のとおり、新電力が自社の競争相手である旧一電小売から電力を購入せざるを得ない状況は、新電力に競争上不利な影響を生じさせる可能性がある。前記第3の3(2)（40頁及び41頁参照）のとおり、発販一体の旧一電であっても、当該社外電源との契約について、発電部門の一部と整理している事例も存在していることから、契約期間中であっても、当該社外電源と契約する旧一電において、合理的な理由なく小売部門の直接調達として整理されている場合には、発電部門からの卸売の一部と整理し、新電力のアクセス機会を確保することも考えられる。

イ 発販分離した旧一電の小売電気事業者が直接調達している社外電源（第3の3(2)イ及びウに対応）

発販分離した旧一電の小売電気事業者が調達している社外電源であって、発販分離以前は当時の旧一電全体として契約していたものの、発販分離によって発電事業者と小売電気事業者が別法人化されたことに伴い、分離した旧一電小売による直接調達に契約変更されたものが存在する。

こうした電源について、旧一電小売が直接調達していることで、旧一電小売が新電力に比して優先的に安定的な電源を確保し、結果的に当該エリアの旧一電小売と新電力との電力調達条件に当初から差が生じていることも考えられる。

一方、当該社外電源との契約については、発販分離前の旧一電から発販分離後の小売電気事業者への契約者の変更に伴う変更契約、基本契約等が既に締結されているため、旧一電発電による調達として整理し直すことが直ちに困難な場合や、分離した発電事業者が出資し、発販分離前の契約の存在によって、出資会社のグループ内小売電気事業

者を優先的に卸契約の相手方として選択せざるを得ない場合もある。

しかしながら、その場合であっても、少なくとも旧一電と当該社外電源を保有する発電事業者との電力システム改革以前における取決めや商慣行による受給契約等の位置付け（過去の受給契約等に縛られるものではないこと）を明確化し、契約期間満了後のタイミング等で、当該発電事業者以外の出資者の権利を毀損しないこと等にも留意しつつ、卸契約の契約先について新電力も含めた小売電気事業者を広く検討するなど、新電力のアクセス機会が確保されることが競争政策上望ましい。

(4) 火力電源入札制度に基づいて建設された電源の取扱い

火力電源入札対象電源については、旧一電小売において、自社が販売するために必要な電力を確保するために自ら公募等を実施したものであることも考慮する必要がある一方で、火力電源入札対象電源の規模（50万kW以上）、旧一電小売との契約期間の長さ（15年から30年）や、火力電源入札制度は飽くまでも発電事業者の新規参入や発電分野での競争を促し、電源建設費の高騰を抑制するための制度であり、小売分野における旧一電小売と新電力との競争を考慮して導入されたものではないことを考慮すると、当該電源への新電力のアクセス機会を完全に閉ざしてしまうことは、競争政策上望ましくないと考えられる。

現状、火力電源入札対象電源については、前記第3の4（41頁及び42頁参照）のとおり、他の電源と区別することなく、新電力へアクセス機会を付与している旧一電発電も存在し、この点については、新電力のアクセス機会の確保の観点から競争政策上望ましい状況と考えられる。

他方、前記第3の4（41頁及び42頁参照）のとおり、現時点において、新電力へアクセス機会を付与していない旧一電発電については、火力電源入札制度に基づく契約期間内において、旧一電小売の需給状況により、契約対象電力の一部に余剰が出た場合には、当該余剰分について、旧一電小売と同一の条件で新電力にも販売する機会を設けるなど、火力電源入札制度に基づく旧一電小売への必要な供給分を確保できる範囲で、新電力へアクセス機会を付与できるよう検討することが競争政策上望ましい。また、少なくとも火力電源入札制度に基づく契約期間満了後のタイミングにおいては、新電力のアクセス機会が確保されることが競争政策上望ましい。

3 （各論）相対契約における契約条件の是正

(1) 取引制限条項等

前記第3の5(2)ア（42頁から46頁参照）のとおり、相対契約の中で、転売禁止条項、供給エリア制限条項等の取引制限条項、また、これらの条項に反した場合のペナルティを設定している旧一電が確認された。こうした取引制限条項等は、旧一電小売と新電力の双方に適用される場合であっても、その効果や影響は両者で同等とは限らない。

例えば、供給エリア制限の設定については、現状、旧一電小売による域外供給が限定的であることを踏まえると、旧一電小売に対する影響は限定的と想定される一方、全国規模

で小売供給を行う新電力にとっては、エリアを跨いだ調達や需給管理が困難になるなど、当該新電力に対して競争上不利な影響を生じさせる可能性がある。

上記のとおり、このような取引制限条項を設定することは、それが旧一電小売と新電力の双方に等しく設定されていたとしても、実際の効果や影響が旧一電小売と新電力で同等とは限らず、旧一電小売と新電力の間の競争を阻害する可能性や、旧一電に比して新電力が競争上不利となる可能性があると考えられる。

ア 転売禁止条項

前記第3の5(2)ア(42頁から46頁参照)のとおり、令和2年度から令和5年度向けの相対契約の中では、転売禁止条項(供給を受けた電力を小売供給せずに、他の小売電気事業者等に転売するなどの行為を禁止する条項)を設定している旧一電が確認された。

旧一電発電等が、他の小売電気事業者に対して、転売禁止条項を設定すること(その実効性確保手段として、転売が発覚した場合に供給を停止するなどのペナルティを設けることを含む。)は、独占禁止法上問題となるおそれがある(拘束条件付取引)。

なお、旧一電の設定する転売禁止条項については、前記第3の5(2)ア(42頁から46頁参照)のとおり、令和6年度向け以降の相対契約においては、解除又は緩和する方針が示されており、取組の進展が期待される。

イ 供給エリア制限条項

前記第3の5(2)ア(42頁から46頁参照)のとおり、令和2年度から令和5年度向けの相対契約の中では、供給エリア制限条項(一定のエリアにおける小売供給を制限する条項)として、自社エリア内における小売供給を禁止する「自社エリア内制限」や、自社エリア外における小売供給を禁止する「自社エリア外制限」を設定している旧一電が確認された。

なお、旧一電の設定する供給エリア制限条項については、前記第3の5(2)ア(42頁から46頁参照)のとおり、令和6年度向け以降の相対契約においては、解除又は緩和する方針が示されており、取組の進展が期待される。

(7) 自社エリア内制限

旧一電発電等が、他の小売電気事業者に対し、自社エリア内における小売販売を禁止することを条件とすること(その実効性確保手段として、自社エリア内における小売供給が発覚した場合に供給を停止するなどのペナルティを設けることを含む。)は、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、拘束条件付取引)。

(4) 自社エリア外制限

旧一電発電等が、複数のエリアで事業活動を行う他の小売電気事業者に対し、自社エリア外における小売販売を禁止することを条件とすること(その実効性確保手段

として、自社エリア外における小売供給が発覚した場合に供給を停止するなどのペナルティを設けることを含む。)は、独占禁止法上問題となるおそれがある(拘束条件付取引)。

ウ 供給量上限条項

前記第3の5(2)ア(42頁から46頁参照)のとおり、令和2年度から令和5年度向けの相対契約の中では、供給量上限条項として、契約対象年度の需要予測値等を上限とするもの(以下「需要予測値上限」という。)と、契約対象年度の前年度の需要実績値等を上限とするもの(以下「需要実績値上限」という。)が確認された。

なお、旧一電の設定する供給量上限条項については、前記第3の5(2)ア(42頁から46頁参照)のとおり、令和6年度向け以降の相対契約では、解除又は緩和する方針が示されており、取組の進展が期待される。

(7) 需要予測値上限

供給量上限条項のうち、需要予測値上限を設定するものについては、他の小売電気事業者に対し、契約対象年度の需要予測分は供出されることから、他の小売電気事業者の事業活動への影響は限定的であると考えられるが、当該上限を設定する場合には、需要予測値の設定に当たり厳密な根拠資料の提出を求めること等により他の小売電気事業者の自由な事業活動が過度に制限されることにならないよう、制限の範囲は必要最小限とすることが競争政策上望ましい。

(イ) 需要実績値上限

供給量上限条項のうち、需要実績値上限を設定するものについては、例えば、需給逼迫時や卸電力市場価格の高騰時など、他の小売電気事業者が卸電力市場等の他の手段で電力調達を行うことが厳しい状況において、旧一電発電等が、需要実績値上限を設定すること(その実効性確保手段として、調達量が過去の需要実績分を上回っていた場合に供給を停止するなどのペナルティを設けることを含む。)は、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引拒絶)。

(2) 卸標準メニュー

卸標準メニューの作成・公表については、卸標準メニューの条件であれば契約できるという予見性の確保に資するところ、前記第3の5(2)イ(46頁及び47頁参照)のとおり、卸標準メニューを作成していない事業者が確認されている。

当該事業者は発販分離した小売電気事業者であり、前記2(1)ア(68頁及び69頁参照)のとおり、将来的には当該小売電気事業者を経由することなく、発電事業者から新電力が直接電力供給を受けられるようにすることが望ましいものの、前記第3の1(2)ア(34頁から36頁参照)のとおり、当該小売電気事業者の属するエリアにおいて、当該小売電気事業者が相当量の卸売を実施していることを踏まえると、当該小売電気事業者が卸標準

メニューを作成・公表することが競争政策上望ましい。

(3) オプション価値の設定等

前記第3の5(2)ウ(47頁から50頁参照)のとおり、一部の旧一電において、オプション価値を算定した上で、交渉の相手方に示している事例が確認されるとともに、オプション価値を算定している事業者は増加してきていることが確認されており、これは相対取引の透明性の向上に資するものとして評価できることから、引き続きこのような取組が行われることが望ましい。

(4) 入札又はブローカー取引を利用した卸取引

ア 旧一電小売も含めた入札又はブローカー取引

前記第3の5(2)エ(ア)から(ウ)(50頁から53頁参照)のとおり、旧一電の卸売取引において、入札又はブローカー取引の導入状況は各社ごとに異なる状況であった。

入札又は第三者であるブローカーを通じた取引など、旧一電発電が、旧一電小売と新電力との間で同一条件下で取引機会を付与することは、一般論としては、旧一電小売と新電力のイコールフットイングに資することから、競争促進的な取組と評価できる。

他方、入札又はブローカー取引が行われている場合でも、当該エリアの旧一電発電が卸売を行う電力の大部分を、同エリアの旧一電小売との長期契約等による供出や、自社小売の小売分の確保等に割り当て、その余剰分を入札又はブローカー取引の対象とするような場合は、公正な競争環境にあるとはいえない。

したがって、入札又はブローカー取引を導入する場合、旧一電小売への優先的な卸売を行うことなく、旧一電小売を含む全ての小売電気事業者が同一の条件で競争できる形とすることが競争政策上望ましい。

イ 実質的に新電力に競争上不利となる入札・契約条件の是正

前記第3の5(2)エ(イ)(53頁及び54頁参照)のとおり、一部の新電力からは、形式的には同一の入札条件であっても、実質的に新電力に対して競争上不利となる条件があるとの指摘があった。

旧一電発電が実施する入札において、形式的には旧一電小売と新電力との間で同一の入札条件であっても、当該入札条件によって、旧一電小売に比して、実質的に新電力の方が過大な負担を負うこととなり、新電力が競争上不利になっている場合は、公正な競争環境が確保されているとはいえない。例えば、入札要綱において、支払保証に限る旨を規定している旧一電発電が存在したところ、当該条件は旧一電小売と新電力との間で同一条件として設けられ、与信基準を満たさなかった小売電気事業者に対して提供される与信の補完手段となっているが、旧一電発電が実施する入札で、同一会社である旧一電小売が与信基準を満たさないということは想定されないことを考慮すると、実質的には、一部の新電力のみに対して課す条件となっており、新電力に過大な負担となっているという意見もあった。与信管理上必要な限度内におい

て当該条件を課すこと自体は否定されないが、必要な限度を超えて新電力のみに対してこのような条件を課すことは競争政策上望ましくない。

ウ 入札・応募に必要な情報の開示等

前記第3の5(2)エ(イ)(53頁及び54頁参照)のとおり、一部の新電力からは、入札・応募に必要な情報が開示されておらず、ブラックボックス化されているという意見があった。

募集量等の入札条件については、小売電気事業者の応札行動に大きく影響を与える情報である。そのため、現在又は将来の入札・応募に必要な情報(参加要件、入札条件(与信判断基準、募集量、入札ロット、支払方法等)等)が開示されていることが競争政策上望ましい。

エ 入札の方法

前記第3の5(2)エ(イ)(53頁及び54頁参照)のとおり、入札を実施した旧一電発電のうち、募集量を事前に公表していた旧一電発電に関して、新電力から、旧一電小売が全て落札すると募集量が全て約定されてしまい、新電力は落札できなくなることから、新電力が落札するためには、当該旧一電小売よりも高い価格で入札せざるを得ない一方、募集量に占める新電力の総需要量の割合は限定的であり、新電力が全て落札したとしても、募集量から新電力の総需要量を差し引いた残量について、当該旧一電小売は、最低入札価格で約定ができることとなり、その結果、当該旧一電小売は、自社の需要量のうち、相当程度を最低入札価格で確実に落札することが可能となる構造になっているという意見があった。

需要量の差異により、新電力の方が旧一電小売よりも実質的に高額で応札しなければならない点は、入札における構造上の問題であることから、例えば、購入可能量の上限や入札回数に係る制限の撤廃、落札価格の決定方法の変更等、当該問題を解消するための措置を講ずることが競争政策上望ましい。

4 (その他) 常時バックアップとベースロード市場の整合性

前記第3の6(2)ウ(57頁参照)のとおり、ベースロード市場は、常時バックアップと共通の政策目的(新電力の電源アクセス確保)及び共通の制度形態(非対称規制)を有し、相互に制度同士が関連しているため、両制度を併せてその在り方についての議論を行うべきという意見が旧一電及び新電力の双方からあった。

内外無差別な卸売に係る取組等により、新電力の電源アクセスが確保され、その政策目的が達成された場合のベースロード市場への供出の義務付けやベースロード市場の在り方については、こうした制度同士の関連性を十分に考慮した上で議論することが望ましい。

仮に、ある地域で一方を廃止し、一方を存続させるなど、常時バックアップとベースロード市場との間で在り方の判断が異なるような場合には、その判断の根拠となる政策目的や必要性を整理した上で、当該政策目的や必要性に即した制度設計を行うことが望ましい。

第6 旧一電の発電部門と小売部門の在り方に係る独占禁止法・競争政策上の考え方

本項目においては、前記第4（58頁から66頁参照）を踏まえ、これらを概括しつつ、旧一電の発電部門と小売部門の在り方について、独占禁止法上及び競争政策上の観点から検討を行う。

1 旧一電発電からの卸料金を踏まえた旧一電小売の小売料金の設定

前記第2の5(1)（13頁及び14頁参照）、同(2)ア(14頁から16頁参照)及び同(3)ウ(4)（27頁参照）のとおり、発電分野、卸電力分野及び小売分野それぞれにおいて旧一電が高いシェアを有していることを踏まえると、発電部門から小売部門に内部補助が行われ、旧一電小売における調達価格（旧一電発電からの卸売価格も含む。）が、旧一電小売の小売料金に適正に反映されず、旧一電小売の小売料金が採算の取れないような水準となっている場合、新電力は旧一電小売と競争を維持することが困難となるおそれがある。

旧一電小売が、正当な理由⁵⁴なく、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不当廉売）。

現状、小売分野において大きなシェアを有している旧一電小売の小売料金（規制料金を含む。以下第6の1及び2において同じ。）が、新電力の小売料金にとっての一種の指標となっている中で、例えば、燃料価格の高騰に伴い、旧一電発電からの卸売価格や卸電力市場価格が高騰しているような局面において、旧一電発電から旧一電小売への卸売価格が、旧一電小売の小売料金に適正に反映されておらず、旧一電小売の小売料金が採算の取れないような水準となっている場合、新電力は旧一電小売の小売料金に対抗できる小売料金を設定することは困難であり、たとえ旧一電発電から旧一電小売及び新電力への卸価格及び契約条件が同等であったとしても、新電力が競争上不利となり、電力市場から退出せざるを得ない状況が生じ得る。

前記第4の1(2)（58頁及び59頁参照）のとおり、電取委の調査で、旧一電小売の調達価格が小売価格を上回る事例が複数確認されているところ、このような状況が継続することは、旧一電小売と新電力の公正な競争環境の確保の観点から望ましくない。

当該状況が生じる原因の一つに規制料金の存在が挙げられているところ、規制料金の影響を正確に把握し、対処するためにも、まずは実際に調達価格と小売価格の逆転が生じている料金を特定した上で、逆転が生じている料金に対しては是正のための方策を講じる必要があると考える。

したがって、電取委においては、電圧の種類や規制料金・自由料金の動向も踏まえたより詳細な監視を行い、規制料金が障害となっていることが確認された場合には、中長期的な影響も踏まえた上で、是正に向けた必要な検討を行うことが望ましい。

⁵⁴ なお、正当な理由として考慮し得る場合としては、例えば、燃料費調整において、燃料費が上昇した場合に小売料金へ反映される時期が遅れる、いわゆる「期ずれ」によって、一時的に小売料金が調達価格を下回る場合等が考えられる。

2 持続的な競争環境確保のための実効的方策

前記1のとおり、発電部門から小売部門に内部補助が行われ、旧一電小売における調達価格（旧一電発電からの卸売価格も含む。）が、旧一電小売の小売料金に適正に反映されず、旧一電小売の小売料金が採算の取れないような水準となっている場合、新電力は旧一電小売と競争を維持することが困難となるおそれがある。

前記第4の1(2)（58頁及び59頁参照）のとおり、電取委による旧一電の小売料金に係る監視（旧一電小売の調達平均価格と小売平均価格の比較）の結果、旧一電小売の調達価格が小売価格を上回る事例が複数確認されており、制度設計専門会合において、これらの状況が今後も続く場合、発電部門から小売部門へ内部補助を行うことで小売部門の赤字を補填している懸念が強まる旨が表明されている。こうした電取委による小売料金に係る監視については、引き続き実施されることが望ましい。

他方、旧一電小売の小売平均価格が調達平均価格を下回っていない場合であっても、供給に要する費用を適正に転嫁せず、旧一電小売において当該費用が回収できないような小売料金で継続的に販売を行い、小売部門としては損失が生じているが、発電部門からの利益補填や、部門間の費用の付け替えによって、小売部門の採算を合わせているような場合は、結果的に旧一電小売と新電力との競争をゆがめることにつながる可能性があり、旧一電のシェアが高い状況においては、当該可能性は常に存在している。

したがって、小売市場における公正な競争環境の確保の状況や、発電・小売分野が自由化された分野であることも踏まえ、不当な内部補助が行われていないことを確認するという目的に照らして、事業者に過度な負担を課すことにならないよう留意しつつ、中長期的な観点からは、発電部門から小売部門への内部補助が行われていないことをより直接的に担保できるようにすることも考えられる。

前記第4の2(2)ウ（63頁から65頁参照）のとおり、現在、旧一電各社において、発電部門と小売部門の各収支について、管理会計が行われているものの、飽くまでも各社で独自に行われているものであり、統一的な会計基準はなく、仮に発電・小売全体で採算が取れていた場合であっても、発電部門の収益によるものか、小売部門の収益によるものかを判断できないことがあり得る。また、前記第4の1(1)（58頁参照）のとおり、旧一電は、令和4年度から、各社のウェブサイト等において、発電事業営業費用と小売電気事業営業費用の明細表をそれぞれ公表しているが、飽くまでも概要であって、費用明細の詳細を公認会計士等の第三者が確認するスキームとはなっていない。

このことから、例えば、経済産業省（資源エネルギー庁又は電取委）が統一的な会計基準を設けた上で、旧一電の発電部門と小売部門で損益計算書をそれぞれ作成させることとし、費用の付け替え等の不当な内部補助が行われていないかを公認会計士、監査法人等の第三者に監査させ、監査証明書を資源エネルギー庁又は電取委に提出させるなどの取組を検討することが考えられる。

3 発販分離

前記1及び2の取組を進めてもなお、小売市場における公正な競争環境が確保されない場合には、平成24年報告書において記載しているとおり、旧一電の発電・卸売部門が、「発電・卸売部門と小売部門を分離して、別個の取引主体とすること」が考えられる。

【平成24年報告書26頁（抜粋）】

通常の市場であれば、競争力のある原材料を調達することは、競争そのものであり、調達に失敗した事業者が商品の販売市場において劣後しても、それは競争の結果にすぎない。しかし、電力市場における競争力のある電源の偏在は、一般電気事業者が、地域独占体制下で設備競争の余地もなく、総括原価方式に基づく料金規制により、建設に要した費用を確実に回収できる環境下で発電所を建設・取得する中で生じたものである。これらのことを踏まえれば、新電力への電力供給を行うインセンティブを確保することができるように、発電・卸売部門と小売部門を分離して、別個の取引主体とすることが考えられる。

一般電気事業者の発電・卸売部門と小売部門を分離した場合、発電・卸売部門にとっては、新電力への電力供給によって利益を増やすことができる限り、新電力に供給することが経済合理的な行動であり、小売部門の競争上の利害に配慮して新電力への電力供給を抑制し、又は新電力に対してのみ高価格を設定するなどのインセンティブは働かなくなることが期待される。

ただし、発電・卸売部門と小売部門の分離において、いわゆる所有分離（各部門が相互に資本関係を有しない別法人となることをいう。）の形態を選択しない場合には、発電・卸売部門と小売部門を合わせたグループ全体としての利潤最大化のために、発電・卸売部門にとっての利益拡大にならなくても、新電力への電力供給を抑制し又は高価格を設定するインセンティブが残り得る。しかし、少なくとも法人として分離されれば、発電・卸売部門と小売部門の間の取引条件と、発電・卸売部門と新電力の間の取引条件は、発電・卸売部門にとって同じ取引先小売業者に対する取引に係るものとして比較され得るものとなる。前述のとおり地域独占体制と総括原価方式に基づく料金規制を背景として電源を確保することが可能であった一般電気事業者にとって、発電・卸売部門が新電力への電力供給を抑制し、又は新電力への電力供給において小売部門への供給条件と比較して合理的に説明することのできない差別的な条件を設定することはより困難となることが考えられる。

ただし、前記第3の1(2)イ（36頁及び37頁参照）のとおり、既に発販分離を行っている旧一電発電及び旧一電小売についてみると、発販分離時において、相互に長期契約を締結したことにより、内外無差別のコミットメント後も、発販分離した小売電気事業者が、優先的に電源を確保する状況が継続しているという問題が生じている。

したがって、今後、発販分離を行う場合には、発販分離時において、旧一電小売と新電力との間で、不当に差別的な取扱いが行われていないかについて、電取委による監視を行うことが不可欠である。

第7 公正取引委員会の今後の取組

本報告書においては、電力の卸分野における相対取引を中心に、旧一電及び新電力の取引実態等についての調査結果及び独占禁止法又は競争政策上の考え方を示した。

電力分野における実態調査は、調査範囲を卸分野の取引に限定するものではないため、小売分野等の取引における実態把握を継続し、独占禁止法上の問題や競争政策上の課題について必要な提言等を行っていく。

なお、OECD 競争委員会第2作業部会における議論のバックグラウンドノート⁵⁵でも示唆されているとおり、競争環境の整備や競争政策の観点から問題のある事態への対処については、競争当局と規制機関が連携し、それぞれの権限に基づいて効果的な対応を行うことが重要である。

したがって、公正取引委員会としては、経済産業省（資源エネルギー庁及び電取委）とも連携し、卸分野の取引について注視するとともに、今後、独占禁止法上問題となる具体的な事例に接した場合には厳正に対処していく。

⁵⁵ OECD (2022), Competition in Energy Markets, OECD Competition Policy Roundtable Background Note, www.oecd.org/daf/competition/competition-in-energy-markets-2022.pdf. Chapter5.1.

あ行

・ **一般送配電事業**

自らが維持及び運用する送電用及び配電用の電気工作物（前者は発電所からの送配電線等）により、その供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う（発電事業者から受けた電気を一般の需要に応じて供給する）事業。

・ **一般送配電事業者**

一般送配電事業を営むことについて経済産業大臣の許可を受けた者。

・ **一般電気事業者**

平成 28 年 4 月改正前の電気事業法において、一般電気事業（一般の需要に応じて電気を供給する事業）を営む事業者として経済産業大臣の許可を受けた者。平成 28 年 3 月以前は、全国 10 エリアごとに、一つの民営会社が、発電から送電・配電を一貫して行う体制により、一般電気事業者としての許可を受けており、許可を受けた供給区域内における一般の需要家や、供給区域内において新電力や他の一般電気事業者からの供給を受けていない需要家に対して供給を行う義務を負っていた。また、一般電気事業者は、一般の需要に応じる電気を供給するためには、電気料金や供給条件について経済産業大臣の認可を受ける必要があった。

・ **インバランス**

小売電気事業者又は発電事業者が作成した需要計画又は発電計画の計画値と実績値の差のこと。平成 28 年 4 月の小売全面自由化後に導入された計画値同時同量制度において、小売電気事業者及び発電事業者は、それぞれ 1 日を 48 コマに分割した 30 分単位のコマごとに需要計画又は発電計画を作成し、実需給の 1 時間前（ゲートクローズ）までに需給を一致させなければならないとされている。インバランスが発生した場合は、一般送配電事業者があらかじめ契約により確保した需給調整用の電源等（調整力）を用いて解消するよう調整し、インバランスを発生させた者は、インバランス分の電気について、一般送配電事業者との間で事後精算を行う。インバランスには、需要実績が需要計画を上回る又は発電実績が発電計画を下回る「不足インバランス」（不足分を卸電力市場価格より高い価格で一般送配電事業者から買い取る）と、需要実績が需要計画を下回る又は発電実績が発電計画を上回る「余剰インバランス」（余剰分を卸電力市場より安い価格で一般送配電事業者に買い取ってもらう）がある。

・ **オプション価値**

変動数量契約に係るオプション（通告変更権、通告変更可能幅等）の価値。契約時点で数量を確定する確定数量契約と比べ、変動数量契約は売手（発電）が供給調整の負担を負うこととなるため、当該負担に応じた価値を価格として算定し、卸売価格に上乘せしている旧一電も存在している。

・ **卸供給事業者**

平成 28 年 4 月改正前の電気事業法において、一般電気事業者に電気を供給する卸電気事業者以外の者で、一般電気事業者と 10 年以上にわたり 1,000kW を超える供給契約又は 5 年以上にわたり 10 万 kW を超える供給契約を交わしている者。現在の電気事業法においては発電事業者に該当する。

・ **卸電気事業者**

平成 28 年 4 月改正前の電気事業法において、一般電気事業者に電気を供給する事業者で、200 万 kW を超える発電設備を有する者。現在の電気事業法においては発電事業者に該当する。

・ **卸電力市場**

電力の卸売市場（marketplace）の総称。このうち、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）は、電気事業法における「卸電力取引所」の指定を受けており、同法人が運営する卸電力市場

には、スポット市場、時間前市場、先渡市場、ベースロード市場等の卸売市場が開設されている。

- ・ **卸標準メニュー**

旧一電によるコミットメントに基づく内外無差別な卸売に係る取組のうちの一つであり、旧一電が通年契約の具体的条件（通告変更の幅・タイミングなどオプションの詳細、負荷パターン等）として設定・公表するもの。

か行

- ・ **会計分離**

一つの事業者の内部で部門や事業ごとにそれぞれ独立した会計処理を行うこと。かつては、一般電気事業者の送配電部門の公平性や中立性を確保し、競争環境を整備するための発送電分離の一形態として実施され（当時の電気事業法では会計整理という用語を使用）、一般電気事業者の送配電部門と他の部門との会計を分離し、送配電部門において生じた利益によって他部門の赤字を補填することが禁止された。現在は、旧一電の発電部門と小売部門の会計を分離して、発電部門と小売部門の間の取引の透明化や不当な内部補助を防止するための一つの方策として用いられている。

- ・ **確定数量契約**

相対契約の種類の一つで、契約時点において数量をあらかじめ定めた契約。

- ・ **火力電源入札制度**

平成 7 年の電気事業法改正により、発電分野の自由化（発電事業への参入に係る許可制が原則撤廃されたこと）に伴い、新規参入者の参入機会の確保及び一般電気事業者の供給コスト削減を目的として、一般電気事業者の新規電源調達に当たって導入された制度。平成 17 年に JEPX が整備されたことに伴い廃止されたものの、平成 24 年 9 月に策定された「新しい火力電源入札の運用に関する指針」に基づき、規制料金に係る審査において、本制度に基づき入札を経た電源は落札価格を適正な原価とみなし、入札を経していないものは、入札された場合に想定される価格等を参考にしつつ査定するという仕組みの下で、一般電気事業者が電源の新設・増設・リプレースを行おうとする場合には、本制度に基づく入札を実施することとなった。

- ・ **間接オークション**

全ての地域間連系線（用語集 85 頁参照）の利用について JEPX を介して行う仕組み。地域間連系線を跨ぐ取引について、売り手はスポット市場に売電し、買い手はスポット市場から購入し、当事者間の契約で定めた売買金額とスポット市場における約定価格との差額を精算する。

- ・ **規制料金（経過措置料金）**

平成 28 年 4 月の小売全面自由化に当たり、旧一電の「規制なき独占」に陥る事態を防ぐこと及び需要家保護の観点から、平成 26 年改正の電気事業法において、低圧需要家向けの小売規制料金等については、令和 2 年 3 月末までは、全国全ての区域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続すること、また、電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する供給区域は、同年 4 月以降も規制料金が存続することが規定された（附則第 16 条第 1 項、第 6 項及び第 7 項）。その後、令和元年 7 月、全ての旧一電の供給区域が経済産業大臣の指定を受けたことで、令和 2 年 4 月以降も当該区域において旧一電の規制料金が存続することとなった。規制料金には、低圧需要家向け料金以外に、農事用電力向け料金及び公衆街灯用向け料金がある。

- ・ **旧一般電気事業者**

平成 28 年 4 月改正前の電気事業法に基づく一般電気事業者（用語集 81 頁参照）の現在の総称。

- ・ **供給区域（供給エリア）**
平成 28 年 4 月改正前の電気事業法に基づく各一般電気事業者が許可を受けていた供給区域。
- ・ **共同火力発電所**
複数の旧一電や新電力等が共同出資して建設した火力発電所。
- ・ **共同水力発電所**
複数の地方公共団体や事業者等が出資して建設した水力発電所。
- ・ **グロス・ビディング**
卸電力取引所のスポット市場における取引について、余剰電力の取引に加えて、旧一電の社内取引分を含めて売買する取組。導入によって、①卸電力市場の流動性向上、②価格変動の抑制及び③透明性の向上という 3 つの効果が期待された。
- ・ **限界費用**
ものを生産する際、1 単位分を追加生産するために必要となる費用のこと。電力分野においては、電力を 1kWh 追加的に発電する際に必要となる費用を指す。
- ・ **高圧**
600V（交流）又は 750V（直流）超 7,000V 以下の供給電圧であり、契約電力が 50kW 以上 2,000kW 未満の需要家において使用される。
- ・ **公営発電所**
地方公共団体等が運営する太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電等の発電所。
- ・ **コミットメント**
旧一電の発電部門から小売部門への不当な内部補助を防止するため、電取委からの要請により、令和 2 年 7 月、旧一電各社において、中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、①社内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に卸売を行うこと、②小売について、社内（グループ内）取引価格等をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うことを内容とするコミットメントが行われた。コミットメントの実施状況については、電取委において、定期的にフォローアップが行われている。

さ行

- ・ **最終保障供給（義務）**
特別高圧及び高圧の需要家が、いずれの小売電気事業者（みなし小売電気事業者を含む。）からも電気の供給を受けられないような場合に、各区域の一般送配電事業者が最終的な電気の供給を行うもの。電気事業法において、一般送配電事業者に対して最終保障供給義務が課せられている。
- ・ **先物市場（先物取引）**
電力の先物取引は、将来の売買についてその時点の価格・数量での購入を約束する取引であり、現物（電力）の受渡しは行われず、全て金銭で精算・決済される（差金決済）。東京商品取引所において電力先物市場が開設されているほか、欧州を中心に展開するエネルギー取引所である「European Energy Exchange」(EEX) においても、日本の電力先物市場が開設されており、スポット市場価格の変動リスクのヘッジ機能、相対取引における取引当事者間の信用リスクのヘッジ機能等、電気事業者の経営安定化に資する市場として利用されている。
- ・ **先渡市場**
JEPX が開設する卸電力市場の一つで、将来の一定期間（1 年間・1 か月間・1 週間）に受け渡す電気を取引する。将来受け渡される電気の価格を固定化したい（価格ヘッジ）際の利用に

適しており、24 時間型（24 時間を通して受け渡されるもの）、昼間型（平日の 8 時から 18 時の間だけ受け渡されるもの）の 2 種類があり、期間と型の組み合わせで、「年間 24 時間型商品」、「月間 24 時間型商品」、「月間昼間型商品」、「週間 24 時間型商品」及び「週間昼間型商品」の 5 種類の商品がある。

・ 時間前市場

スポット市場が取引を終了した後に、発電機のトラブルが起きたり、天気が予報より大きく変わったりした場合に、計画値からズレが生じ、電力の追加的な確保が必要になるときに活用される卸電力市場。実需給の 1 時間まで開いており、小売電気事業者がインバランスの発生を回避するために卸電力市場から調達できる最後の機会となる。

・ 需給管理

需要計画と需要（供給）実績の差が出ないように管理すること。小売電気事業者には、需要の計画値と実績値を一致させる「計画値同時同量制度」が導入されており、需要の計画値と実績値に差異（インバランス）が生じた場合は、インバランス料金を支払わなくてはならない。

・ 所有権分離（所有分離）

持株会社や親子会社関係にある事業者間の資本関係を解消して、それぞれを完全に独立した事業者に分離する方法。

・ シングルプライスオークション

スポット市場等において用いられている約定方式で、卸電力取引所において、全ての売り札と買い札について、価格と数量に応じて積み上げ、需要曲線と供給曲線が交わる均衡点を算出し、1 コマにつき一つの約定価格を決定する。約定価格以上の買い入札及び約定価格以下の売り入札が約定することとなる。

・ 制度検討作業部会

経済産業省資源エネルギー庁に設置されている審議会のうちのひとつで、平成 29 年 2 月に電力・ガス基本政策小委員会（用語集 85 頁参照）の下に設置されてから現在に至るまで、電力システムの詳細制度設計について議論が行われている。

・ 制度設計専門会合

電取委に設置されている審議会のうちのひとつで、平成 27 年 10 月に設置されてから現在に至るまで、電力・ガス取引の監視に必要な詳細制度の設計や様々な課題等について議論が行われており、公正取引委員会もオブザーバー参加している。

・ 総括原価方式

電気料金の算定に当たって、電気を安定的に供給するために必要であると見込まれる費用に利潤を加えた額（総原価等）と電気料金の収入が等しくなる算定方式であり、総括原価方式によって、発電所の建設に要した費用等を確実に回収することが見込まれる。

・ 送電

発電所において発電された電気等を消費地（地域の変電所）まで送ること。

・ 送電事業

自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物（送電線など）により一般送配電事業者又は配電事業者に振替供給を行う（発電事業者から受けた電気を一般送配電事業者や配電事業者に供給する）事業。

・ 送電事業者

送電事業を営むことについて経済産業大臣からの許可を受けた者。

・ **託送供給**

小売電気事業者等が小売電気事業等のために調達した電気について、発電事業者から一般送配電事業者が受電し、一般送配電事業者の送配電ネットワークを介して、一般送配電事業者の供給区域内における電気の需要者（一般家庭等を含む全ての顧客）へ供給すること。

・ **託送料金**

託送供給に当たって、電気を送る際に小売電気事業者が利用する送配電網の利用料金として一般送配電事業者が設定するものであり、電気事業法に基づき経済産業大臣の認可制となっている。新規参入する小売電気事業者だけではなく、旧一電小売が送配電網を利用する際にも、各社が販売した電気の量に応じて託送料金を負担している。

・ **地域間連系線**

異なる供給区域の系統設備を相互に接続する送電線のこと。これにより供給区域を越えた電力融通が可能となる。

・ **調整力**

一般送配電事業者が電力の需給の調整に使う電力のこと。電力の供給と需要は常に一致している必要がある（同時同量の原則）、これらのバランスが崩れた場合、電気の品質（周波数）が乱れ、電気の供給を正常に行うことができなくなる。一般送配電事業者が公募調達するほか、令和3年度から新設された需給調整市場による調達が行われている。

・ **通告変更権**

発電事業者（旧一電発電を含む。）と小売電気事業者（旧一電小売を含む。）の間の相対契約において設定されている小売電気事業者が有している権利で、小売電気事業者は、発電事業者からの受給量について、契約で定められた通告変更期限まで、契約の範囲内で柔軟に増減できる。小売部門は、小売需要の変動や他の調達状況（卸電力市場価格等）に応じて発電事業者からの受給量を変更できる一方、発電事業者は、権利保有者の事情に応じて発電量を増減させるためのコストを負担しなければならない。相対契約において通告変更権が設定されている場合は、通告変更権に係る対価が卸料金に上乗せされていることが多い。

・ **低圧**

600V 以下（交流）又は 750V 以下（直流）の供給電圧であり、契約電力が 50kW 未満の一般家庭等の需要家において使用される。

・ **適正な電力取引についての指針**

公正取引委員会と経済産業省が共同で策定している指針であり、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法又は電気事業法上問題となる行為等を記載している。平成 11 年 12 月に策定され、これまで電気事業法の改正や制度の改廃等に伴い、随時改定を行っている。公正取引委員会においては「電力ガイドライン」、経済産業省においては「適取ガイドライン」の通称が使われている。

・ **出なり（契約）**

水力・太陽光・風力など、出力変動が困難な発電設備において発電された電力の全量をそのまま購入する契約。

・ **電力・ガス基本政策小委員会**

経済産業省資源エネルギー庁に設置されている審議会のうちのひとつで、正式名称は「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会」である。平成 28 年 10 月に設置されてから現在に至るまで、電力・ガス事業の制度設計について、エネルギー政策の基本的視点から総合的な検討を行っており、議案に応じて、公正取引委員会もオブザーバー参加している。

- ・ **電力・ガス取引監視等委員会**

平成 27 年に成立した改正電気事業法に基づき、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会が同年 9 月 1 日に設立され、平成 28 年 4 月 1 日に、ガス事業及び熱供給事業に関する業務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会に改称された。委員会は、委員長及び委員 4 名で構成され、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうち、経済産業大臣により任命され、委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされている。

- ・ **電力広域的運営推進機関**

全国の需給状況や系統の運用状況の監視等を行う電気事業法に基づく認可法人で、全ての電気事業者は同機関への加入が義務付けられている。

- ・ **特定送配電事業**

自らが維持及び運用する送電用及び配電用の電気工作物（送配電線など）により特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する（一般的には、発電事業者から受けた電気を小売供給する、又は小売電気事業者、一般送配電事業者若しくは配電事業者に供給する）事業。

- ・ **特定送配電事業者**

特定送配電事業を営むことについて経済産業大臣に届出をした者。

- ・ **特別高圧**

7,000V（受電電圧が 20,000V（20kV））超の供給電圧であり、契約電力が 2,000kW 以上の需要家において使用される。

な行

- ・ **内外無差別**

旧一電の発電部門又は発電事業者等が、自己の小売部門又はグループ内の小売電気事業者との内部取引の条件を他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件に比して有利に取り扱っていない状態、かつ、他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件を自己又はグループ内の小売部門との内部取引の条件に比して不利に設定していない状態のこと。令和 2 年 7 月に、電取委からの要請に応じて旧一電各社が行ったコミットメントに基づき、旧一電各社が自主的取組として進めている。

- ・ **日本卸電力取引所（JEPX）**

平成 15 年 11 月に、全国規模の卸電力市場を運営するための私設の任意の取引所として創設され、平成 28 年 4 月に、電気事業法に基づく国の指定法人に指定された。現在、日本卸電力取引所に開設されている卸電力市場は、スポット（一日前）市場、時間前（当日）市場、先渡市場、ベースロード市場がある。また、再生可能エネルギー発電や原子力発電などの非化石電源で発電された電気が持つ「非化石価値」を取り出し、非化石証書にして売買する「非化石価値取引市場」も運営している。

- ・ **燃料費調整（制度）**

燃料価格の変動に応じて、自動的に契約単価に燃料費調整額が加算又は減算される仕組み。燃料費調整額の算出方法は、旧一電によってまちまちであるが、主に、貿易統計における原油価格、LNG 価格、石炭価格等を基に算出されることが多い。

・ **配電**

消費地（地域の変電所）まで送電された電気を需要家に送ること。

・ **配電事業**

自らが維持し、及び運用する配電用の電気工作物（配電線など）によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う（一般的には、一般送配電事業者から受けた電気を一般の需要に応じて供給する）事業。

・ **配電事業者**

配電事業を営むことについて経済産業大臣からの許可を受けた者。

・ **発送電分離**

送配電網の中立性・公平性を担保するための方策として、送配電部門と他の部門を分離すること。発送電分離の方法としては、主に「会計分離」、「法的分離」、「所有権分離」及び「機能分離」（送配電設備は電力会社に残したまま、送電線の運用や指令を出す機能（系統運用機能）のみを別の組織に分離する方法）がある。我が国においては、平成 15 年の電気事業法改正によって、一般電気事業者の送配電部門と他の部門の会計を分離（会計分離）し、送配電事業で得た情報の目的外利用や差別的な取扱いの禁止等を規定するなどの取組が行われたが、会計分離では中立性の確保が不十分という議論を経て、平成 27 年の電気事業法改正により、令和 2 年 3 月から法的分離が実施された。

・ **発販一体**

旧一電のうち、発電部門と小売部門が別法人化（法的分離）していない事業形態。

・ **発販分離**

旧一電のうち、発電部門と小売部門を別法人化（法的分離）している事業形態。

・ **非化石証書**

非化石価値（発電時に二酸化炭素を排出しないという、電気の持つ環境価値の一種）を証明する証書。平成 30 年 5 月から開始された非化石価値取引市場で取引され、電力会社は当該市場において電力とともに非化石証書を購入することで、「二酸化炭素を排出しない電気（環境負荷の少ない電気）」として販売することができる。

・ **非対称規制**

競争の促進を目的に、事業者に応じて異なる規制をかけること。

・ **FIT 制度 (Feed-in Tariff)**

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）で発電した電力を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づくもの。平成 24 年から制度が開始され、買取義務者は小売電気事業者であったが、平成 29 年から、買取義務者が送配電事業者に変更されるなどの制度変更が行われている。

・ **FIP 制度 (Feed-in Premium)**

再生可能エネルギー源で発電した電力の売電価格に一定のプレミアム（補助額）を上乗せすることで再エネ導入を促進する制度。令和 4 年から制度が開始されている。

・ **プライススキーズ**

川下市場で事業活動を行うために必要な商品を供給する川上市場における事業者が、自ら川下市場においても事業活動を行っている場合がある。このような場合において、供給先事業者に供給する川上市場における商品の価格について、自らの川下市場における商品の価格より

も高い水準に設定したり、供給先事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする行為。マージンスクイズという場合もある。

- ・ **ベース需要**

時間や季節に応じた需要の増減に関係なく常時必要となる需要分。

- ・ **ベースロード電源**

継続的な稼働が可能で、発電コストが比較的安く、安定した供給が見込める電源を指し、具体的には、石炭火力、原子力、大型水力及び地熱が該当する。その他の電源の分類としては、「ミドル電源」（発電コストがベースロード電源に次いで安く、電力需要の変動に応じた出力変動が可能な電源。LNG火力、LPガス火力等が該当）や、「ピーク電源」（発電コストは高いが電力需要の変動に応じた出力変動が容易な電源。主に石油火力、揚水式水力等が該当）がある。

- ・ **変動数量契約**

相対契約の種類の一つで、契約で定められた範囲内において数量を変更することが可能な契約。数量、価格以外の条件（オプション）として、買手（小売）から売手（発電）に対する通告変更権（通告変更可能幅、通告変更期限等）を設けることで、買手（小売）が数量の変更権を持つことが多い。ただし、あらかじめ発電量を確定させず全量を受電する「出なり」契約（用語集 85 頁参照）など、売手（発電）が数量の変更権を有するものもある。

- ・ **法的分離（法人分離）**

一つの事業者を事業部門ごとに別の法人として分割し、各事業部門の行為、会計、従業員等を明確に区分する方法。現在電力業界においては、沖縄以外の区域における発送電分離と、東京電力グループ及び中部電力グループの発電分離がこの方法により行われている。

ま行

- ・ **マルチプライスオークション**

事前に単位時間ごとに高い価格から並べた買い注文と、価格を指定しない（成り行き価格）売り注文で、量に合わせて複数の取引価格が決定される方式。

- ・ **みなし小売電気事業者**

旧一電の小売部門又は小売電気事業者を指す。みなし小売電気事業者は、電気事業法に基づき特定小売供給約款（低圧需要家向けの規制料金（経過措置料金））を定める義務が課せられており、変更にあたって経済産業大臣の認可を受けなければならない。

や行

- ・ **容量市場**

将来の供給力(kW)を確保するための市場であり、供給力(kW)の確保は、実際に電気を使用する年（実需給年度）の4年前に、電力広域的運営推進機関（用語集 86 頁参照）がオークション方式で実施する。容量市場の応札事業者（発電事業者等）は、オークションで落札した場合、4年後に供給力を提供することで対価（容量確保契約金）を受け取ることができる。小売電気事業者等は、自社の需要規模等に応じた金額を容量拠出金（全ての小売電気事業者に対して容量拠出金の支払が義務付けられている。）として電力広域的運営推進機関に支払い、同機関から落札者に対して容量確保契約金として支払われる。

- ・ **容量確保契約金**

容量市場の落札者に対して電力広域的運営推進機関から支払われる対価。電力広域的運営推進機関は、小売電気事業者等から需要規模等に応じた金額を容量拠出金として徴収する。

- ・ **容量拠出金**

容量市場の導入に伴い、国全体で必要な供給力(kW 価値)を、市場管理者である電力広域的

運営推進機関が容量市場を通じて一括確保することとなり、電力広域的運営推進機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収する。電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務があり、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置付けられている。